

平成24年上富良野町決算特別委員会会議録（第1号）

平成24年10月3日（水曜日） 午前9時00分開会

○委員会付託案件

議案第10号 平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第9号 平成23年度上富良野町企業会計決算認定の件

○議事日程

開会宣告・開議宣告

1 正・副委員長選出

2 議案審査

(1) 付議事件名〔平成24年第3回定例会付託〕

議案第10号 平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第9号 平成23年度上富良野町企業会計決算認定の件

(2) 日程

①書類審査〔第2会議室へ移動し2分科会による分担審査〕

②担当外の書類審査

③全体での書類審査

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	今村 辰義 君
委員	佐川 典子 君	委員	小野 忠 君
委員	村上 和子 君	委員	米沢 義英 君
委員	金子 益三 君	委員	徳武 良弘 君
委員	谷 忠 君	委員	岩崎 治男 君
委員	一色 美秀 君	委員	岡本 康裕 君

（議長 西村昭教君（オプザバー））

○欠席委員（0名）

○遅参委員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山 富夫 君	副町長	田浦 孝道 君
教育長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
議選監査委員	中村 有秀 君	会計管理者	中田 繁利 君
総務課長	田中 利幸 君	産業振興課長	前田 満 君
農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君	保健福祉課長	坂 弥雅彦 君
健康づくり担当課長	岡崎 智子 君	町民生活課長	北川 和宏 君
建設水道課長	北向 一博 君	教育振興課長	野崎 孝信 君
ラベンダー・ハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	松田 宏二 君

関係する主幹・担当職員

○議会事務局出席職員

局長	藤田 敏明 君	主査	佐藤 雅喜 君
主事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

○事務局長(藤田敏明君) おはようございます。
決算特別委員会に先立ち、議長と町長からごあいさつをいただきます。

初めに、議長からごあいさつをいただきます。

○議長(西村昭教君) 大変皆さん御苦勞さまでございます。

決算特別委員会ということで、きょうから3日間それぞれ議員の皆さん方、あるいは理事者の皆さん方に御足勞をいただくところでありますけれども、例年皆さん御存じのとおり、数字は十分監査の方々に確認をしていただいておりますので、それに基づいて行われた事業がどういう成果を上げたかということが一番の問題でありますので、それが、また次の年の事業に継続してつながっていくということでございますので、そういう視点から、ひとつ見いただければありがたいかなと思います。

あわせまして、来年の予算にも、またつながっていくものでありますので、その視点も、またひとつ頭の片隅に置いて、よろしく願いを申し上げます。

非常に細やかな部分もいろいろと成果報告書の中にもきちっと出ておりますので、そういうものにとらみ合わせながら実りのある質問等をしていただければ幸いかと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局長(藤田敏明君) 続きまして、町長からごあいさつをいただきます。

○町長(向山富夫君) 皆さんおはようございます。

大変皆さん方には、お忙しい中、本日から3日間の予定で決算特別委員会を開催していただくこととなったところでございます。ただいま議長のほうからごあいさついただきましたように、平成23年度の事業の取り組みについて御審査をいただくわけでございます。私ども町民の皆さん方から付託を受けまして、限られた資産を最大限に町政のために反映させるというようなことで取り組みをまいったところでございます。

さらに、この決算特別委員会を通じまして、皆様方から御指導、あるいは御助言等を賜りながら、さらにその成果を次年度に生かしていくべく心がけてまいりたいというふうに思います。そういう意味におきまして、皆様方から御審査を賜りながら御意見を賜りたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくどうぞお願い申し上げます。

○事務局長(藤田敏明君) 正副委員長の選出でござ

いますが、平成24年第3回定例会で議長及び議会選出の監査委員を除く12名をもって決算特別委員会を構成しておりますので、正副委員長の選出については、議長からお諮りを願います。

○議長(西村昭教君) 正副委員長の選出についてお諮りをいたします。

議会運営に関する先例により、委員長に副議長、副委員長に総務産建常任委員長ということで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長に長谷川德行君、副委員長に今村辰義君と決しました。

○事務局長(藤田敏明君) 長谷川委員長は委員長席へ移動願います。

(長谷川委員長、席へ移動)

○事務局長(藤田敏明君) それでは、長谷川委員長からごあいさつをいただきます。

○委員長(長谷川德行君) 皆さんおはようございます。第3回の定例会において上程されました23年度の各会計決算及び企業決算の認定が、まだ十分な審査が必要ということで決算特別委員会が設置されまして、先例によりまして委員長に就任いたしました。よろしく申し上げます。

御案内のとおり、この委員会は、私たち議会が23年度予算を議決した内容がどのように執行されたか、また、町民の福祉にどのように寄与されたか、そして町民のQOL向上にどのように寄与されたかを十分審査していただく貴重な委員会だと思いますので、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

そして委員各位におかれましては、二元代表制で選ばれた一人として、住民の期待と責任を負って忌憚のない質疑をしていただきたいと思います。

また、理事者、答弁者におかれましては、委員の質疑に対しまして本意を十分酌んでいただきまして、明快な答弁をお願いしたいと思います。

3日間にわたる委員会でございますが、円滑な運営を進めてまいりますので、委員各位並びに理事者の皆様方の特段の御協力をお願い申し上げまして、委員長就任のあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程について事務局長から説明させます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成24年第3回定例会において付託されました議案第10号平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件、議案第9号平成23年度上富良野町企業会計決算認定の件の2件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、会期は本日より10月5日までの3日間とし、本日は、これより会場を第2会議室に移し、議席番号順に2分科会を構成し、各分科会において分科長を選出し、担当会計の書類審査を正午まで行い、昼食休憩後、担当外の書類審査を午後3時までとし、その後、全体審査を午後5時15分まで行います。

2日目の4日は、議事堂において、一般会計の質疑を決算書により行います。

なお、歳出につきましては、款ごとに質疑を進めます。

3日目の5日は、議事堂において特別会計及び企業会計決算の質疑を決算書により行います。その後、分科会ごとに審査意見書案の作成、全体で審査をして成案を決定、理事者に審査意見書を提出し、理事者の所信表明、討論、表決という順序で進めます。

なお、分科会の構成は、13番長谷川委員長を除き、第1分科会は議席番号1番から6番までの6名の委員、第2分科会は議会選出の7番中村監査委員を除く議席番号8番から12番までの5名の委員となります。

本委員会の説明員は、町長を初め議案審議に関係する課長、主幹並びに担当職員となっております。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいまの説明のとおりにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいまの説明のとおりと決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いは委員長の許可としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱い

は委員長の許可とすることに決しました。

これより、本委員会に付託されました議案第10号平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第9号平成23年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

本件は、さきに説明が終了しておりますので、直ちに分科会を開催し、各分科長を選出の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。

なお、本委員会の書類審査は、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の審査とします。

なお、事前の資料要求がありましたので、協議の上、本日配付をしたところでありますので、審査の参考に願います。

念のために申し上げます。

書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があると思えますが、これについては、外部に漏らすことのないように十分御注意願います。

また、審査に当たって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら各分科会で協議し、決算特別委員会審査資料要求書に必要事項を記入の上、委員長に申し出てください。

なお、資料要求は、本日の書類審査までとし、あす以降の質疑応答中は要求できません。御了承願います。

これより、会場を第2会議室に移しますので、その間、暫時休憩といたします。

午前 9時12分 休憩

午前 9時15分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいまから、分科会ごとの書類審査を始めます。直ちに分科長を選出をお願いいたします。

（各分科会で分科長の選出協議）

○委員長（長谷川徳行君） 各分科長選出の報告を求めます。第1分科会。

（第1分科会から村上和子君と報告あり。）

○委員長（長谷川徳行君） 第2分科会。

（第2分科会から岩崎治男君と報告あり。）

○委員長（長谷川徳行君） 各分科長につきましては、ただいま報告のとおりであります。

それでは、12時まで担当の書類審査を始めてください。

（書類審査）

○委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

再開時間は、10時45分です。

午前 10時29分 休憩
午前 10時45分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

担当の書類審査を終了し、午後1時まで昼食休憩といたします。

午後 0時00分 休憩
午後 1時00分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 昼食休憩前に引き続き委員会を再開し、分科会の書類審査を続けます。

これより、午後3時まで担当外の書類審査及び全体書類審査を行います。

資料の要求については本日限りですので、分科長に申し出てください。

（書類審査）

○委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

再開時間は、15時です。

午後 3時00分 休憩
午後 3時15分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

以上で、全体での書類審査を終了いたします。

本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 明日は本委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、御出席の際には、各会計歳入歳出決算書及び各資料等を御持参願います。

以上です。

午後 4時00分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年10月3日

決算特別委員長 長 谷 川 徳 行

平成24年上富良野町決算特別委員会会議録（第2号）

平成24年10月4日（木曜日） 午前9時00分開会

○委員会付託案件

議案第10号 平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第9号 平成23年度上富良野町企業会計決算認定の件

○議事日程

開議宣告

1 議案審査

議案第10号 平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の質疑

(1) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書（歳入）

1款（町税）～21款（町債）

(2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書（歳出）

① 1款（議会費）～2款（総務費）

② 3款（民生費）

③ 4款（衛生費）

④ 5款（労働費）

⑤ 6款（農林業費）～7款（商工費）

⑥ 8款（土木費）

⑦ 9款（教育費）

⑧ 10款（公債費）～13款（災害復旧費）

散会宣告

○出席委員（12名）

委員 長	長谷川 徳行 君	副委員 長	今村 辰義 君
委員	佐川 典子 君	委員	小野 忠君 君
委員	村上 和子 君	委員	米沢 義英 君
委員	金子 益三 君	委員	徳武 良弘 君
委員	谷 忠 君	委員	岩崎 治男 君
委員	一色 美秀 君	委員	岡本 康裕 君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

○欠席委員（0名）

○遅参委員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
議選監査委員	中村 有秀 君	会計管理者	中田 繁利 君
総務課長	田中 利幸 君	産業振興課長	前田 満君 君
農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君	保健福祉課長	坂 弥 雅彦 君
健康づくり担当課長	岡崎 智子 君	町民生活課長	北川 和宏 君
建設水道課長	北向 一博 君	教育振興課長	野崎 孝信 君
ラベンダー・ハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	松田 宏二 君

関係する主幹・担当職員

○議会事務局出席職員

局長 藤田敏明君
主 査 佐藤雅喜君
主 事 新井沙季君

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

○委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより、決算特別委員会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、さきにお配りいたしました日程を進めていただくようお願い申し上げます。

なお、携帯の電源を切るか、マナーモードにしておいてください。

これより、平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定に関し、質疑を行います。

初めに、各会計決算の一般会計より質疑を行います。

一般会計の歳出については、款ごとに調書及び資料とあわせて質疑を行います。

委員及び説明員をお願い申し上げます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言されるようお願いいたします。

なお、質疑の方法は、一問一答で1項目ごとに質疑を行いますので、質疑のある場合は挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立し、ページ数と質疑の件名を申し出て発言願います。

また、説明員は、挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立し、答弁願います。

それでは、質疑に入ります。

最初に、歳入、1款町税の22ページから21款町債の57ページまで、一括して質疑を行います。

3番村上委員。

○3番(村上和子君) 1款の町税のところですが。1項の、ここをことしは昨年と比べて、約10%減少になったのですけれども、その町税を納めた人は、課税の実績を見ますと、22年と23年と比べますと給与者の方が182名、農業者の方が59名、営業者の方が12名、その他の方が23名。そういったことで一番、しかも所得割から均等割のほうに大分ふえていっていると。こういう状態がありまして、この一番落ち込んでいるのが農業者なのですね。これにつきまして、どのように考えておられるのか、基幹産業である農業者の方がかなり落ち込んでおりますけれども、第一次基幹産業が落ち込んでくると、全体に波及する影響って大きいのです。これは長雨による作物の収穫の影響なのでしょう。そこら辺の落ち込みのところをちょっと、ど

のようにとらえていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、未収入のところの額がふえているのですけれども、そこのところは、徴収に当たってはどのように対処されたのか、この2点お尋ねしたいと思います。

○委員長(長谷川徳行君) 村上委員、一問一答ですから、もしあれでしたら別々に聞いたほうが有利だと思いますので。

○3番(村上和子君) わかりました。では落ち込みのところ。

○委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(北川和宏君) 3番村上委員の町民税にかかわります農業者の納税義務者の減についての御質問にお答えしたいと思います。

平成21年、22年におきましては、先ほど原因が長雨ではないかということなのですが、23年度の長雨につきましては、今年度の部分について影響するというところで、昨年は畑の部分については、長雨の影響はかなり出たところなのですが、米のほうで作がよかったということで、今年度はそれほどの落ち込みはないのですが、昨年の落ち込みにつきましては、やはり出来秋の状況に応じて農業のほうの乱高下というのは、毎年多くありまして、冷害であるとか、水害であるとか、価格であるとかという影響によりまして、毎年度変動いたしますので、営業についても景気低迷の影響も受けるところですが、特に農業者に対しては、自然を相手にするものですから、その天候の不順により毎年度増減するところ です。

また、繰り返しになりますけれども、当然米以外のものにつきましては、作だけではなくて、価格というものの影響もあると思いますので、今どのが原因だったかということは、はっきりちょっと今頭には入ってないのですけれども、そのような影響で昨年度の、要するに22年度の作の所得の状況が23年度の課税に影響があったということで考えております。

以上です。

○委員長(長谷川徳行君) 未収金のほうは。

○町民生活課長(北川和宏君) 引き続き、3番村上委員の収納の関係についての御質問にお答えしたいと思います。

町税の収納につきましては、前年度より少し落ち込みがあったということでの御指摘でございますけれども、前年度と比較いたしまして、滞納総額につきましては、22年から23年度にかけては、540万円ほど減額となっておりますので。

大変失礼いたしました。

町税のほうの滞納額がふえたということでありませんが、逆に22年度から23年度にかけての未収額について、159万3,000円ほど減額となっているところであります。

○委員長（長谷川德行君） よろしいですか。

6番徳武委員。

○6番（徳武良弘君） 済みません、ちょっと細かいことなのですが、附属調書の目次のところで、7番商工費、8番土木費と来て、いきなり10番になっているのですけれども、教育費になっているのですけれども、これは何か意味があるのでしょうか。

○委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 6番徳武委員の御質問にお答えを申し上げます。

編集作業の段階で、大変申しわけございませんが、間違っております。以下、このようなことのないようにさせていただきたいと思いますが、申しわけございませんが、口頭でこれら順次9番以降直していただければと思います。失礼いたしました。

○委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 平成23年度各会計主要施策の成果報告書の目次の欄の2ページ目になりますが、10番教育費を9に、11番災害復旧費を10というふうに御訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

○委員長（長谷川德行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 町税のところでお伺いいたします。22ページ、町民税等のいわゆる差し押さえ等が212件だったと思うのですが、実施されております。差し押さえ等においては、当然手順を踏んだ中で、督促状等を出しながら実施されているかというふうに思います。そういう中で、上富良野町においては、税の制限条例というのがありまして、過去に見ましたら、これが実施されているというところはなかったのかなというふうに思いますが、若干その点でお伺いしたいのは、ぎりぎりのところまで行きかねないというような、滞納しているからそういう状況にあると思うのですが、私これ実施すべきではないと思っているわけなのですが、いわゆる生活を守る上でサービスを制限する。幾ら滞納があったとしても、悪質な方についてもきちっと滞納、督促をしてやるべきだというふうに思いますが、そういう中で、サービスの制限に行き着く段階というのは、どういう人が対象になるのか、その点、多少滞納額に相応しない支払いが、例えば20万円あったとして、月5,000円ぐらいで、当然

1年で払えるような状態ではありませんが、こういう人もその対象に入ってくるのかどうなのか、そこから辺ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員のサービス制限に関する御質問にお答えしたいと思います。

ただいま委員から質問のありました事例的なパターンでありますけれども、まずサービス制限条例につきましては、行政サービスを当然のことながら皆様の税金で、そのサービスを楽しむということから、税金を納めてない場合につきましては、そのサービスを制限するという内容のものでございますが、今おっしゃいましたように、当然滞納があつて、全く履行されないとか、履行していても現年課税に満たない、逆に滞納額がふえるような状態につきましては、当然のことながらサービスの制限をさせていただくという内容でございますが、これまでそのような事例は発生していないことも、委員御承知のとおりと思います。

ただ、滞納があつたとしても、現在分納中で、それが1年以内に完納することが明らかだとか、たまたま期日がおくれていて、何日まで入るといふ、そういう履行確認ができた場合におきましては、そのサービス制限は、一時的に停止する場合がありますけれども、全く制限するものではないということで、当然窓口相談もいたしますし、期限をもっていつまで納めるという約束が履行されるということも確認しておりますし、それをもって行つてますので、今のところその発生がないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） この意見書等を見ましたら、住居不明等も含めて生活困窮者、無財産という形の中で、不納決損がされているという形の報告があります。そこで、またお伺いしたいのは、例えばよく、これが事実かどうか、間接的にちょっと聞く話で、ちょっと本人等も聞いたというような話もありますが、実際今いわゆる滞納額に等しい、お金がなかなか払えないという形の中で、もっと払えるのではないかだとか、聞くのは当然なのかもしれませんが、当然そういう場合は、当然資産等、いわゆるその状況も踏まえて、この人はそれにふさわしい分を払っているのかどうなのかという形の中で支払いを求めると思うのですが、仮にその20万円ぐらいあつて、毎月5,000円まで満たないと、滞納額には当然及ばないという形になった場合、こういった人のケースの場合は、実際また新たにもつ

と払いなさいということの要求とか、そういうことが実施されるのかどうなのか、この点についてお伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

今言ったように、例で挙げますと、20万円あって、月5,000円であれば、3年たってもまだなかなか解消にはならないと。また、さらに現年度課税も当然あるかと思えます。当然納税相談に当たっては、収入状況も、本当にその月が、今相談している時期が5,000円しか払えないということであれば、その部分での制約も交わしますけれども、ただ職についたとか、収入がふえたときには、必ず増額するよという事で話しもしておりますし、その部分については、たまたま途絶えることもありますので、また電話催告なり文書催告して、どうなったのだという事で伺いすることもございます。それに応じて、いや、実は就職したとか、まだ就職が見つからないとかということでの期間の延長とかということありますけれども、原則1年以内に、まず完納することを求めております。なおかつ、現年度分については、納期内納税をお願いしております。ただ、それが収入に見合わないような金額を求めるのではなくて、まず最大限努力するのがどれだけなのかということ十分に相談させていただいております。

ただ、なかなか履行、それを連絡もなしに放置された場合につきましては、財産調査等をしまして、財産がある場合は滞納処分とかという、移行するという形で進めております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） そういう場合は、きちっと本人の意向も踏まえて、当然収入の状況によってふえたり、納めるのが減ったりだとかということは当然かというふうに思えます。そういう意味では、きちっとそういったルールに基づいてやって実施されているということでもあります。

次にお伺いしたいのは、例えば生活保護世帯になりましたと。例えば、いろいろ滞納があって、なかなか払えなくて、2カ月前ぐらいから生活保護世帯に入りました。滞納金額が残ってます。国保、一般の町民税含めてですが、そういった場合は、こういう生活保護世帯に対しても支払いを求めるという形になるのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

生活保護世帯にかかわって、滞納があって生活保護になったという場合は、当然生活困窮ということで、地方税法第15条の7だったかと思いますが、その規定によりまして執行停止で3カ年間、その状況を見て判断することになると思います。3カ年間ずっと生活保護世帯であれば、執行停止した部分については、不納欠損になっていくという税法上あります。ただ、窓口に来て、私の部分については、1年たったらこれまでの分は納められるので、生保を受けても2,000円ずつなら払えるから、1年以内に終わるので払いますという場合には、それはこちらは拒む理由がありませんので、その部分については、執行停止はしないで、納入を続けていただくと。ただ、もう資力がなく、もうその滞納税も全然払えないと、生活するのがいっぱいいっぱいということであれば、今言ったように、制度に基づきまして執行停止処分、なおかつそれに伴って、3年経過したときには欠損処分というような措置になるかと思えます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） あくまでも、その本人がそういう生活保護世帯であったとしても、納めますということになった場合、納める形になるのですが、逆にこういう制度がありますということで、いわゆる執行停止になりますということも同時に添えて、そういったものに対して判断を仰ぐというのも一つの方法だというふうに思いますが、こういったところも厳正に、通達なんか見ましたら、ある程度そういったところもきちっと公にしながら納入を促すとか、そういう人に対しては、どちらを選択しますかだとかという、そういった選択肢もあるのだということ、他の自治体では実際やっているところもありますので、そういったところも今後、この重要な問題なのかなというふうに今回の決算を含めてちょっとお伺いしたのですが、その点はどうでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

今言われたことについては、選択肢ということではなくて、あくまでも納税相談の中で状況判断をさせていただくということで、今後とも進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 米沢委員、よろしいですか。

11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 22ページ、入湯税の件

で二つほど。二つ目は、去年の答弁の実行状況を確認することなのですが、まず最初に、非常に近年厳しくて、だんだん毎年入湯税は減ってきているのですが、22年度から70万円ほど減らした当初予算を見積もって、若干ふえてますよね。非常にこれは成果があったと思うのですよね。この何をしたから、こういう具体的な成果が出たのか、ここをお聞きしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 11番今村委員の入湯税に関する御質問にお答えしたいと思います。

22年から23年にかけての入湯税の収入につきましては、前年比4.2%の減ということで、逆に歳入は減っているところでございまして、また、今年度も、途中経過なのですが、7月末現在の数値で昨年より4.2%逆にふえている状況であります。今おっしゃったふえているということで、どのような措置をしたかということにつきましては、昨年もお答えしたと思いますが、私どものほうではないのですけれども、各温泉の旅館組合さんが冬期間の無料期間を設けて誘客のイベントを講じたり、町はそれに呼応しまして、バス代の無料対応とかということで対応して、1人でも多く集客できる努力をしていたことだとは思いますが、結果としては、入湯税が先ほど申し上げましたとおり、前年比4.2%減であるという現実となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 私の言ったのは、当初見積もりは70万円ほど減らしていますよね。この厳しい昨今の状況をとらえて、その当初予算よりもふえているわけですよね。当初の見積もりよりもふえているから、その成果はどうだったという話を聞いたわけです。

22年度と比較したら減ってますよ。22年度の結果をとらえて、そして厳しい、もう余り来ないだろうということをとらえて減らした見積もりを立てたと思うのですよ。しかし、それよりもふえた入湯税が減ってきたわけです。その成果は、どこにあったのかという話なのです。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 11番今村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今申し上げたとおり、これまでの入湯税の経過として、毎年度4%から5%ずつ減額しているということで、当初予算見積もりでは、6%減で見積もっていたところでございますが、結果として4.2%の減でとどまったということで、1.8%の見込み

の差があったということで、逆に当初予算よりはふえていると。

どのようなことで努力したのかということは、税サイドのほうでは、去年も申し上げたとおり、これを講じた、あれを講じたということとはございませんが、先ほども申し上げたとおり、構成する旅館組合さんの冬期間等における無料とかそういうイベント、それから町もそれに呼応してバス代を無料化するなどの対応をして、1人でも多く集客する努力というものがあつたのではないかと推察していただいております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） わかりました。先ほども言っていたように、勘違いしているところだけ言っていたらよかったですかなというふうに思っています。

私、去年も、その前も言っているのですけれども、マナーの問題ですよね。マナーの問題で、なかなかお客さん同士で注意し合えないよ。スローガンでも何でも掲げてくださいと。行政もやっぱりそこら辺は、少しはタッチしたほうがいいのではないかとこのお話を申し上げました。その答弁で、副町長の答弁なのですけれども、例えばたばことか、今の、私がそのとき言った入浴の問題とか、いろいろあると思うと。ある意味では、公衆の場でございます。そういう意味で、非常に嫌な思いをすることがあると、そう言ったことがあると。

同業者で組織している団体であるということで、このように申されてますね。そういう団体を通じまして、そういう標語を掲示すればいいのかどうか、実効が上がる方法がないのか、そういうことを十分意見交換をしながら今後、今申し上げられるような全体が風評で魅力が下がっていくような、来客者が少なくなるようなことがないように、十分意見として参考にさせていただくということを申されております。

聞きたいのは、これは要するに1年前の話ですよ。具体的に私に、その答弁をいただいて、これをどのように、いつ、どこで、だれが、何を、いかに、どのように調整したかと、実行されたかという話なのですが、その実行内容等についてお聞きしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 今村委員、税収のことで、それによって税収どのようになったかというのはわかりますけれども、もしあれでしたら、今答弁させますけれども、商工観光のところで言っていたほうが、まだよかったと思うのですけれども、一応答弁お願いします。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 11番今村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

当然今村委員御指摘の入浴マナーですとかさまざまな部分、それから当然利用者の方々への環境の整備ですとか、23年度においてもさまざまな工夫をさせていただいております。特に入浴マナー等々につきましては、観光協会の附属団体であります旅館組合等々とも協議をさせていただきながら、現実はその入浴マナー等々についても話し合いをさせていただきました。ただ、私どもが関与しております吹上保養センター等々においても、あるいは他の浴場においても、他のお客様から、そういう苦情も含めて統計的なものもちょっととらせていただいた中では、苦情等々については出てきてないというの伺っております。

そうした中で、より快適に過ごせるようにということでの努力は、お互いに切磋琢磨しながら進めていくということでも共通理解を持っているところであります。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 私は、去年の決算での答弁に対する確認をしたわけですよ。だから去年そう申されているから、具体的にいつ、どこで、どのようなことをやられたのか。私はいつも言っているように、マナーを改善すれば、飛躍的に入浴者がふえて、入湯税がふえるというのが私の持論なのです。であるから、私は聞いているわけです。

いつ具体的にそういったことをやられて、どういう掲示物をそれぞれ張るようになったのか、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 今ちょっとそういう、それぞれちょっと時期的な、いつというものについては、明確なものを持ってございませんので、ちょっと御返答できないのですけれども、ただ当然定期的に旅館組合等との会議がございます。その折に、それぞれ観光協会を通じながらそれぞれ御協力をお願いしている形はとらせていただいております。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかに。

5番金子委員。

○5番（金子益三君） 22ページの固定資産税にかかわるところでちょっとお聞きしたいのですが、昨今のいろいろなリフォームであったりですとか、それから経済状況もありまして、さまざまなお店であるとか、そういった施設が用途返還をされたりと

か、また、あるいは逆に増改築を含めていきながら売り場を伸ばしたりとかされている現状があるのですが、それらの悉皆するような調査とかは、今されてらっしゃるのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策班主幹（眞鍋一洋君） 5番金子委員の質問にお答えさせていただきます。

固定資産税の把握につきましては、毎年建築確認等、または町内の現地調査等を行いまして、増改築等を把握いたしまして家屋評価をしております、当然店舗等につきましても、町の行政のいろいろな許認可だとか、そういうところを確認して適正に把握して課税に結びつけております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） 当然確認申請が上がったところというのは、行政の把握も非常に楽だと思うのですけれども、反対のケースで縮小していったりとか、面積が大きく変わっていくようなことで、目的が変わってしまうようなところの、そういった調査もされているということでもよろしいですか。

○委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策班主幹（眞鍋一洋君） 5番金子委員の質問にお答えさせていただきます。

取り壊しですとか、そういった場合も、こちら側のほうで、先ほども言いましたように、町内の現地調査または通常取り壊しということであれば、確認申請も付随した中で調査すると同時に、各町内会にそういう建物の取り壊し等の調査依頼等を行いまして把握しております。

また、用途変更等におきまして課税額が変わるということは基本的にありませんので、例えば建物から店舗が変わったということで、それに伴う課税の評価額の変更ということも基本的にありませんので、税額も同一ということで対応しております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） 済みません、目的変わったら変わりますよね。ただ、そのときの確認申請があるときは、そちらで把握できるのですけれども、なくて変えるということは、基本的にないということでもいいのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策班主幹（眞鍋一洋君） 広報等で用途変更とかあれば出していただいたときに、届け出をいただいたときに、当然改装とかであれば、また評価

の見直しもいたしまして、当然税にもその反映されるという状況です。先ほどはどうぞも済みませんでした。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 27ページ、地方交付税のところですね。ここ二、三年地方交付税が地域主権ということでふえている中であって、我が町は、昨日も資料をいただきましたけれども、自主財源が25.9%、こういうような状況にありまして、依存財源に頼るところがかなり大きいのですけれども、それで22年度の国勢調査人口の減少によって、算定の基礎になる部分が普通交付税が約4%減少したのだと。この4%といいましても1億円ぐらいになりますので、かなりこれ大きいと思うのですけれども、人口をふやす対策というのをもっと力を入れるべきでなかったかと思えますけれども、その点どのようにお考えになりますか。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 3番村上委員の交付税にかかわります御質問にお答えを申し上げます。

まず、普通交付税、地方交付税につきましては、委員御発言のとおり、地域経済活性あるいは雇用対策にかかわって、この21年、22年、23年と地財計画の出口ベースでは、国の予算ベースではプラス要素になっていた経過にあります。

我が町におきましても、21年、22年度については、増額となったケースであります。ただ、この23年につきましては、委員御発言のとおり、平成22年の国調によります、800人ほど減少になっている影響がかなり大きいかなというふうに分析をしております。

一方、23年度の9,600万円程度減額になっている要素の分析をしておりますが、人口減に加えまして、いわゆる自動車産業を中心として非常に国内経済が低迷している現状にありまして、不交付団体を調べていきますと、いわゆる不交付団体が減ったと。例で言いますと、21年度では152市町村が不交付団体だったのが、23年度には59市町村に減っている。したがって、出口ベースでは大きくはなっているのだけれども、いわゆる交付税の対象市町村がふえているという現状がある。そのようなことで、上富良野町においては、23年度減少になった傾向が強いのではないかとというふうに分析をしています。

委員おっしゃるように、人口を爆発的にふやすことで地方交付税は一定程度ふえていきますが、なかなかこれらの人口が大きくふえていくような要素

は、上富良野町、ほかの市町村も含めて、なかなか難しい現状にあります。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 人口の減少に伴ってというところで、大変残念でして、これについては、もう私も同僚議員も何回も定住策、何とか人口をふやすよすよすということを提言申し上げていますしね、それでやっぱり何とこののでしょうか、これを踏まえて49%、約5割近く地方交付税に頼っているものがあるわけですので、やっぱりもっともこの人口をふやすという、町長は私の一般質問でも、一本釣りはしないと。他市町村と比べて見劣りがすると申し上げたのですけれども、そんな住んでくれれば幾ら上げるとか、そういうことはしないというようなことをおっしゃるわけですけれども、これを踏まえて、やっぱりここに頼っている依存財源ですから、これがやっぱり1億円減ってくるとなると、ちょっと私は、今回の決算もかなりこれ落ち込みがひどいなと思って、先ほどの税収もそうですけれども、そういったことで、もうちょっと人口対策ということをしっかり考えていただきたいと思えますけれども、その点どうでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 3番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

資料で提出をしておりますが、上富良野町においては、自主財源はほぼ25%前後、これにつきましては、過去においても同じような現状が続いているという状況を、まず御理解いただきたいと思えます。

この自主財源につきましては、税収も含めて自主財源になりますので、これら産業の振興ですとか、人口だけではなくて、これら上富良野町全体の魅力アップを進めていかなければならないというふうに考えています。人口だけに特化したものではなくて、そのようなことを考えてございます。

そういう観点で言いますと、オール上富良野町として、これらの産業や、あるいは雇用、あるいはまちづくり全体を押し上げていく、そういう魅力づくりをしているところであります。

委員から、上富良野町においては、努力が足りないのではないかとというふうな御指摘もありますが、これにつきましては、上富良野町が全国1,700市町村の中でおくれているというふうな認識は、私どもも持っていないことも、ぜひ御理解もいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 42ページの商工費の委託金という形で、道から入っている公園の管理費についてお伺いいたしますが、千望峠については、ほぼ同額支出しているのかなというふうに思います。

また、十勝岳駐車施設の維持管理については、34万7,000円が入っておりまして、支出が122万円になっているかというふうに思います。

道道美沢線については、同額という形になっているかというふうに思いますが、この十勝岳駐車場については、ちょっとこれ持ち出しもかなりあるのかなというふうに思うのですが、こういった施設の維持管理に当たって、面積要件だとかいろいろ積算されて委託金という形で歳入になっているかというふうに思うのですが、この違い等については、ちょっとお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 4番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

十勝岳駐車場の施設の維持管理ということでありまして、特に維持管理の中の大半を占めておりますのは、委員も御存じのように、あそこのトイレの維持管理が、費用がほとんどでございます。

そうした中で、基本的には町の持ち出しは、この中ですべて終わらせている形になります。ただ、毎年変化する要因としましては、それぞれ雪の融雪時期ですとか、もちろん降雪時期も含めて、時期が変わります。そういう日換算等々をした中で委託料が、計算が変わってくるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） そうしますと、当然実費負担に見合った積算という形で、その年によって変わるという形なのではないでしょうか。余りにもこういう単年度ごとに、町が負担している分が多過ぎるというふうに見受けられるので、この点、一定増額できるものであれば、増額要素として道に対しても、雪はねも、その時期によって違いますから、そういった部分も含めて、通常維持管理できるような予算を求める必要があるのではないかなというふうに感じたので、この点はどうか。

○委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 4番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほども申し上げましたように、基本的にはそれぞれの、ただ1日幾らとか、そういう単価ではございません。当然

水の使用量ですとか、これも水についても、民間の水から取っている水をいただいた中で使用料を払っております。そういう使用料等々の実績等を踏まえながら計算をして、それぞれ積算しながら北海道と協議を進めながら、この利用料については、委託料については積算をさせていただいております。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

8番谷委員。

○8番（谷 忠君） 同じ42ページになりますけれども、委託金の関係、総務費の委託関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、権限移譲を受けてますよね。これ何点受けて、どういう内容なのか、その点確認しておきたいと思っております。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 8番谷委員の権限移譲にかかわります御質問にお答えを申し上げます。

23年度につきましては、大きくは12項目、23事業につきましては、権限移譲を受けたものについて交付金が交付されているという内容であります。例を挙げますと、パスポートの権限移譲を受けたものを中心に、浄化槽ですとか、母子保健あるいは商工会関係、農地法の関係、これらごつくりの話になりますが、これらを含めた12項目でございます。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） 8番谷委員。

○8番（谷 忠君） 過年度に受けている部分についても、毎年交付金来る、そういう中身、これ23年度だけではないということですか。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 8番谷委員の御質問ですが、委員おっしゃるように、以前から移譲を受けたものについて、例えばパスポートですが、これらについては22年度から受けていますけれども、件数に応じて、これら1件幾らというような積算内容になってございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

6番徳武委員。

○6番（徳武良弘君） 22ページのコンビニ収納システムということで、これ年々成果上げているのわかるのですけれども、過去3年間の全体に対するコンビニ収入のパーセンテージ、わかったら教えてください。

○委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策担当主幹（眞鍋一洋君） 6番徳武委員の御質問にお答えさせていただきます。

過去3年間のコンビニ収納の数値は、ただいま持

ち合わせていないのですけれども、23年度で言いますと、国保税も含めました件数で8,689件、収納金額1億3,799万4,803円ということで、22年度からの前年比で、件数で8%、収納金額で13%増となっております。

また、コンビニ収納につきましては、納付書払い、いわゆる直接本人が金融機関ですとか、支払いに行く割合で言いますと、全体の3割が納付書払いということで、そのうちの約15%がコンビニ、残りの14%、これが金融機関ということで、そのような数字となっております。

平成21年度と22年度の数字、コンビニ収納件数も御報告させていただきます。

平成21年度が7,589件、1億1,741万9,804円。平成22年度が8,039件、1億2,265万3,762円の収納金額となっております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 先ほどの米沢委員の質問、42ページの千望峠の委託金の件でございますけれども、教えてほしいのですけれども、展望台ありますよね。あそこは、そのものは道の管理だと思うのですけれども、展望台の修理等は、先ほどの委託金には含まれてない。ほとんどはトイレだという話ですよね。展望台の例えば修理とかするときは、どのような流れになるのですか、お願いするのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 11番今村委員の御質問にお答えいたします。

この千望峠地区につきましては、北海道の施設であります千望峠駐車公園と、町の設置してます花と憩いの広場、二つの施設があるのを御存じかと思えますけれども、駐車公園側につきましては、北海道のほうから維持管理、主にトイレの維持管理と周辺の草刈り、それから清掃という、本当の施設の維持上のものだけです。修繕が必要な部分、もしくは修繕を超えた改築のようなものにつきましては、直接北海道が行うことになっておりまして、その必要になった時点で、北海道に業務内容の報告の一環として定時的に報告することになっていきます。

例えば、トイレが故障したというような場合は、その故障の修繕につきましては北海道が行います。

先ほど出ました看板を例にとりますと、看板の更新・修繕は北海道が行うということになってございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 千望峠の展望台を例に挙げたのですけれども、もちろんあそこ、今立入禁止になっているの御存じだと思うのですよね。当然23年度の決算締め切った時点で、悪いから今立入禁止になっているわけで、例えば道がやるようになっているのであれば、町から情報提供しなければいけないのですよね。そういったことがなされていて、なされた結果、いつごろやろうとしているのか、そういったことがわかれば教えていただきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 千望峠のずっと上ですね。

○11番（今村辰義君） わかります。ナシを植えている横です。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 11番今村委員の御質問にお答えいたします。

一番上にある骨組みのやぐら状のところのことをおっしゃっているのですよね。実はあれかなり老朽化しておりまして、北海道のほうに改善が必要だということで報告はしてございます。ただ、その返事がちょっと来てございませんので、当分の間ということで、こちらでは判断してございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） あそこに観光客よく来ておられますのでなるべく、せっかく行ってロープ張って登れないようになってますので、なるべく早く道をつついて直してほしいと思えます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 答弁は要らないですか。

ほかにございませんか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 29ページの保健福祉総合センターの使用料のところですが、ここが27万8,815円ぐらい昨年と比べましてふえてはいるのですけれども、この成果表をいただいたので見させていただきますと、デイサービスセンターの使用料が、もう突出しているのですよね。482万4,000円ということで、健康遊浴の使用料のほうがちよっと落ちてきている状況にあります。それと訪問看護とかヘルパーステーションとか、そういったところは、使用料は何十万というような状態でございます。これ当初つくった目的というのは、健康増進のためということではなかったかなと思うのですけれども、この健康遊浴のところ、22年度、これ

は決算ですから22年度になるのでしょうか、ちょっと落ちてきている状況。こういうデイサービスセンターの使用料が半分以上占めているという状況、これをどのように考えられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 3番村上委員の御質問にお答えいたします。

デイかみんですとかというのは、建物を占有いただいて利用していただいているというようなことで、当初建物の占用料というようなことで、あと光熱水費ですとか、そういったものの負担をいただくと。建物の償却だとか、そういった部分を見まして御負担いただいて、光熱水費が上がれば、同じような使用の割合に応じて御負担いただいているというようなことで御理解を賜りたいというふうに思っております。

また、健康づくりの一環として、健康遊浴ということで御利用をいただいているところです。さまざまなメニューを提供する中で、それぞれ健康づくりということで町民の皆さんの御利用を賜っているところでございますが、やはり同じメニューですと、なかなか利用される方のすそ野が広がらないといったこともございます。そういった部分で、いろいろメニューを変えながら展開をしているところでございます。

利用の少ないようなメニューについては、ちょっとやり方ですとか、メニューを少し変えるだとか、そういったことでの努力はしてまいっておりますが、たまたまそういったことでの利用客の増減というのは、やむを得ないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） デイサービスセンターの使用料は、建物の占有料もあるよということでわかったのですが、ここはふえる状況にありまして、ことしも月曜日から金曜日だったのが、今度土曜日もふやされました。土曜日、三十何名ぐらいふえております。

今後を見通しますと、ここはどんどんふえていく要素を持っていますので、そういったところを、健康遊浴のほうも私結構利用されているかと思ったのですが、23年度はちょっと落ちてきている感じがありまして、この状況がちょっと変わって、こちらのほうに、デイサービスのほうにかなりとられているなどというような感じがしております。今後の見通しとして、これはふえると、もうことし既にふえておりますからね、ふえる状況にありますので、そうする

と、あそこのスペースもどうなってくるのかなということも考えられますし、そういったことをちょっと、見通しとしてはどのようにお考えなのかお尋ねしたい。

○委員長（長谷川德行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 3番村上委員の御質問でございますが、デイかみんの関係につきましては、平成24年度に生きがいデイサービスということで取り組みをいただきまして、土曜日御利用をいただいているというような状況でございます。

スペース的なものですとか、そういったことがございますので、現状の施設を活用した中では、なかなかこれから増築をするだとかということも、場合によっては考えることがあるのかもしれませんが、財政的なものだとか考えますと、なかなかそういうようなことは難しい状況もありますので、そこら辺は、今後の介護保険ですとか、そういった部分の動きだとかも見た中で対応を考えていかなければならないなというふうに思っております。

また、健康遊浴の部分につきましても、ちょっと目先を変えたりだとか、そういったようなことで、できるだけ多くの町民の方に御利用いただけるような工夫を今後講じてまいりたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川德行君） なければ、これで歳入の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代しますので少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川德行君） 次に、歳出の質疑を行います。

歳出につきましては、先ほど申し上げました款ごとに質疑を行います。

最初に、1款議会費の58ページから2款総務費の95ページまで、一括して質疑を行います。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 70ページという形で、富良野広域連合推進費という形の中で予算が計上、組まれております。そこで伺いたいのは、何回もオウム返しになりますが、この広域連合の経費という点で、従来の一部組合等々が行っていたときと、その経費の負担割合というのは目で見て、実際担当課長だでもいいのですが、軽減されている部分があるのかどうなのか、その点まず伺っておきたいと思っております。

○委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢委員の富良野広域連合にかかわります御質問にお答えを申し上げます。

まず、広域連合から、設立から4年目を迎えるところでありますが、まずスタート時点の負担割合につきましては、当時一部事務組合で負担している負担額を基本として、なるべく大きな増減がないような形で合意をし、5市町村の広域連合がスタートしたという経過からいたしますと、大きくそれらの経費について、少なくなったというような実態は、実はございません。ただし、これら5市町村の連合を組んだ中には、例えば消防は広域連合で運営していますが、何か災害等があった場合の出動態勢、これら大きくその成果は出ているものだというふうに考えていますし、細かなことを言えばいろいろありますが、少なくとも連合を設立した当初の思いは、確実に一步一步進んでいるものだというふうに理解をしています。

今後、目に見えた経費の部分として、この効果があらわれるのは、もうしばらくかかるのではないかというふうに思っておりますが、いわゆるその5市町村の連携をもとに、確実にいわゆる連合の目指す姿になりつつあるのではないかというふうに理解をしております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 当初から見て変わらないということですが、もう一つ恐らく変わらないのは、やはり消防等に至っては、当然お互いが支援するという形で、これは上富良野と中富良野、南部一部事務組合で総合支援という形で実施されておりましたので、そういった意味でも、さほど変わらないのかなど。ただ、広域全体で見れば、お互いが非常時の場合は支援し合うという形ですが、しかし一方で自賄いという形の中で、やっぱりここが最大の問題になっているのかなというふうに思うのですが、この点についてはどうなのでしょう。

○委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢委員の御質問ですが、まず自賄い方式というのは、3年前、設立段階においては、さまざまなそれぞれ歴史を有していますことから、設立する方法として、これは間違いではなかったというふうに理解をしています。

ただ、以前からも議場でいろいろこういってお話をされて議論がされていますが、将来を目指した姿をどうすべきかというのは当然ありますが、自賄い方式で、お互いの出る条件でスタートを切ったという部分については、自賄い方式というのは非常に有効

であったというふうに理解をしています。

例えば給食センターの自賄い方式がいいのかどうなのかというのは、賛否両論あるものだというふうに思いますし、集中してセンター化をするというのは、一方では費用面での効果は絶大である一方で、それぞれの地域の食材を生かした独自の献立ができるのかということ、そうではないと。これについては、いろいろ賛否もあるところでありますし、しっかり今後その連合のあり方、あるいは自賄い方式の方法等も含めて、この5市町村の構成でしっかり理解をし合い、また、連携をし合い、これら乗り越えていくようなことが重要だというふうに考えていますので、いずれにしろ今の段階では、過渡期にあるというふうな御理解をいただきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） なかなかその学校給食センターについては論議できないわけなのですが、いわゆる今修繕等やられております。将来的な、現場を見ましても相当古くて、自動車も、給食配送車も古くなったりだとか、衛生管理上からもいろいろな指導もされているということで聞いております。やはり将来、先が見えないということであれば、あの施設をいつまでもたせて現状維持しようとしているのか、これは修繕かけてかけて、将来的にも先が見えないということであれば、いつそのこと建てかえも視野に入れてやる必要があるのではないかというふうに思うものですから、この点、私この決算等を見まして、予算等なんか見まして、やはり直接広域の議員でありませんが、なかなか話を聞いてましたら、いろいろと自治体の思惑があって進まないというような話も聞こえてきます。思い切ってやっぱり方針転換も必要ではないかと思いますが、単純な質問をさせていただきますが、この点についてはどうでしょうか。学校給食。

○委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢委員の御質問にお答えしますが、給食センターに特化した形で答弁をさせていただきますと、給食センターについては、新しく施設をやりかえるについては、約4億円以上の費用がかかるというふうに試算をされていますが、少なくとも今委員も御発言にありましたように、必要な修繕あるいは設備の更新、さらには衛生上の対策も含めて、ここ数年しっかり修繕、補修をして、いわゆる長寿命化対策をしっかりしていくという体制になっています。

したがって、これが少なくとも10年以上もつものだというふうに理解をしていますが、少なく

ともしっかりそれらの修繕、あるいは機器の整備をしつつ、その間しっかり支えていく必要があるというふうに思っていますし、また、今後その少子化がどのような、この5市町村で現状になっていくのか、さらにその施設を更新する時期、これらもしっかり見きわめながら、先ほど言いましたように、5市町村のそれぞれのしっかりした議論をもとに、どうセンター化していくのか、あるいはサブセンターとして維持をしていくのかは、しっかりその時点での判断をしてまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

○委員長（長谷川德行君） 米沢委員、よろしいですか。

5番金子委員。

○5番（金子益三君） 72ページ、73ページにかかわるところの定住・移住促進費についてちょっとお伺いいたします。

成果表を見ましたら、緊急雇用の関係でモニターツアーを行ったりとか、また、ホームページをリニューアルしたりとかいうことで、若干アクセスもふえていたり、実績といたしましても、14戸22名がこちらに移住をしてきていただいているということですが、町長日ごろから、移住もさることながら、定住を促進したいのだと。今いる上富良野町の町民の方が、この町から去らないことに力を入れていきたいということをやっておっしゃっていただいておりますが、その関係からいきますと、この定住・移住の促進費の割合の中で、移住準備住宅の屋根塗装のところは、ほとんどこの決算でなっておりますが、本来であれば、例えば自衛隊の退官された方が、この町に住み続けるような政策をとったりとか、それからこのような北海道の涼しい場所で、夏の間数カ月間こちらに本州の方が来て仕事ができるような、そういったインフラの整備をするとかということが最も大事なところかと思うのですが、今現に住まわれている人に調査をいたしましても、データ通信の高速通信網の整備がこの町だけないですとか、そういったことを町内の人にも、非常にデジタルデバイドを起こさせておりますし、また、移住もしくは短期間でこちらで夏の間だけ、暑い夏の間だけこちらで仕事をするとするときにも、そういったものを強くPRする要素というものが、ここ全くないのですが、その点についていかがでしょうか。

○委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 金子委員の定住・移住にかかわります御質問にお答えをさせていただきます。

委員御発言にありましたような、我が町においては、移住者もその季節限定ではなくて、遠くから移住されてきた人が、そのまま定住をしてもらうということも含めて、定住というものを重視をしているという点で、まず1点御理解をいただいておりますというふうに思っておりますが、ただそう言いつつも、外部から来ていただく、いわゆるインフラ整備も含めて、しっかり整えていかなければならないということもありましたので、平成23年度に定住・移住促進計画を7カ年の計画、平成30年まで7カ年の計画として年次計画を持ったところであります。それに基づきまして、23年の一部からスタートしましたが、今年度24年度についても、さまざまな取り組みをさせていただいている点であります。

ただ、自衛隊退官者の雇用の確保についても、別の資料になりますが、それらしっかり退官者の方の雇用対策もしっかり進めているところであります。

何点か御質問いただきましたが、データ通信網の関係につきましても、以前も議会で質問等もいただいておりますが、上富良野町だけおこなっているという御指摘も理解してございますが、何分私どもが考えている、いわゆる公共アプリをどのように組み立てていくかという部分を今模索中でありまして、いわゆる防災無線にかわるデータ通信をしっかりと画像情報で全世帯に送るような仕組みができないかというようなことも含めて、今検討しているところであります。

あと、夏期限定の移住者のインフラ整備も御指摘いただきましたが、この24年度においてお試し暮らし住宅等の整備も図らせていただきましたので、少なくともその計画に基づいて徐々に体制を整備している点、御理解いただきたいと考えております。

済みません、以上です。

○委員長（長谷川德行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） 非常に課長の御丁寧な答弁、感謝いたします。

町長にお伺いしたいのですが、今課長が非常に苦しく御答弁されていたように、やはりおこなっているのですよね。そして常々町長がおっしゃっているのは、この町から離れないでいてほしいという思いが、自衛隊の退職者ばかりではないのです。その退官された方に関しては、商工会等を通じて、JAさんを通じたりですとか、そういった雇用協がありますから、この上川管内の中においても、旭川地方圏域では非常に就職率が高いという事実もございます。これは非常にそういったすばらしいことなのですけれども、私が言うのはそういうことではなくて、もう現にこの町を離れて、近隣の旭川に近い

町ですとか、もしくはもうちょっと離れた道内の場所に、ついすみかを建てられる人が非常に現在ふえてきているのですよ。それらの一つの要因にも、今先ほど私が質問したようなこともありますし、町の魅力というものをもっと外に出さないで、今先ほど歳入のところでも同僚委員質問しましたけれども、定住・移住に関しては、もう千数百の市町村がもう用意ドンで我が町に来てくださいという、非常にPRを強く訴えているのですよね。ですから、一過性のものにしないで、こちらも緊急雇用23年度使って、JTBさんを通じてモニターツアーなどもやっておりますが、こういうものをやっぱりもっと大事にしていながら、少し上富良野町すばらしい環境であったりですとか、それから自然環境もそうですし、移住環境も整えられる、そういった宝庫になっておりますので、もう少しその辺を自然と、それから何といても定住してもらおう方、移住してこられる方に関しては、老後の本当にゆっくり過ごしたいという方もさることながら、ここでやはり何か仕事も含めてやっていける環境をつくらないと、我が町に呼ぶことはなかなか難しいと思いますので、町長が定住者をふやすという強い意志があるのだしたら、それらを少し形にできるような、こういった効果を出すようなことってできないのか、再度質問いたします。

○委員長（長谷川德行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 私のほうからお答えさせていただきますと思います。

定住・移住、先ほどの交付税の話でもないですけども、非常に人口減がいろいろな場面に都合の悪い結果を得るような状況にあるのは、我々もしっかり押さえているところであります。

ただ、よそがやっているように、私どもの町も定住・移住をしっかり実績を残すには、非常に相当の条件を整えないと、なかなか結果につながらないなというふうにも分析をしているところであります。

一番大事なのは、いろいろな多様な方のニーズがありますが、いずれにしても仮に年齢の若い方であれば、ここに大変すばらしい景色だけでは生活ができませんので、生活を支える収入をどういうふうに求めるかという、そういう条件も整わないと、なかなかそれがかなわないなど。

もう一方、高齢の方であれば、私財を持って来られれば、ここで、環境のいいところでじっくり時間をかけながら生涯を送りたいという方もいるでしょうし、多様なニーズがあるのは、お互い御承知のとおりかと思えます。

町長は絶えず、この町長に就任当時から、地場の

産業の基盤をしっかり構築したいということがございますし、先般もそういう発言もありましたが、それがこの地域の経済の基盤につながると。農業から商業へ、それがまた観光へ、もしくは観光が農業を取り込む、そういう連携の中でしっかり地域の経済基盤ができますので、そういうものと並行して収入を得る道ができるというふうに思いますので、一時的に我々が行政のいろいろな活動の中に、そういう雇用の方を取り込むのは、即効性はありますが、安定的に将来に向けて定着するとなれば、やはり今申し上げましたように、地域の経済の循環が少ししっかりして、経済のパイが大きくなって、そこに雇用が生まれることが、多分将来につながるようになるのだろうというふうに我々は認識しているところでありますし、両手を使って即効性のあるものはどの程度やればいいのか、それから少し時間かかりますけれども、しっかりその基盤つくって地域の経済の再生をするという両面をしっかりとやっていくことが、多分町長に課せられた、もしくは町長が将来に向けてそういうものをつくりたいという発言かというふうに我々は理解しているところであります。

非常に抽象的な言い方ではありますが、よその裏の裏の事情、実態がどうなのかについては、私も把握できない点もありますが、いずれにしても見目で少し人を呼べることについては、これは一定程度の努力をしなければなりませんけれども、やはり今前段で申し上げたように、つながるような仕組みがないとなかなか定着しないということもありますので、これはこれから議員の皆さんとも意見を交換しながら、しっかり実のある、実につながる対策を町長が判断できるような、そういう我々もこういう立場で、そういう判断材料をしっかりと皆さんのお知恵もおかりしながらつくり上げていきたいというふうに思います。

先ほどの高速通信やなんかについても、これは我々も、委員の発言にもありましたように、我々も道内的に見ても、非常にこの地域は少しポケットになっているということも認識してございますので、商業ベースで事業者の方がやっていただけるようなそういう、何かそういうものを引き寄せるようなそういうものを、必要であれば我々も何かそういう行動を地域の皆さんとともにとらなければならないと思いますし、今他の自治体では、地域のニーズをしっかりと把握して、そういう展開をどういうふうに戦術的に展開したらいいかということも細かく調査しているところもあるでしょうし、私どもは一部、以前は若い商工会の皆様方が有志になって、そういう動きもありましたが、結果として実現に至ってない経過もありますので、そういうものを少し反省し

ながら、事業者も慈善事業でやるわけでございませんで、商業ベースでしっかり採算が合うと、それにはどういう条件があるのかということもお互い承知しながら、そういう条件を整えることが、また、定住や移住につながるということであれば、これはもう、そうでなくてもインフラの基盤として、あるべきことだというふうには認識しているところでございますので、その方法はともかく、実現に向けて我々も努力してまいりたいというふうに思いますので、またさらに御意見を聞かせていただきたいと幸いです。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 83ページの防災対策でございすけれども、ことしの23年度、十勝岳総合防災訓練を実施されました。その成果のお話でございすけれども、非常に膨大になりますので、その中の机上訓練を初めてやられましたよね。私も見ていて、もう何人もの課長が非常にいい状況判断になったと。急に状況を振られて判断して、こういうことをやるということは非常によくなった。非常にすばらしい訓練であるというようなことを申されておりました。その23年度の町としてどのような成果を出したのか、概要でいいと思います。それらを生かして、今後どのように飛躍していくのかいかなのか、そういったところをわかればお聞きしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 今村委員の防災訓練等にかかわります御質問にお答えをさせていただきます。

ことし2月の防災訓練におきましては、初めてシナリオのない机上訓練、図上訓練といいますか、初めて私も経験をさせていただきました。まさに有事のときにはシナリオのない形で瞬時に判断をしながら動くものでありますので、また、さまざまな機関が、12団体行政機関が集合してございすので、このことし経験をいたしました図上訓練をしっかりと、さらにレベルを上げて、12機関がしっかりと、同じ統制のもとでしっかりと行動ができるというような訓練をしっかりと積み上げていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） そうですよ。やり方とか、何というのですかね、示された部長が、私は今後このような行動をとるといふようなことを申されておりました。その実行が、可能なのかどうかを検証しなければいけないと思います。実際に部下に指示を与えて、その部下がそろって動けるのかどう

か、部下はもうほかの仕事をやっているかもしれない。そういったことを検証しないと、例えば本当に実効の可能性を検証できないと思うのです。ぜひそこら辺も取り入れてほしいなど。

全員立ってやっておりましたけれども、座ったままでもいいのかなど、いろいろなことがあると思います。ぜひレベルアップして、これは非常にいい訓練だろうというふうに思いますので、やっていただきたいと思います。

ただ、いろいろな組織が対策本部長のところから下がっておりますけれども、実際に命令指示を出されるのは、自分の職員である部長たちになるのかなという感じがしますね。だから横の連携も非常に大事だろうというふうに思います。ひとつ大変だろうと思いますけれども、そこら辺をしっかりと考えてやっていただきたいのですが、よろしいですか。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 今村委員の御質問ですが、委員今おっしゃられたとおり、十分私どももしっかりレベルアップを図ってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 総務課に、防災アドバイザーの方が23年度から入っておられます。この防災アドバイザーは、1年たってどのような成果があったのか、今後やっぱりこのような地位、役割を付与していかなければいけないとか、時間的なものとか、その地位、役割とかいろいろあると思うのですよね。そういったものをどのように分析されているのか、現状のままでいいのか、どう思っておられるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 11番今村委員の御質問にお答えをいたします。

防災アドバイザーにつきましては、今地域の自主防災組織を育成するために、今特化して地域の防災に関する啓蒙普及を含めて、自主防のいわゆる活動の活性化について、今担っていただいています。したがって、今後もぜひそのような役割を担っていただく防災の専門家が重要だというふうに今所管では考えています。

人柄もあって、多くの自主防におきましては、呼んでいただいてしっかり防災の啓蒙、普及をした中で、さらには防災マップをつくりたいというようなところまで持っていただいています。したがって、繰り返しになりますが、今後もこのような有資格者の方を配置をしていきたいというふうに

考えています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 69ページの車両管理費のところのこと。ことしの23年度の決算額が1,658万9,504円と、このところが昨年に比べまして444万3,414円ふえているのですけれども、私いつもここ疑問に感じるのですね。ここは減る要素の部分でなかったかなと。効率化計画をつくって、効率化を図っていくということで、車は小型化にし、それから集中管理をして適切な運用管理をします。こういうことであれば、ここは減っていく要素の部分でないのかなと思うのですが、かなりふえているのですよね。それで、ずっと見ますと車両税なんかはちょっとふえてますけれども、重量税ですか、賠償金なんか、また逆に減っておりますしね、この公用車の運転業務員、このところは何人ぐらい当たっておられる、この217万9,782円なのではないでしょうか。ちょっとここがふえていくというのが、私どうもこれ減ってしかるべき、効率を図るのでないのかなと思っているのですけれども、ちょっとお尋ねします。

○委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹（石田昭彦君） 3番村上委員の御質問にお答えいたします。

車両管理費の経費の増につきましては、基本的には公用車運転業務員1名の嘱託職員を昨年度から採用しておりますので、その分の増が大きな要因というふうに理解しています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 職員の方が運転しなくなって、その分職員の方が業務に精通する時間がたくさんあるということで、職員の方が運転しない分、効率化を図るためにも、そういった形をとって効率化を図っていいのではないかとこのようにしたのですが、職員の方が運転されない分、やっぱりそのところはちょっと距離ができてしまって、またそういう嘱託の方を雇ったりとかということになってますし、もう少しこのところを効率化を考えていくべきでないかと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹（石田昭彦君） 公用車の運転業務員につきましては、平成22年度まではプロパーの職員が担っておりましたので、当然職員給与費がその分が減っておりますので、23年度以降そういうものをアウトソーシングの形態を活用して、嘱託職員化したということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 81ページのバスの運行費の点についてお伺いいたします。

近年アウトソーシングという形で、いろいろな施設も含めてバスの運行等が委託、あるいは施設を譲渡するという形になっております。そこで起きているのは、働いている方に適正な賃金が払われているかどうかということが問題になってきているのかなというふうに思いますが、この点、スクールバス運行、十勝岳バス運行等で委託料という形になっておりますが、大体これ1人当たりの賃金というのですか、どういう積算になっているのか、また、その支払われている実態等というのは、調べられておるのかどうか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

バスの運行費、委託費につきましては、その多くは人件費が占めることであります。この運転業務の業務員の人件費の積算につきましては、上富良野町が決めております、それぞれの人件費の単価をもとに積算をしております。それをもとに競争入札をした結果、その委託業者が決定をするという現実になっています。

また、業務の内容で8時間を超える時間外が必要な場合についても、しっかりそれらを積算をしているという現状であります。

ただ、委員の御発言にありますように、ある業者さんが、その運転手さんにどれだけのお金、賃金を払っているのかまでチェックをしていない状況であります。

ただ、町といたしましてはしっかり、その委託費の基準額をしっかりと賃金の単価を確保すること、それとその入札時に大きく低入札をしないようなルールを設けてございますのでこれら、あと委託業者さんがしっかりその雇用を守るという観点で、しっかりされているものというふうに理解をしています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 今後、そういった聞き取り等も含めて、雇用契約時において、すべてそこで契約されるわけですがけれども、一定程度やっぱり行政としても、実態はどうなのかということで知る必要がある部分かなというふうに思えますので、この点実態調査等、聞き取り調査等をされるようお願いしたいと思えますが、この点お伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢委員の御質問にお答えをしますが、まず町の考えといたしましては、最低賃金がしっかり法的に確保されていますので、少なくともこれら事業者については、そこを守っていただけるということで理解をしています。

ただ、町の積算どおりに委託業者さんに人件費を払いなさいというような権限は、町にはございませんので、しっかりそれらの、建設業であれば、建設業法に基づいてしっかりルールがありますが、これらのバスのケースで言いますと、最低賃金を守りなさいという指導が限界かなというふうに思っていますが、ただ任意に聞き取り、あるいは指導等はしていけるかなというふうに思っていますので、今米沢委員の御指摘にありますような観点で委託業者さんには、指導という形ではなくて、留意点として伝えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 最低基準は、恐らく支払われているのかなというふうに思いますが、町の基準としては、大体その1時間あるいは何ぼという単価で積算されているかというふうに思いますが、その点はどのようなのですか。実態として、そしてやはり少なくとも状況を知ることというのは大切なことで、確かに契約上、それを履行するかどうかというのは、相手次第だということではありますが、少なくともやっぱり行政が委託しているわけですから、やっぱりそういう最後まで責任をきちっと見届けるというのも行政の役割だというふうに思いますが、この点も含めて、もう一度確認しておきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢委員の御質問であります。町の積算につきましては、先ほど言いましたような単価をもとに積算をしますが、さらには先ほど言いました時間外、さらにはその法定の休み、その方が当然労働基準法に基づいて1年間の中で休むことがありますから、それらの代替の人件費も含めて積算をしている状況であります。

そのほかに法定の負担すべきさまざまな経費、これらを積算した上で入札基準額を定めているという点は、ぜひ御理解をいただきたいというふうに考えています。

ただ、繰り返しになりますが、町で事業者として営業経費、あるいは会社を維持するための必要な諸経費、それも含めて、どの程度その人件費に充てるのかという部分については、町がこうしなさいというレベルではありませんので、繰り返しになりますが、そこを指導という形ではなくて、留意点として

委託業者さんにしっかりと、そういう雇用を守る観点でお願いしますというようなことは可能かなというふうに考えています。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 81ページ、予約型乗合タクシーの運行のところですけれども、利用のタクシーの試行運転の利用実績表をいただきました。それでことし、23年度は富原、島津、東中、このところを拡大したのですけれども、登録された方が475名で、稼働率が、2社ありますけれども、大体50を超えているところですね。57.6ぐらいになるのでしょうか。これはちょっと微妙な数字が出ているのですけれども、これは成果あると考えられるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 3番村上委員の乗合タクシーに関しまして、お答えをさせていただきます。

まず、稼働率の考え方ですが、平日毎日自宅発が4便と目的発が4便、計8便を運行する可能性があります。ただ、予約のない便については、運行をしませんので、最大1日8便の中で57.6%が稼働をしましたという稼働率になっています。これのとらえ方は、さまざまな考えがあると思いますが、運行した1年目の稼働率としては、十分稼働されているというふうに考えています。

この24年度では、75%程度の稼働率になっていますので、少しずつ町民の方に定着をしつつあるのだなというふうに理解をしています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 今回の決算額を見て、今拡大したところですけれども、本施行に移せるかどうかのお考えとしてはどうでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 3番村上委員の御質問ですが、23年、24年度は地区を拡大して試行事業を行っているところであります。したがって、25年度には本施行を目指して、今さまざまな観点から検証を行っております。

25年度本施行につなげるよう、十分努力をしてまいりたいというふうに考えています。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 77ページの自治活動推進費の件ですけれども、これで草刈機等買えるとい

うのは、昨年返答がございました。それで私その入っているガソリンというか、混合油の保管について伺いたわけです。少量危険物貯蔵法的なものをつくらなければいけないのか、そこに確保しなければいけないのか。

答弁として、住民会と横の連携をとりながら、あるいは制度的なものをよく検討しながら安全確保に努めてまいりよう指導したいということでございました。その結果について、消防に確認すればすぐわかったと思うのですが、教えていただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 11番今村委員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年も御質問にあったところなのですが、私どものほうにつきまして補助金、購入費の補助ということで実施しているところでありまして、ガソリン、混合油につきましては、消防法で指定された容器でなければ保管ができないということになっておりまして、また、販売するスタンドにおきましても、その容器でないと販売してくれませんので、当然のことながら各住民会等においては、その容器において保管されているものと認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 一つ、認識しているのと、実際に確認するのと全然違うと思うのですよね。認識しているから安全だということで放置するわけにはいかんと思います。実際にやっぱり確認して、そういう危険なものだという消防法で決まっていれば、しっかり指導しなければいかなのでないですか、ここはどうなのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 11番今村委員の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、各種住民会の例えば公園管理業務であるとか、独居老人の住宅周辺の草刈り業務を住民会で実施したいということで刈り払い機等の購入事業等も行われているところでございますけれども、その中で当然保管するところがないということで、物置等の購入も実施しておりまして、その中に保管しておりまして、当然施錠管理も各住民会においてしています。

指導ということでございますが、私どものほうにおきましては、事業に対して、これだけの事業をするので補助をいただきたいということで、交付決定をして補助金の交付をしているところでありまして、事業実施自体は各事業実施主体が責任を持って

管理するということになりますので、立場的に私どもが、それが適正に管理しているかどうかをすべて管理するというのはなかなか難しい問題があるのかなど。その部分につきましては、当然専門的なところで、やっぱり適正管理がされているかどうかの指導があるということになるのかなと思います。

ただ、通常で、そのような容器において保管しているものが、すべてそうやって指導に、専門機関というか、消防機関だと思うのですが、来るかという、そこはもう個人の責任において管理するということになっていると思いますので、ある程度の数量以上になれば、法定の点検等がありますけれども、容器等の保管につきましては、自己管理で適正にさせていただくということが適正な判断なのかなと思っております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 町民生活課長のほうではないと思うのですね。去年の答弁では、公園の管理だから建設水道課だという話。きょう見たらないから、課長のほうが苦しい答弁をされたと思うのですけれども、ぜひこれは、こちらサイドで答弁してほしいと思う。要は、公園管理で、何か物置的なものに入っていたら危ないと思うのですよね。危ない可能性がある。たばこなどその近くで吸われて、引火したら大変なことになりますよね。だから実際にどのように管理しているのか、あるいは消防に聞いて、それぐらいはいいのだよと言われたから大丈夫ですよ、そういう返答を私は待っていた。だからそういうのを調べなければいけないですよ。1年前にやると言っているのだから、さっきの質問と同じですよ。やると言っただけ、うどん屋のかまと違うのだから、いいですか、やると言ったら、やった結果を私に言ってもらわなければいけないです。何もないからこうやって1年後に質問しているのだから、どうなのですか、そこは。

○委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 11番今村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、職務権限があるかないかはともかく、この公の場で、そういう心配の意見交換をさせていただいておりますので、昨年にそういう発言をして、十分それにふさわしいような言動がとれてないことについては、おわびを申し上げないといけません。私も繰り返しのやりとりを聞いています、やはり十分、職務権限があるかないかは別として、しっかり注意喚起をさせるように取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番村上委員。

○3番(村上和子君) 95ページの富良野圏域5市町村の法律相談業務の負担金ですけれども、42万円払っているのですけれども、これは何人ぐらい相談が寄せられているものか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長(長谷川徳行君) 下のほう3款になります。

○3番(村上和子君) よろしいです。

○委員長(長谷川徳行君) 12番岡本委員。

○12番(岡本康裕君) 12番岡本ですが、暫時休憩の前に1問質問したいと思います。

数字にはなかなか出づらい内容なのですけれども、附属調書、18ページの職員提案制度について5件とありますが、まずこの件数については、多いのか少ないのかお伺いしたいと思います。

○委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹(石田昭彦君) お答えいたします。

職員提案の件数が多いのか少ないのかと言われたときに、多いですとか少ないですとかという客観的な判断、私がするわけにはいきませんが、職員提案の制度ができて以降、当初一定程度の職員提案をいただきましたが、その後ゼロ件という年度がしばらく続いたということで、職員提案を少し活発化しようということで、一昨年度ルールを一定程度見直しをさせていただいて、昨年5件あったということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長(長谷川徳行君) 12番岡本委員。

○12番(岡本康裕君) 提案は5件であるが、このうち採用は何件だったのでしょうか。

○委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹(石田昭彦君) 5件の提案がございまして、4件を採用、1件を非採用と昨年度させていただきました。

以上です。

○委員長(長谷川徳行君) 12番岡本委員。

○12番(岡本康裕君) その採用の可否については、どういった方がどういった基準で判断されるのかを伺いたいと思います。

○委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹(石田昭彦君) 済みません、先ほど私4件採用、1件不採用と言いましたが、答弁間違っておりました。3件採用で2件不採用であります。

たまたま昨年度の提案のあった5件につきましては、簡易な提案でありましたことから、審査会を開かないで、総務課長の簡易処理ができるようにルールがなっておりますので、5件につきましては、す

べて総務課長の簡易処理を行って、このような処理をしましたよと、こういうような対応を図りましたよということで、直近の課長会議のほうに報告をさせていただいているということでもあります。

以上です。

○委員長(長谷川徳行君) 12番岡本委員。

○12番(岡本康裕君) ありがとうございます。

その職員の提案制度の可否で採用、不採用になっていたところの内容は、情報の共有という部分からすればできる、するものなのかどうか。我々が知り得る何か方策はあるのかどうかということ、ちょっと蛇足ですが、お聞きいたしたいと思います。

○委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹(石田昭彦君) 職員の提案状況についての情報の公開につきましては、行っておりません。ただ、ルール上、広く町民に公開をするということではなくて、職員間でこういう提案があったり、こういうような提案について、こういう処理をしたということを職員同士が共有できるように、私たちのパソコンのグループウェアを通じて、職員間では、いついつこういう提案があって、こういう処理をしたということについては、内部の公開はしておりますけれども、今現在、町民の方々に向けての公開はしていない取り扱いをしているところであります。

以上です。

○委員長(長谷川徳行君) 12番岡本委員。

○12番(岡本康裕君) 先ほど総務課長が軽微なものは判断すると申しましたが、その審査会の構成メンバーを最後に教えていただけますでしょうか。

○委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹(石田昭彦君) 審査会のメンバーは、町長、副町長、教育長、総務課長、それから提案に関係する関係課長が審査会の委員になっております。

○委員長(長谷川徳行君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(長谷川徳行君) これで1款の議会費及び2款の総務費の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代いたします。

(説明員交代)

○委員長(長谷川徳行君) 暫時休憩いたします。

11時20分に再開いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き委員会を再開し、質疑を続けます。

次に、3款民生費の94ページから119ページまでの質疑を行います。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 95ページ、3款です。富良野圏域5市町村の法律相談業務の負担金42万円ですけれども、何人ぐらいの方が相談を寄せているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹、答弁。

○福祉対策班主幹（真鍋浩二君） 3番村上委員の御質問にお答えいたします。

平成23年度の実績でございますけれども、1市3町1村の5市町村が加盟をし、共同で相談業務を行っております。

上富良野町の実績ですけれども、日常住民相談といたしまして19件、あと無料法律相談といたしまして13件、合計32件上富良野町から相談に行っているというような実態でございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 101ページの寝たきりおむつ等の購入助成という形で、この点については、成果報告書にも実数が載っておりますが、これすべての人がどういう状態のときに受けられるのか、所得制限だとか、そういうのがあるのかどうかちょっと確認しておきたいというふうに思います。

○委員長（長谷川徳行君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） 4番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

寝たきり老人等おむつ購入助成費の対象要件の御質問だと思っておりますが、対象要件につきましては、小学生就学以上の寝たきり状態にある者、あと課税要件といたしまして、町民税非課税世帯を対象としています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 今後こういう世帯に対する制度の見直しというの、前ははすべての人が対象ということもあったのだらうと思いますが、行政改革という状況の中で、こういった介護負担分についても所得制限が設けられたりだとか、一定そういう状況になった部分があるかというふうに思いますが、これから高齢化が進む中で、こういった要件として必要になる人が、またふえつつあるのかなとい

うふうに思いますが、こういった部分について、もっと厚くする必要もあるのではないかというふうに思いますが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

確かに高齢化が進みまして、そういうような状況を迎える方だとかということを考慮した中で、どういう状況にあるかといった推移を見計らった上で、見直す時期が来れば、そのような時期に見直すことを検討するようなことで考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番金子委員。

○5番（金子益三君） 97ページから8、9にかかわるところでございますが、単位老人クラブ運営交付金というものがあるのですけれども、今25住民会がある中で、15だったかな、単位老人クラブがあるのですが、非常に活動内容が最近、近年幅広くなってきておりまして、特に社会福祉協議会から推奨されておりますふれあいサロン事業を含めて、その単位老人クラブでの活動が活発になってきている状況でございます。

この間、非常に住民会として、大きな住民会はある程度住民会からの補助も出しながら単位老人クラブの運営を円滑に行っているところをよくお聞きしておりますが、どうしても戸数の少ない住民会、また、そういうところに限って非常に低所得者層であったりとか、高齢化率が非常に高いという現状になっている中で、なかなか単位老人クラブが独立で運営が難しいということを聞いておりますが、この今の基準の中の運営補助、交付金が効果があらわれる額の補助になっているかお伺いをいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 5番金子委員の御質問にお答えいたします。

今老人クラブ、連合会ですとか、そういったところを中心に単位老人会クラブの活性化ですとか、地域の住民会活動と連動した中で、老人クラブの再結成だとか、そういった動きをいただいているところでございます。

また、小さな住民会での老人クラブの結成の難しさといったことも耳にしているところでございます。

私どもも連合会だとか、単位老人クラブ等のそういった情報交換だとか交えた中で、こういった形が現状の体制がいいのかどうかといったことも含

めて、今後検討、議論をしてまいりたいというふうに思います。

現状におきましては、難しい部分の話は何っているというところにとどまっているところがございますので、そういった点につきましても、今後目を向けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） 例えば、それぞれの単位老人クラブが老連に加入をして、趣味の活動をされるというところに関しては、おおむね自主財源の中、また、会費の中で楽しく生きがいを見つけながらやっていただくことについては、個人負担というところで大いに結構だと思うのですが、一方で、課長よく御存じだと思うのですが、ふれあいサロン事業を行うに当たっては、年3回以上活動を申請することによって、社会福祉協議会から1人当たり150円の補助というふうにはしかなってないのですよ。3回以上ですから、最低3回やったとしても、1人50円の経費しかないわけですね。その中で老人クラブの活動の一環として行っている事業を活性化させていくには、やはりある程度の孤立をしない、また、閉じこもりにならない、社会から隔離されないといった、孤独老人をつくっていかないためにも、その部分はやはりもう少し行政として手厚く見るべきだと思います。これは介護予防にも非常につながるところになると考えますので、その点はいかがでしょう。

○委員長（長谷川德行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 5番金子委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃられるように、高齢者の閉じこもりですとか、そういったことの予防、または介護予防だとか、生きがいづくりといった部分では、高齢者がどのようなことで生きがいを感じて、また、人とのつながりですとか、軽スポーツですとか、そういったことやなんかを通じて健康に暮らすといったことは、大切なことだというふうに考えてございます。

そういった中で、ふれあいサロンのその回数ですとか、そういった部分につきましては、社会福祉協議会との協議だとか、そういったことやなんかもございますし、社会福祉協議会として実施している部分もございまして、そこら辺は調整が必要なかなというふうに思いますし、また、方法として、それだけよることかいいのかといったことやなんかもありますので、そういったことも含めて、活性化できるような活動、また、議論というも

のを今後社会福祉協議会、また、このふれあいサロンだけにとどまらず、介護予防だとか、そういった側面からも、お年寄りが家庭に閉じこもって外に出ないということではなくて、そこから社会のほうに出てくるような仕掛けづくりですとか、そういったことについては、今後ともどういった方法がいいのか、私どもとしてもいろいろな方策を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） この閉じこもりの予防事業、介護予防に関する事業等々、町も取り組みをいろいろされております。その中で、再三私もこの件に関して御質問させていただいてもらっておりますが、やはり町の保健福祉行政と、その並行位置にあります社会福祉協議会とは、もう少し連絡を密にして、私は現場にももう少し出ていってほしいということのを再三提案をさせてもらっているのですが、一向にそういったものが進んでいないのですね。それぞれの住民会、また、老人会などで参加されて開催されている、そういった社会からのその老人の閉じこもり防止事業、ふれあいサロンなどというのは非常に地域で行う最たるものでありますし、近隣の住民同士が協力し合っている事業に関して、社会福祉協議会の職員も、それから保健福祉の職員も、そういった現場に一人も今まで来たことがないので、私は、そのこと自体が問題だと思いますので、社会福祉協議会と連携を深めて、さまざまな方策をとるという前に、まず一度職員の皆様が現場を見る必要があるというふうに考えますがいかがですか。

○委員長（長谷川德行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 5番金子委員の御質問にお答えいたします。

やはり職員が現場に足を運ぶといったことは、大切だというふうに考えてございます。委員言われているような部分につきましては、私どもも真摯に受けとめて対応すべきかなというふうに思っておりますが、ただ高齢者がふえる、また、子育て、また、障がい者といった部分で、私どもが担う任務というのが年々きつくなってございます。そういった中で、いろいろな相談事、また、困り事といった対応もございまして、そういった中で、できるだけそういうふうにしてまいりたいとは思っておりますが、土日、祝日、夜間ですとか、そういったことで緊急に出なければならぬといった事案やなんかも、ここ数年ふえてまいっております。できるだけそういうふうにはしたい状況もあるのですが、そういった背景もあるということも御理解いただきたいとい

うふうに思いますことと、社会福祉協議会との連携といった部分につきましては、私どもも担当官ですとか、そういったことやなんかでの意見交換、また、今後どういうふうにうちの町の福祉を進めていくかといったことでは、意見交換を今後頻繁にやっていかなければならないなというふうに考えてございますので、そういった部分は、できることから進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番岩崎委員。

○9番（岩崎治男君） 115ページ、保健福祉課の子育て支援班の子どもセンターの施設管理費ですけれども、平成22年度決算を見ますと約387万4,000円ほどでしたけれども、今年度の決算では、779万何がしということになっておりますけれども、これらの要因について、まずお答えをいただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 9番岩崎委員の質問にお答えします。

23年度に子どもセンターの施設改修工事をしております。その関係で金額がふえています。

○委員長（長谷川徳行君） 9番岩崎委員。

○9番（岩崎治男君） 外壁とか玄関を改築されて、多額のお金がかかったのではないかなと理解しますが、この建物は毎年予算をとって直しているような状況で、古い建物であるなというふうに思います。それでもって、今回この整備をしたら何年かこれでもつのか、そのあたりを聞きたいなというふうに思います。

○委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 9番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

昨年も委員の方からも御意見をちょうだいしているところでございます。平成24年度におきましても、改修をさせていただいたということで、外観、躯体部分の関係につきましては、大体平成24年度で大きな改修だとかは終了かなというふうに考えてございます。

昨年もお答えさせていただきましたが、できれば10年間ぐらいは何とかもたせたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 9番岩崎委員。

○9番（岩崎治男君） 改修によって、10年ぐらいは大丈夫だろうというお話ですので、安心してお

りますけれども、中の間取りの使い道なのですけれども、これ以前は社会福祉協議会が大方建物を使っていて、その後子育て支援センターだとか、高齢者事業団などの事務所としても利用されているわけですけれども、この高齢者事業団は、上富良野のいろいろな分野で人員を派遣して活躍している大きな団体でございます。そういった中にありまして、事務所は、子どもセンターの関係もありますけれども、一番西側の奥で、ちょっと行ってもわからないと。何かちょっとした廊下というか、トンネルをくぐっていかなかったら事務所に入れないという不都合で、農家の方も大変多くの方が利用していると。朝早くとか、夜遅くに利用しているわけでございます。あのあたりの入り口の改修も、外は改修できたけれども、中身は何も便利になってないというような部分がありますので、これあたりも検討する余地があるのでないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 9番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

委員から今御指摘ありましたように、高齢者事業団西側といいますか、北側の端で、子どもセンターの入り口へ入ってからは入り組んだ道を歩かないとたどり着けないというような状況にもございます。

子どもセンターにつきましては、以前に国の交付金を受けまして改修をしたわけなのですが、今後につきましては、平成26年度に保育所の民営化に伴いまして民営化、それから子育て、養育支援というようなことで、そういった対策のために保育士をそういった分野のほうに配置するような計画を持っております。そういった中で、配置がえというふうになった場合には、多くの保育士がそちらのほうに移るようなことになってまいりますので、高齢者事業団の事務所があそこでのいいのかどうなのか、また、今社会福祉協議会の使った跡につきましては、つばさ会のほうでいろいろな授産の作業だとかもしております。そういった兼ね合いですとか、あと会議室の絡みですとか、そういったことがございますので、今後高齢者事業団としては、場所的には事業団の会員の方も集まりやすく、駐車場についても勝手がいいということやなんかも含めてござりますので、今後そういったことやなんかも含めた中で、事務所のあり方ですとか配置、場合によりましては、平成25年度予算だとか、そういった中でちょっと中の部分を改修するだとかという要素はあるのかなというふうに考えてございます。そういったことやなんかも含めた中で、今後検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 103ページの地域支え合い体制づくり事業ですけれども、その中で23年度は高齢者の徘徊搜索ネットワークを構築されたということ。ここは大変評価のするところでございますけれども、この今登録は31名あるのだということで、搜索がなかったということは幸いであったなと思っておりますけれども、これは今後この備品そろえましたので、人数がふえていっても、この備品は使えるものなのか、一応これ31人分なのか、ちょっとそこら辺お尋ねしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 3番村上委員の御質問にお答えします。

高齢者が徘徊だとかあった場合のネットワークを立ち上げたところでございます。経過につきましては、附属資料のほうで御報告させていただいておりますが、現在登録が平成23年度末で31名というような状況となっております。

本年度につきましても、2名の方が転出やら施設入所ということで、新たに2名の方がふえたりだとかということで、現状も31名でございます。

これらの搜索するに当たりましては、職員だとかが搜索態勢を組んで、懐中電灯ですとか、また、寒いときにはカッパですとか、雨だとか雪だとかというふうになった場合には、そういったことやなんかも含めて備品を取りそろえてございます。

31名に対してということではなくて、搜索できる体制の備品を整備させてもらったということで、前に搜索したときも、保健福祉課の関係で言えば、五、六班に分かれて公用車で搜索したというような経過やなんかもございますので、搜索する場合につきましては、夜間ですとかそういったことやなんかもありますので、そういったものを整備させていただいておりますので、決してこの人数に対してというのではなくて、搜索の態勢の備品をそろえさせていただいたということで御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） いろいろと対応されているということで、よくわかりましたけれども、今民生委員さんが大変苦勞されておまして、ひとり暮らしの高齢者、ちょっとどうも様子がおかしいということであれしましても、何か訪問を望まないということ拒否されるというところが大変あるというこ

とで、今、徘徊高齢者の搜索の対策はとったのですけれども、またそれでは徘徊前のちょっと心配なことができていますなど、このようにとらえているのですけれども、その点どうでしょうか、課長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

やはりいろいろな高齢者の方おられます。人とのコミュニケーション、接触を拒まれる方、そういう方もございます。そういった中で、34名の民生委員の方々については、大変御苦勞をいただいておりますが、皆さん積極的にそういったことの活動をいただいているというようなことで、大変感謝をしているところでございます。

先日も高齢者、ひとり暮らしの方なのですが、そういった方の見守りだとかということで、ある地区の高齢者が、二、三日飲まず食わずで一人であれしたのですけれども、声をかけても小さな声はするのだけれども、ドアをあけてもらえないというような事案がございまして、ちょうど暑い時期でありましたので、民生委員さんからの連絡、その方を気にしながら見守りをいただいていたところでした。そういったことで連絡ありまして、家主さんのほうにも連絡いたしまして、うちの職員も出向きまして、九死に一生をとというような事態もございました。

なかなかそういったことで、民生委員さんもそうですし、我々職員に対しても、なかなか自分を出していただけないといいますが、なかなか困っているので、我々としてもいろいろな支援ですとか、サービスだとかありますよといった中でも、いや、自分は自分で何とかするのでというように言われる高齢者の方もおられます。

また、親族はいても、もうほとんど疎遠でといったことやなんかもございます。我々としましても地域包括も含めて、いろいろうちの各担当の職員、それからそういったことの連携だとか、また、各居宅支援事業所、そういったヘルパーさんですとか、そういった方々とも連携しながら対応はするようにしてございますが、なかなか難しい時代を迎えたのかなというふうに思っております。

そういった中で、やはり私どもにも限界がございますし、民生委員さんにも限界がございます。そういった中では、今度地域の皆さん方との連携だとか、そういった部分では、住民会、町内会の方々とも御協力いただきながら、そういったところをなくしていくような活動、特に当面住民会ですとか、そういったところについては見守り隊ですとか、高齢者の行事を頻繁にする中で、元気だったかいだと

か、そういうような確認だとかもされています。そういったことやなんかの必要性ということも、地域の皆さん方とともに、そういう活動が広まっていくようなことを今後私どもも考えていかなければならないなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 職員の方も本当に大変だと思います。民生委員の方も、本当に御苦勞をされているということを今課長のお話で限界あります。

それで、先ほど同僚議員も言っておりましたけれども、今老人クラブ活動の中にも友愛活動ということで、それで地域を見守っていこう、ひとり暮らしの老人を、それから声かけをしようということで活動しているのですが、ここは大変難しく、今なかなか大変になっていく、大変苦勞していますので、民生委員から、今度は住民会の老人クラブのほうに友愛活動ということで声かけ、見守り、これらの活動が展開されているところですけども、このところ大変難しく、みんな苦勞していますのでね、これはもうみんなで地域挙げて取り組んでいこうという、こういうような指導強化を、ひとつぜひお願いしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 村上委員の御質問にお答えします。

私どもも、今、委員おっしゃられたようなことが大切だなというふうに思っていますし、やっぱり行政でやるといっても、なかなか難しい部分もございまして、そういった方々を支えるためには、やはり地域の皆さん方の御協力なくして、そういったことを一人でも救わなければならないなというふうに考えてございますので、そういったようなことで御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございせんか。

11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 111ページのAEDの借上げということで、中央保育所の話ですけども、AEDの話でございまして。

先般、日本の中でAEDがあるにもかかわらず、使用されなくて幼い子が亡くなられたという事案がございました。そこで、AEDというのはどういう人が使えるのか、あるいは、こういうAEDがある場所を皆さん、町民の方が知っておられるのか、そういったことを措置したのかということをお聞きしているのですけれども、まず、AEDというのは、

どういう方が使われるのですか。別に町のほうで全般として答えてもらってもいいし、保健福祉課のほうでもいいのですけれども。

○委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 11番今村委員の御質問にお答えいたします。

AEDにつきましては、どなたでも使えるように音声ガイドという機能がついていまして、その機能に従って、意識がなくて呼吸の状況とか、心臓の停止の状況とかを見て使用できるというふうな形になっていますので、どなたでも御使用ができるという状況になってます。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） このとおり講習受けて資格書みたいなのを付与されますけれども、その人だけが使えるわけではない、だれでも使えるわけですね。そして、健常者であれば、それ以上進まないように、使える人とか判断してくれますよね、ちゃんと。こういったことをやっぱり町民の人に周知徹底する必要があると思います。多分知らなかった人もいると思うのですよね。だれでも使えるのだよと。

あと、場所なのですよ。こういったところにあるよと、中央保育所にも借り上げてある、あとどこにある。

それと、その場所に行っても、常時取り出せて、四六時中取り出せて持ってこれるようになっていのかどうか、ここら辺が大事だと思うのです。

これはやっぱり人の集まるようなところに、町の中にはこういったところにあるよと。本当は細部の経路も必要なのですけれども、大事だと思っているのです。

例えば、倒れている人を発見した人は、次に通りかかった人に、ちょっとその人、AEDを探して持ってきてください。そして帰ってきてくださいと言うわけですよ。ここに帰ってきてくださいと言わないと帰ってこないらしい。帰ってきてくださいと言うことによって、責任感を醸成させることができ帰ってくるそうです。ただしAEDを取ってきてくださいと言われた方が、どこにあるかわからなかったら困るわけですよ。だからそういったものを町民の方々に、絶えず目につくようなところに置いて、そのうち覚えていただくということが非常に大事になってくると思うのですけれども、こういうことに対してどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 11番今村

委員の御質問にお答えいたします。

AEDの設置箇所につきましては、毎年設置箇所もふえてきていますし、民間におかれましても、年々整備が進んでいる状況にあります。

その場所の掲示につきましても、町ではここがAEDの設置箇所であるということを知るものを作成しまして、それぞれ公的な機関におきましては、その設置箇所の場所に、設置をしている場所であるということがどこから見ても、玄関から見てもわかるようにということで、張るようにということで配付をしている状況にあります。

そして、設置場所につきましても、その設置場所がわからなくて救命ができないということのないように設置場所の表示、見える場所に置くということを周知しております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） わかりました。

あと、例えば公共機関が日曜祭日というのですか、そういったところで、もしかぎとかがかかかって中に入れない場合でも、AEDとか取り出せるようになっていのかどうか、四六時中そこに行ったら取り出せるのか、使っていないときは取り出せないのか、せっかく行ってもなかったら、これは急を要する話なのですね。何分間の話ですから。そこをちょっと確認したいのですけれども、どうなのですかね。

○委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 11番今村委員の御質問にお答えいたします。

設置場所につきましては、毎年調査しているのですけれども、やはりその建物があるという設定の中で、その建物に人がいるという状況の中で使用できるような形になっております。ですので、閉館しているときに、ほかの場所から来てAEDを取り出すというのは、現実的ではないかと思っておりますので、その場合には、やはり直ちに救急のほうに連絡をいただいて、そちらのほうの適切な処置をされたほうが、救命効果は高いかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 言われることはわかるのですけれども、例えばこの中央保育所、近くに野球場もございまして、公園もあるではないですか。その施設の中だけで使うわけではないと思うのです。だから、それはほかのところも言えると思うのですよね。だからやはり公共の場所にいる人だけが使う

ために置いてあるわけではなくて、なかったら、そこに行って使うということはあると思うのです。路上で倒れる人も多いと思うのです。そういった人のために、近くに行ってAEDを取ってきて、それを当てて助けるわけですから、だからそういったことを考えると、やはり四六時中取り出せるような措置をしておく必要があると思うのですけれども、どうですかね。

○委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 11番今村委員の御質問に、私のほうからもお答えさせていただきたいと思えます。

委員からも以前からいろいろ御意見いただきまして、今担当課長のほうから申しあげましたように、設置しているけれども、使うときに起動しない、そんなことあっても困るので、組織的にはいろいろ申しあげましたように、日々起動ができるように管理をしているところであります。ただ、今言われるようないろいろな場面を想定しまして、いろいろな場面に即応できるような実態にはなっておりません。理想かと思えますけれども、我々としては、公共施設に設置して、公共施設の中、もしくは公共施設の周辺で何か事態に異常があった場合には、それに対応できるようなことは想定しますが、四六時中いつも対応できるということにはなっておりません。この辺は、運がいいか悪いかという言い方も大変失礼かと思えますが、閉館のときにもそういう場面が出たときには、対応できないというのが実態でございますので、この辺はこれからそういうことにどういう対応がいいのかについては、少し思いをはせなければならぬ要素であります。担当課長から申しあげましたように、いろいろ施設を利用している方については、ここにはあるということを表示したり、いろいろな周知をする方法はできますが、それ以外については、やはり何か有事のときには、そういう対応もするけれども、一方はやっぱり救急車をいち早く呼ぶという、そういう行動習慣もつけることは極めて重要だと思っておりますので、施設での対応は無理かと思えますが、そういうことが地域に教宣できるようなことも含めて、工夫の余地があるのであれば、我々は検討しますが、実態はそういうことだということは、委員も御承知のとおりでございますので、まだまだ将来の理想にはなっていないことを、ひとつ御承知おきいただきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか、今村さん。

昼食休憩にいたしたいと思えます。再開時間を午後1時といたします。

午前 11時59分 休憩
午後 1時00分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 昼食休憩前に引き続き委員会を再開し、3款民生費の94ページから119ページまでの質疑を続けます。

ございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 105ページの負担金補助金及び交付金という形で、いろいろな身障者の補助制度が載っております。ここで伺いたいのは、精神、ちょっと勉強不足なので、精神障がい者等というのは、この中に入っているのでしょうか。通院だとか、そういった場合の補助等は該当になるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹、答弁。

○福祉対策班主幹（真鍋浩二君） 4番米沢委員からの御質問にお答えいたします。

各障がい者にかかります負担金及び交付金の助成額等につきましては、各身体、精神、知的も含めて、すべて対応させていただいている項目になってございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 精神障がい者等についても、該当になるということによろしいですか。わかりました。

次にお伺いしたいのは、子育ての発達支援センターの事業費で、療育指導員という形で配置されております。近年は、指導内容も相当やっぱり深くなって、充実もされてきております。地域支援事業という形の中では、各保育所や幼稚園、放課後クラブ等も含めた中で、実際に行き現場でいろいろな子供たちの状況を見て、それをつなげて一人一人に対応するというようなところまで行っているかというふうに思いますが、この地域支援事業等の効果というか、目に見えるものではありませんけれども、どういったものを主眼、目的として実施されているのか、この点お伺いしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

地域支援事業につきましては、各施設を訪問して、そこで直接子供に対して指導するというのではなくて、そこで働いている職員の方たちから相談を受けたりとか、助言をしたりとかという事業に

なっています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） そうしますと、当然小学校、中学校等にも当然つなげていけないいわゆる相談内容になっているかというふうに思いますが、今現状では、その連携というのはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

現実には、今のところ幼稚園、保育所がほとんどで、放課後クラブにも入ってはいるのですが、なかなか学校との連携というのが密にできている状態ではありません。ただ、今回児童福祉法の改正によりまして、相談支援事業という新しい事業ができて、その辺は学校ですとか、さまざまな機関との連携をしていかなければならないような事業になっていきますので、これから体制整備していきたいというふうに考えています。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 非常に重要な役割を担っております。毎回言うのですが、こういった非常勤のいわゆる嘱託職員というのですか、そういう形で配置されております。私は保育所の異動以前に、こういったところの職員をやっぱりきちんと正職員で採用するだとか、やっぱりそういう体制をとって、厚みのある指導体制をきっちりやる必要があるのだというふうに思っているところですが、この点について、町長はどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4番米沢委員の御質問に、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

この質問については、今までも何回となく意見交換をさせていただいているところでございますけれども、押しなべて行政の守備範囲を正職員ですべて担うということについてはいろいろな面で、まず不可能だなというふうに思うところであります。

そのようなことから、免許職員を中心に、そういう資格を持っている方々の経験を十分この行政活動の場で発揮していただいているのが実態でございます。今言われるこの部署につきましても、こういう実態にあります。

職員と職員でない方々の対応については、責任をフラットにするわけにはいきませんが、いろいろと果たさなければならない機能については、十分果た

していただいているものというふうに認識してございますし、そういう担当実態にふさわしい、沿った賃金体系に改善の余地があるのであれば、一定程度改善をするということは、一つの課題にもなるかと思っておりますが、いずれにしましても現状はそういうことで、私どもとしましても、行政としての果たす役割は、十分果たしているものというふうに認識しているところであります。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 非常に現場見ていましても、当然それぞれの受けとめ方というのは違いますが、やはり正職員で働きたければ、そういう形で職を望む方もおられます。やはり副町長おっしゃるように、確かに現状では回っています、確かに。それは、やはり仕事にきちっと実を入れて、子供たちだとか、これにかかわる人たちの親子との接し方だとか含めて、やっぱり充実させたいという、その一念でそれが今動いているという状況になっています。

この間、行政改革という形の中で、いろいろ人員削減だとかもやりまして、民間へ譲渡するだとかもやられてきているところです。しかし、やはりこういった部分については、きちっと必要最小限の人員というのは、やっぱり正職員としても配置すべきだし、僕自身はやはり増員して、全部ではないかもしれませんが、一定部分増員して、やはりきちっと指導できるような体制づくりをやる環境をつくるということが、今行政に求められている本当に課題だなというふうに感じておりますが、この点もう一度確認しておきたいと思っております。

○委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 再度お答え申し上げたいと思っております。

繰り返しになるところもあるかと思っておりますけれども、私どもは限られた財源の中で、最大限使命を果たさなければならないという、そういう中でいろいろ選択をしながら対応しているところでございますので、今申し上げられた部署に特化した議論になると大変窮屈な議論になりますけれども、全体を見渡して、どこを優先すべきか、どこが職員以外で担うことで行政水準を下げないでできるのか、これは町長が全体を見ながら十分判断をしなければならぬと思っておりますし、一番大事なものは、今の状態を将来に向けて長く継続するということは極めて重要でございますので、そういうことにふさわしい人材を職員で求めるのか、職員以外の立場で担うことで可能なのか、これは慎重に判断しながら対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございません

か。

12番岡本委員。

○12番（岡本康裕君） 同じ、関連に近い質問になるかと思いますが、105ページ、発達支援センター事業で、療育指導員の数を教えていただきたいのですけれども。

○委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 12番岡本委員の御質問にお答えします。

発達支援センターの職員は、現在正職員が3名、非常勤の嘱託職員が4名、臨時職員が1名です。

○委員長（長谷川徳行君） 12番岡本委員。

○12番（岡本康裕君） ありがとうございます。

調書の29ページに行きたいのですけれども、ここに総事業費の下、内訳がありまして、職員給与とあります。これはこれで、また別の費用という見方でよろしいかどうかお伺いします。

○委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 12番岡本委員の御質問にお答えします。

子育て支援センターのほうの事業につきましては、発達支援センターとは全く別の人件費になります。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 131ページの中央墓地の区画整理で、移転補償という形で88万円になっているかというふうに思います。

済みません、間違えました。申しわけありません。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

岡本委員はよろしいですか。

○委員長（長谷川徳行君） 12番岡本委員。

○12番（岡本康裕君） 先ほどとの関連なのですが、28ページの発達支援センターの内訳のところの職員給与という、28ページ、運営費。調書、28ページ。

○委員長（長谷川徳行君） 質問はいいのですか。今の質問でいいんですか。

○12番（岡本康裕君） 事業費の給与の部分をお聞きしたかったのですが、いいですか。

○委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 12番岡本委員の御質問にお答えします。

29ページではなくて、28ページの発達支援センターの給与費が、その正職員3人分というものになります。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで3款民生費の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川徳行君） 次に、4款衛生費の118ページから135ページまでの質疑を行います。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 123ページ、健康推進班の健康増進費のところですが、ここは昨年と比べて105万円、ことしの決算額308万4,040円になっております。それで健康診断、若年層から高齢者まで、大体2,600人ぐらい健康診断を受けているのですが、それでその中でやっぱりその結果に応じては、健診の結果によっては、町民の方に来ていただいて、呼び出しをして、そしてそこで相談をしているかと思うのですけれども、それらがどのように23年度は改善されているのか、また、その寄せられているその出病前といいますか、生活習慣病が多いのかななどは思うのですけれども、どういった項目が多いのでしょうか、その改善されている内容につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主任保健師、答弁。

○健康推進班主任保健師（杉原直美君） 3番の村上委員の御質問にお答えします。

特定保健指導につきましては、特定健診からのメタボリックシンドロームの診断基準から、積極的にかかわることで生活習慣改善で発症予防ができるタイプと、それに準ずる動機づけ支援という形の保健指導の特定保健指導2者に対して行っております。

評価につきましては、6カ月後の評価基準で血圧、体重、それから喫煙状況、その他生活習慣の中での食生活の改善、運動習慣などについての項目で評価して報告させていただいています。

その結果につきましては、23年度の特定保健指導動機づけ積極的支援の数が、22年の数よりも半減しているという現状があって評価をさせていただいています。その半数に減っている、対象数がということです。そのほかにも喫煙率の低下、運動習慣の増加などの数字も確実に効果はあらわしております。

す。

特に、重度の高血圧者が6人前年おりましたところ、23年度は2人に減っているなど、発症、重症化予防にも努めているところだというふうに判断してまずし、治療につながっている方もふえている状況であります。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 高血圧のところ、よくわかりましたけれども、2人、4人は改善されたということでございますけれども、高血圧症になるとお薬を投与して、ずっと継続して飲んでいられるかという状態になっているのでないでしょうか。それは改善されたというふうになるのでしょうか。

それと、ちょっと相談したいから来てくださいますって呼び出ししましても、都合悪いといった人については、訪問されているのかどうか、ちょっとそのところお尋ねしたい。

○委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主任保健師、答弁。

○健康推進班主任保健師（杉原直美君） 3番の村上委員の御質問にお答えします。

高血圧は健診の時点での重症の判断基準になっておりますので、健診の場面での一時期な血圧ということになりますと、すぐ治療につながるかという判断ができかねますので、2週間後もしくは1カ月間、その方の基準に沿って家庭血圧を測定させていただいて、その結果に沿って生活改善、例えば肥満だったり、塩分だったり、運動習慣だったり、そのことでの生活習慣を改善することで、どういうふうに変化したかという結果で見えています。

それと、特定保健指導だけではなく、上富良野町の保健指導対象者は、それ以外の方にも幅広く保健指導対象とし呼び出しさせていただいて、7割から8割の方が、かみんのほうに足を運んできてくださいます。当然御都合が悪くて来られない方には、全員何らかの手段、訪問、電話、それから後日、日にちを改めて来ていただくなどの方法で確実に会するというふうにしております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 6番徳武委員。

○6番（徳武良弘君） 131ページのクリーンセンター管理費負担金補助、一般廃棄物処理施設設置地区連絡協議会に100万円とありますけれども、これはいつまで払うのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 一般廃棄物処理施設設置地区連絡協議会の負担金につきましては、以前地区との協議、協定もあまして、この協議会に

つきましては、地域において処理施設が安全に稼働できるよう、町等に意見を具申する協議会として成り立っておりますが、その中で稼働している間は、引き続き負担をするということのお話になっております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 6番徳武委員。

○6番（徳武良弘君） そうしたらずっとごみ処理場がある限り、払い続けるということですか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 6番徳武委員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおり、稼働している間は、当面の間支出するという予定になっております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 6番徳武委員。

○6番（徳武良弘君） 金額ずっと一緒ですか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 6番徳武委員の御質問にお答えいたします。

今のところ、変更の予定は考えていないところでございます。

○委員長（長谷川徳行君） 6番徳武委員。

○6番（徳武良弘君） 100万円の積算根拠は何ですか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 6番徳武委員の御質問にお答えします。

金額につきましては、設置当初からいろいろな話し合いの経過がございまして、最終的な話し合いの中で、現在の金額に定まったものと承知しているところでございます。

○委員長（長谷川徳行君） 6番徳武委員。

○6番（徳武良弘君） これ減らすとか見直しとかは、全然今のところ考えてない。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 6番徳武委員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、当面の間、この部分は継続するという考え方で、変更等につきましては、情勢が変わればまたいろいろとあるとは思いますが、現段階においては継続ということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番岩崎委員。

○9番（岩崎治男君） 119ページの負担金補助金及び交付金というところの欄でございませうけれど

も、昨年度は北海道保健センターの連絡協議会の負担金というのが項目として載っていたし、金額も明示されておりますけれども、ことしについてはこの部分が消えているのですけれども、こういった理由ですか。

○委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 9番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

保健センターの連絡協議会の負担金につきましては、国の事業仕分けの中で、保健センターの全国組織自体がなくなりましたことから、町におきましても、その支出がなくなったという状況にあります。

○委員長（長谷川徳行君） 9番岩崎委員。

○9番（岩崎治男君） この昨年の4万3,600円というこの負担金が、これ重ねなくても、ことしと去年の一般管理費が随分金額が異なっているということで、前回、22年度は1,244万円だったのが、今年度は879万円ということで、300万円から400万円ぐらい違うのですけれども、この点についてお伺いします。

○委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 保健衛生の総務費の一般管理費につきましては、負担金等補助金交付金がそのままなのですが、大きな要因としましては、地域センター病院の産婦人科医師の確保のほうで、常勤医が2名になりましたことから、町の負担を予定していました、1名の間は負担をするというお約束の部分が、協会病院での常勤医が2名になりましたことから、10月以降負担をなくてよくなったということが一番大きな減額になった理由になっています。

○委員長（長谷川徳行君） 9番岩崎委員。

○9番（岩崎治男君） 今、交付金の欄の一番下の地域センター病院の婦人科の医師の確保対策事業負担というのが、大きく金額が異なっている感じなのですが、このあたりについてはどうお考えですか。

○委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、もう一度お願いします。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 先ほど御説明させていただきましたけれども、産婦人科の医師が2名になりましたことから、当初1名の間は沿線市町村5市町村で負担すると言っていた部分が、394万円ほど減額になったことが一番大きな要因となっております。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番(米沢義英君) 若干ダブるかと思うのですが、健康上かみふらの21推進費という形で、糖尿病の削減に向けて推進したということで書かれておりますが、具体的には保健指導の充実だとかという形になっているのかなと思いますが、ここを25%削減目標という形で、単純に数字で物事を判断するわけでありませんが、現状等について若干お伺いしたいと思います。

○委員長(長谷川德行君) 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長(岡崎智子君) 健康かみふらの21計画につきましては、23年度におきましては、1期計画の今年が21計画の最終年となっております。今2次計画に向けて計画を立てている状況にあります。その中で見えてきた点としましては、町の糖尿病の状況につきましては、非常に全国や全道に比べて、非常に検査結果としては発症の割合が低い状況となっております。

高血圧に関しましても、先ほどお話しさせていただきましても、正常高値といひまして、正常の中でも若干高い数字の方と、それから明らかにもう高血圧域に入った方というふうに分けて評価しておりますけれども、高血圧領域に入った方というのは、年々減少傾向にあるという状況にあります。

あと、国がLDLコレステロールにつきましては、かなりの方が治療の、LDLコレステロールは服薬によって非常に値が下がっていきますので、治療のほうに国保の加入者の方で、新規に治療に移られた方というのが、やはり200名ほどふえているということで数字が、それでも食べる量がふえたりということで、一気に数字が改善したとは言いきれませんが、現状を低下の方向に向かっていくというような状況にあります。

それで、町で今一番健診結果で残っている部分は善玉コレステロール、HDLコレステロールという善玉コレステロールの値の部分が、まだやはり全道の平均値より高い状況にあります。ここに関しては、もう少し改善に向けた努力が要るかなと思っています。

あと、たばこに関しましては、一番健診で吸っていた、具体的な数字忘れたのですが、販売本数に関しましては、一番町じゅうで売っていたときのちょうど50%台ですので、半分ぐらいにたばこの販売本数は減ってしまっていて、男性も女性も19年の年に比べて、健診を受けている方の吸っている割合は、おおむね半減をしているというようなデータになっています。

というように、その結果としまして、65歳から

74歳の国保の方の医療費自体が、費用額が非常に低下してきている、そして後期高齢者の医療費も低下してきているという状況まで来ているというふうに考えています。

以上です。

○委員長(長谷川德行君) 4番米沢委員。

○4番(米沢義英君) 専門的なところもありまして、非常にいろいろな角度からも勉強されて、受診率向上のために頑張っておられるということで、最後にお聞きしたいのは、後期高齢者の受診率という形で、上富良野は2010年度では31%という形になって、他の町村から見ても比較的高いのかなというふうに思いますが、今後こういう後期高齢者の受診率を単純に高めるといふわけにはいかない部分もあると思うのですが、非常に健康管理という点では大切な部分であると思いますので、この点、今後の方向性というか、高める場合、どういったところを注意しなければならないのかとか、そこら辺わかれば、高めるために、わかればお伺いして、わからなければよろしいです。

○委員長(長谷川德行君) 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長(岡崎智子君) 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者の受診率につきましては、やはりほかの町よりも年々高くなってきている状況にあります。

町におきましては、町の特健診の受診を進めてきたのが、やはり65歳以上から74歳の方たちの受診率というのは非常に、年代によっては90%近い受診率の年代層もありますので、その層の方たちが非常に町の健診を支え、そして保健所もしっかり受けて、データを改善してきているという一番大きな層になっています。

その方たちが今、毎年後期高齢のほうに移られているということで、後期高齢の健診、医療を受けながらも健診を受ける。さらに、医療を受けていない方については、健診を受けるということで習慣づいているという状況にあります。

ただ、ずっと北海道の後期高齢者の広域連合のほうで、その施策のほうをどういうふうに維持していくのかというのは、ちょっと今の段階で、私の段階では、お答えできる状況ではありませんけれども、町におきましては、必要な方には必要な健診をするというところは、今進めている状況にあります。

○委員長(長谷川德行君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番(米沢義英君) 先ほどちょっとお聞きしま

したが、墓地の利用状況と今後のあり方という形でお伺いしたいのですが、今区画整理等が既に終わってしまっていて、この利用状況等が実際どういうふうになっているのかということ、一部成果表にも書かれている部分はありますが、今後こういった部分での整備は必要になってくるのかどうか、この点お伺いしておきたいと思っております。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

現在の区画の販売している場所につきましては、平成10年に造成した区画でございまして、今残り15画程度が残っているところでございます。

今現在二つ、三つ、年間四つという、年度によって若干違いますけれども、平均3から5ぐらいの間で推移しているのかなど。そうすると、15区画ですと、あと3年ないし4年ぐらいあるのかなど。

春の実施計画の中においては、当然もう計上させていただいておりますが、平成25年に実施設計、26年に造成ということも計画はしておりますけれども、今の状況ですと、若干延びても大丈夫なのかなということも考えておりますので、その実態をつかみながら、適正な時期にまた造成できるように計画をしまいたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番金子委員。

○5番（金子益三君） 133ページの環境対策促進事業にかかわるところで、昨日非常に丁寧な資料をいただきましてありがとうございます。

この資料からも読み取れますように、実際に住宅リフォームの施工を、工事された総額の中から、対象経費と補助金額というものを比較したときに、総額が1割には満たっていないということになっておりますし、当然上限が設定されてますから、それは当然のことではありますけれども、やはり効果から考えると、こちらのもう少し補助率の割合をふやしたほうが、よりこういった環境対策の事業というものが進むというふうに考えますが、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 5番金子委員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃられたとおり、リフォーム事業の補助につきましては、上限額を定めております。これは例えば、先ほどおっしゃられた資料の中に書かれているとおり、大改修を想定した制度ではございません。それで、おおむね200万円前後の小改修を対象としておりまして、1割相当ということで20万

円を上限としてございます。今のところ、この金額が適正だという判断をしております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） それは言ったとおりなので、上限が決まっているのはいいのですけれども、私が聞いているのは、補助率が適正ですかと聞いているのです。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 再度の金子委員の質問にお答えいたします。

この率につきましては、さまざまな市町村の実施状況を勘案させていただいております。制度の運用方法によっては、もっと高い率を使っているところもございまして、おおむね世の流れとして、8%から高いところで15%ぐらい、上富良野町ではこの中間値の一番多いところの数字を使わせていただいております。

あとは、このリフォームの制度自体が、これを幅広く住民に促進するという意味合いでできるだけ、厚く狭くという方法か、薄く広くという方法か、いずれかの判断をしなければなりませんけれども、上富良野町としては、この中間値で、できるだけ多くの方に、なおかつ通常の1割補助というものを基本として考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） 課長のお考えはわかりました。

町長サイド、理事者のほうにお聞きいたしますけれども、全道的なものを私もちよっと一般質問のときもありまして調べた経過がありまして、例えば地区の地域材を使うと、もう少し補助率が上がるとか、金額の上限が上がるとかというのは、この道内において非常に多いケースもありますし、このかわいで言いますと、近隣のお隣の自治体においた上限と、それから補助率も、うちの我が町に比べたら大きく上がっている状況にあります。それは自治体間の考え方の差でしょうからいいのですが、今課長のほうで答弁された、より多くの方に厚く狭くよりは、薄く広くという考えで、当初この補助を設置されたように思われますが、ふたをあけてみると非常にレギュレーションがきつく、余りより多くの方には実施されていない。

また、補助率についても、1割程度のものであれば、わざわざ使う必要もないから、またちよっと見送りましょうといったような声が住民の方から多く私も拝聴しておりますので、もう少し使いやすいような、また、もちろん根底には我が町、前に副町長

も答えられたと思うのですけれども、環境に対する補助ということ、もともとこの補助金を設置したということは、私もそこは一定の理解は示しますけれども、もう少し柔軟で幅の広い使いやすいものにすれば、さらに経済も促進されますし、環境対策にもプラスになると考えますが、この点いかがでしょうか。

○委員長（長谷川德行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番金子委員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

今、委員のほうからも発言ありましたように、我々も制度設計の過程では、あらゆる角度から検討してきたつもりであります。他の事例も発言ありましたように、仮に私どもの地域で、地場で製品化されているものがあれば、それらを積極的に用いるというのも一つ、経済対策の面で、一つの制度設計のポイントになるなどと思いつつも、実態はなかなかそうではないと。

それから、他で用いられている、その地元での製材を使った場合にどうだとか、いろいろな仕組みは我々も承知しているつもりであります。いかんせん22年度末にできました省エネ関係のプランを、さらに効果を上げるということを主眼に置きました。

地元への経済の貢献ということについては、事業者のあり方について、一定程度色をつけたというような工夫を凝らしてきた経緯もあります。

ただ、おっしゃられるように、事業費総体を見ましても、その程度のもではあると。これは、これからまた複数年見ながら、しっかり総括をしなければならぬと思えますが、今のこの現制度については、以前も申し上げましたように、一応3年間の事業にさせていただきますので、その期間を経過してしっかり議論をしたいと。世の中も変わっているでしょうから、経済対策にもう少しシフトしたらいいのかなどについては、これは今後の課題だというふうに認識してございます。

そういう意味で、担当課長からも申し上げたように、ほかの制度と比較すると、おおむね妥当だという認識であることも、我々の認識としては正直なところであります。

○委員長（長谷川德行君） ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 今の点についてお伺いしたいのですが、副町長に。もう既に、私以上に他の市町村の事例も知っておられて、簡易な、軽易なものについても補助対象になっているということで、中

富なんか最たるもので、すごく利用されています。それから見れば、上富良野はいろいろとその利用しやすさという点では、かなり違うのかなというふうに考えて、当初の目的は、それなりの達成している部分もあると思えますので、そういうものも含めて全体で、今後3年経過する段階において、改めてそういったものも検討するという形の表現されたのかなというふうに思いますが、その点確認しておきたいと思えます。

○委員長（長谷川德行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4番米沢委員の御質問にお答えしますが、繰り返しになるところもあると思えますけれども、我々としては、今のこの制度については3年間、今のところ、この今既存制度の一部手直しをするというようなことの要素はないものと思っておりますが、先のことはわかりませんので、3年やってみて、こういう事業の成果をしっかりとらえて、他の自治体の制度、今中富の披露もありましたけれども、そういうことが地域全体で必要なかどうか、これは私の、特に地場のこういう関係の業者というか、業界の方としっかり地域実態を共有することで、知恵を出し合うということも大事でございますので、そういう場面を今までも念頭に置きましたけれども、なかなかそれぞれの立場があって難しい面もあるように感じてございます。と言いながら、町長も再三申し上げているように、この地域の活性化をすることは至上命題でございますので、全体を見渡してどういう状況にあるのか、そういう中で、こういう事業に特化したもので、もう少し力を込めなければならぬかどうかについては、今後しっかりそういうことも思いをはせながら、総括の中で実態をとらえていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（長谷川德行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 131ページから132ページにわたって、ごみの減量化、これ前年度と比べて100万円ぐらい決算額が減ってはおりますけれども、11種類の17分別やっているので、これはこのまま当面この分別でいいのかなど、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

それで、高齢者等の分別に対する苦情なんかはないのかなど、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○委員長（長谷川德行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 3番村上委員の御質問にお答えします。

まず、ごみの分別の種類については、今言いました11分類の部分については、そのまま継続し

ていくということでございますが、今現在モニターを使って紙類のやつも今、今回試行的に調査をしているところなのですが、もう少ししましたら結果もまとまるところですが、なかなかそこまでの分別となると、かなり難しいというの、今途中では考えているところでございます。

また、高齢者の方にかかわる苦情等という部分については、問い合わせ等については、これがどうなのかということはかなりありますが、たまたまごみがステーションに残されて、何でだめなのだとしたことでの問い合わせはあります。苦情というか、問い合わせというか、要するにプラであればストローが混じっていたとか、要するに入ってはならないものが入っているということで、必ず赤のシールを張って表示はしているのですが、なかなかそのことが理解されない方もいらっしゃることは事実であります。そのことについては十分説明をして、見るのも大変、何だか収集の手引きというのがありますので、何とかそれを参考にして、分別に協力していただけるようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで4款の衛生費の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川徳行君） 次に、5款労働費の134ページから137ページまでの質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで5款労働費の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川徳行君） 次に、6款農林業費の136ページから7款商工費の163ページまでの質疑を行います。ございませんか。ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで6款農林業費、7款商工費の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川徳行君） 次に、8款土木費の1

62ページから183ページまでの質疑を行います。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 165ページの町道の維持費等についてお伺いいたします。

町においては、いろいろ財源も駆使しながら町道の維持に努めてはおりますが、しかし側溝の整備等々、結構やはりゆがんでいるだとかというのが見受けられます。確かに財源的には大変な状況もあるのかもしれませんが、一定部分町道に関して言えば、身近なやはり施設等については、一定財源をきちっと担保した中で維持管理を努めるということは大切ではないかなというふうに思いますが、こういった点について、まだ十分とは言えない状況があるかというふうに思いますので、お伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢委員の町道の維持管理に関します御質問にお答えいたします。

町道の施設と申しまして、165ページにございますとおり、さまざまな施設がございます。今例として側溝の部分の挙げられておられましたけれども、側溝に限らず、歩道の状況、それから町道にいろいろな区画線、ラインなんかを引いております。そのほかに、舗装面がひび割れしているとかということで、さまざまな町道の維持部分に非常に継続的に費用を必要としているのが現状でございます。このため、年次計画を一応定めておまして、さらにその年次計画、町のほうでつくったものに、住民会とか町内会からいろいろな状況の改善を求める要望などが寄せられております。これらに合わせて、その緊急度を上げる、それからその必要度を勘案するというようなことで、年次計画を常に見直してございます。随時パトロールなども含めて、緊急性をまず優先するという形で実施しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） そういうものも含めて、いわゆる歩道なんていうのもユニバーサルデザインという形で、これからかなりやっぱり修復しなければならないところが出てきております。一番感じるのは、やはり歩きにくさ、づらさというのがもう多くの方から聞かれております。確かに、歩道の幅が狭いということもありまして、またはマンホールの設置との関係で、高くせざるを得ないというような状況等もありまして、なかなかそういったものも含めて、すぐ当面まだ使えるようであれば、それを使用しなければならないということもあって、なかなか

住民が求めるものからすれば、かなり遠いような歩道の起伏、でこぼこがあったりだとかというところになっているというのが現状だと思いますが、こういったものに対するやはり計画的な対応の仕方、補修だとか改善だとかというのが必要なもう時期に来ているのだらうというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

○委員長（長谷川德行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢委員の歩道に関する御質問にお答えいたします。

委員おっしゃられるとおり、整備してから長らく年月をたつて、それから除雪機械が大型化している関係で、歩道を結構傷つけてしまっている部分がございます。これらにつきましても、年次計画の中でひどい状況のものから改善してございます。

あわせて、バリアフリーの要素を勘案しまして、縁石の低下といえますか、下げるとか、あと道路の車の出入り口につきましても、縁石の切り下げなども随時見直しをしてございます。

あと歩道と車道の間の宿命としまして、車が歩行者に害を与えないように、一定のレベルの高さを持った縁石を設置しなければならないという宿命がございまして、なかなか完全に平らなバリアフリー化というのは難しい面がございますけれども、改修に当たりましては、できるだけそのあたりの考慮をしながら、また、住宅の出入り口との段差が、片方下げれば、既存の住宅との入り口の段差がふえるというような逆の現象も発生いたしますので、折り合いのつくところで整備をしてみたいと思っております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） その点、ぜひ実施していただければというふうに思います。

次に、180ページの町営住宅の管理という形のところでお伺いいたします。

町営住宅は、近年老朽化がして、それに向けた住生活基本計画の策定という形に今進めております。建てかえも、随時年ごとに行われております。

そこで、いわゆる扇町とか西町における団地の水洗化の問題です。このままで行けば、まだ20年、30年先になるというような状況があります。

本来、住宅基本法の中には、やっぱり快適な環境を行政が提供するということがうたわれております。そういった意味では、将来直すから、もう水洗化はしませんよというのは、余りにも酷な話だというふうに思いますが、私は少なくとも、やはりこういう問題に対しては、きっちりとした住環境整備の管理ということも含めて、水洗化に向けたやはり計

画をきっちりと基本計画も立てながら、その目標に向かった計画をきっちり設定すべきだというふうに思いますが、この点お伺いいたします。

○委員長（長谷川德行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の公営住宅の水洗化にかかわる御質問にお答えしたいと思います。

今、委員御発言のとおり、当面建てかえ計画があるということで、水洗化の事業を今現在のところ実施していないというところでございます。

また、おっしゃるとおり、今後の建てかえ計画におきましても、5年、6年で建つのでなく、10年、20年かかるというのも想定しているところですが、現時点におきましては、まだその水洗化についての計画等も持ち合わせておりませんし、今後の建てかえ計画の中で、どのような位置づけをするかということも検討していかなければならないのかなということで承知しているところでありまして、ただやはり水洗化することによって、二重投資にもなるということも、当然考えなければならないことでもありますので、そのことを考慮しながら、また、建てかえ計画のほうの計画とあわせて検討することで進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） そのことになりまして、もうずっとやらないということに等しい答弁だと思うのですよ。

町長は、よく公営住宅なんかもいろいろ回られて状況を知っているのだと思います。今若い人にしても、お年寄りにしても、下からハエが出てきてですよ、そういった本当に環境の悪いところに住んでトイレをしなければならないというのは、この時代にしては、本当にどうなのかなというふうに思います。やはりきっちりと当面の対策として、二重投資になるということ以前に、どういう住まいの環境を提供するのかという、ここにきっちりと足を置いて、やはりそういった住環境整備をやるということが必要だと思いますが、二重投資にするというのではなくて、環境をよくするのだというところで、きちっと対策をとる必要があると思いますが、この点明確にしていきたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 米沢委員の御質問に、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

町営住宅の改築問題については、ストック戸数をもどの程度にするかについても、町としての持ち合わせているものはあるわけですが、ただ今議論にありましたように、すべてを新築にしてしまうと

いうことは、古さ加減、それから将来のことを考えると、住宅としてはそういう時期かと思いますが、今の入居実態等承知している限りでは、新築することによって、その住まいにいろいろな事情から戻れない方もいらっしゃるやに聞いてますので、そういう意味では、新築一つですべての課題を解決することについては、非常に実態にそぐわない点もあるなということでもあります。

したがって、今の一定程度の期間、改善をして使い続けるということも選択肢に持たないといけないのかどうかについては、仮にそうだとすれば、当然それに合わせて、今言いましたような水回りも今の時代に合うように改善するということになるとと思いますが、そういうことを、どういう方法が一番いいのかについては、できるだけ早い時期に決断しないとすべてが動きませんので、そういうことを内部で十分ひざ詰めして、一定程度の考え方を持ち合わせて、議員の皆さんにもいろいろと御相談しなければならないというふうに考えているところであります。

いずれにしても、この地域を見ると非常に民間の賃貸住宅等についても空き家が多い。そういうことで、公営の住宅を一定程度ストックすることが、地域にどのような影響を及ぼすのか、それらも含めて一定程度、より具体的な案をできるだけ早い時期に議員の皆様にも御呈示をして、議論をさせていただきたいというふうに思っています。

ここで具体的な方針が、今のところ持ち合わせていないことを、ひとつ御承知おきいただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 確認しておきますが、そういう環境の中で暮らすということが、どんなにかやっぱりひどいのかということなのですよ。やはりお年寄りの方も、声聞きますけれども、何でここだけ取り残されているのだという話ですよ。そういうことを考えたときに、本当にそこに暮らしている人たちの思いを、ぜひ感じ取っていただきたいというふうに私自身思っています。そのためのこういった住環境整備計画だとか、公営住宅の改善計画だとかということが立てられて実施されてきているわけですから、今になってそういうふうな答弁というのは、どうなのかなというふうに思うのですけれども、きっちりとしたやっぱり目標設定という形で実施すべきだというふうに思いますので、この点確認しておきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 建てかえ計画については、具体的な案については、今のところ成案には

なってございません。ただ、しかし以前から申し上げていると思いますけれども、町営住宅のストック計画で、どの程度の戸数を将来ともストックしなければならないという計画の中に、団地ごとにどういう時期にどういうふうにしなければならないという一つの構想は持っていますが、それが実現に向けて、やはり検証しなければなりませんので、今申し上げられるように、西側地区の団地に向けて、相当の戸数ありますが、どういう対応がいいのかについて熟慮中でございますので、その辺ひとつ御理解いただきたいと思います。

今申し上げるように、こういうことを繰り返しながら何年もたっていると、何年もこれからたつということについては、避けなければならないという認識を持っていますので、その点も含めて御理解いただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 米沢委員よろしいですか。

次に、5番金子委員。

○5番（金子益三君） 先ほどの同僚委員の質問とちょっと関連になるのですけれども、165ページにかかります町道維持にかかわることでちょっとお聞きいたしますが、春先の凍上等によってでこぼこができたりするところで、すぐ土のうなど緊急的に対策をして、ある程度でこぼこが下がったときに、すぐ応急的にその部分を張りかえたりとかされていることに関しましては、非常に一定の評価をさせていただくところでありますが、一方で路線の真ん中ぐらいままで終わっている工事のところが見受けられるのですが、それは一遍にやってしまったほうが、長期的に見たときには経費が安いのではないかなと思うのと、半分だけが極端に傷んでいて、残りの同一路線の3分の1、もしくは半分のところが余り傷みがないというのが認められるところでしたらば、ある程度納得はできるのですけれども、現状を見たところ、やはりやってしまうときには、一気に簡易舗装のものなのか、上のアスファルト部分と基礎の部分に関して、ある程度やってしまったほうが効果が出るのではないかなと思う路線が幾つか見受けられるのですけれども、この点はいかがでしょう。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 5番金子委員の御質問にお答えいたします。

道路の舗装面の傷み方によって、路線として交差点から交差点の間一挙にやるものと、その一挙にやる部分については、水道施設も一緒に埋設がえ、布設がえをやるということが大原則で進めております。ただ、その路線の中で、水道がまだ使えるとい

うような条件、それから部分的に補修で当面様子を見るという位置づけの部分もごございます。路線として対応する部分、それから部分的な補修する部分と結構使い分けをしてごございます。

委員ごらんになっている部分については部分補修で、当面路線としてはちょっと様子を見ようという部分かなと思っております。路線として行う場合、先ほど申しましたとおり、水道も今一緒にできる部分を優先して選択しているということで対応してごございますので、その点御理解いただきたいと思いません。

○委員長（長谷川徳行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） 完全にもう幅員を広げて、基礎というか、根っこから水道をやっているところは存じ上げておりますが、そうでなくて簡易的なもので、結構下までめくって砂利を入れて途中でやめている路線というのは、近年何力所かよく中心部で見受けられるのですけれども、それもやっぱり部分補修という取り扱いということなのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 金子委員の御質問にお答えいたします。

具体的に路線をちょっと聞けばわかるかなと思えますけれども、年次計画で路線を2分割している部分もごございます。もしその部分でしたら、継続して実施することになってごございます。

路盤までやっている状況のものについては継続路線、年次計画による継続路線となつてごございますので、どの路線のことをおっしゃっているのか、ちょっと状況によっては、そういう計画になっているということで御理解いただきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにごいませんか。

11番今村委員。

○11番（今村辰義君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、道道ありますよね。道道の質問は、ここでよろしいのですかね。例えば165ページに北海道道路整備促進協議会負担とありますから、こちら辺でしか道道の質問はできないのかなと思うのですけれども、道道に対する質問してよろしいのですかね。

○委員長（長谷川徳行君） はい、いいです。答えられる部分は答えます。

○11番（今村辰義君） 景観に通じる話だと思うのですけれども、草分防災センターがありますよね。それから深山峠の間の旭川に向かっていった最後の平地の部分、中央分離帯がありますよね。御存じですかね。何年か前に、あそこ中央分離帯の整備したのですよね。それまでは、あそこは追い越しが

自由にできたのですよ。今も追い越しできるようになっているのですよ。中央分離帯ができて追い越しできないのに。そこを直してもらわないと、あそこ上富のエリアだから、何か上富はこんなもの放置しているのかということになってしまうと思うのですけれども、道かどこかに意見具申とか情報提供して、あそこ追い越ししていいよと言っているのに、ばかにしているのではないかなのですよ。追い越しできないではないですか、中央分離帯あって、そのままになっているのですよ。

言っていることわかります。だから、ああいうものは、標識を直してもらわないといけないと思うのですね。昔の中央分離帯が。

○委員長（長谷川徳行君） 標識がなっているということですか。

○11番（今村辰義君） 追い越し禁止ではなくて、追い越しが、要するに解除されているわけですよ。追い越ししてもいいよとなっている。それなのに、中央分離帯があるわけですよ。だから追い越しできないのですよ。わかります、言っていることは。だからあれは、あの標識は全く無意味なんですよ。ドライバーさんに追い越しやってもいいよと言っておきながら、中央分離帯があるから追い越しできないのですよ。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 11番今村委員の交通安全標識にかかわる御質問かと思いますが、国道の部分の下ってきたところ、深山峠の下ってきたところだと思いますが、通常、当然向こうは追い越し禁止マークがついておりますが、あその時点で、当然もう黄色い線、追い越し禁止マークのほかに、色でも黄色い線は追い越し禁止というルールになっていると思いますけれども、あそこから中央分離帯があることで、もう追い越しができませんので、解除ですけれども、追い越ししていいという標識ではないので、そういう設置の方法になっていると思いますけれども、公安委員会のほうにも、富良野警察署を通じて、その部分についての見解というものも確認しておきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 道道でなくて国道だったので、同じところがもう一つあるのですけれども、帯広のほうに行くところの、要するに昔追い越しできたのに、中央分離帯ができたにもかかわらず、そのままになっているのですよ。要するに、追い越し禁止を解除するのは、これ丸で斜めに青い線が入っているやつありますよね。それがついているわけですよ。ここから追い越ししてもいいよ

となっている。しかし、中央分離帯があるから追い越しできない。ドライバーにしたら、追い越ししてもいいよとなっているのに、ばかにしているようなものですよ、あれ。だから、ああいうものは、あの丸をずっと追い越し禁止にしておけばいいのですよ。中央分離帯のあるところだけ追い越ししてもいいよというふうになっているわけですよ。そんなばかな話はないでしょう。だから直したらいいという話をしているのです。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 11番今村委員の御質問でございますが、今おっしゃるとおり、あそこで解除マークがあるとするならば、たしか僕も見えておりますが、解除マークついていていると思います。ただ解除して、その後追い越ししていいというわけではなくて、もう追い越しできないところはしてはならないということの交通規範もあると思います。先ほども申し上げたとおり、その部分については、富良野警察署を通じて公安のほうの見解等も賜ってまいりたいと思いますので、再度確認したいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 後ほど確認してあれしてください。（発言する者あり）

今の案件ですか。ちょっと待ってください。本当に、ちょっと今確認して、後からお知らせ、公安と、町ではどうにもならないことだと思います。言うしかないと思います。（発言する者あり）

みんなわかっていると思いますよ、それは、多分ここにいる人はみんな。（発言する者あり）

だから今公安委員会と警察等にあれして聞くと書いておりますので、それで納得してください。

11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 今度道道なのですけれども、標識がもう1年以上、横断歩道の標識が折れたままになっているところありますよね。その横断歩道の標識は、必要だからあると思うのですよね。それが折れたままずっと放置されているわけですよ。ああいったものも、やっぱり道道だから道の管轄なのですけれども、やはり情報提供しなければいけないと思うのですよね。去年から折れていて、一冬雪に埋もれていて、春になって解けてもまだ折れている。横に置いてあるのですよ。それで、9月になってもまだそのまま。ああいったものは、町はどう思うのですかね。どういった措置をしているのか、こういったものは情報提供を受けた時点で、すぐ速やかに直さなければいけないのでないですか。横断歩道は、そのためにあるのです。必要だからあるのでしょう。横断歩道の標識というのは、これどう思いますかね。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 11番今村委員の横断歩道に関する質問でございますが、標識等の折れ曲がってわからないというような部分については、情報がこちらのほうに入ってくれば、当然これのほうは富良野警察署のほうにこちらのほうでも連絡しておりますし、止まれの標識等も車がぶつかって曲がったとか、除雪で曲がった場合についても、こちらのほうから富良野警察、道路管理者というよりも、交通安全標識につきましては、公安の管理となりますので、そちらのほうで直していただくように連絡をしてやるということになっておりますので、そういう情報がこちらのほうで収集できれば、そのような事務手続をしまいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 課長、情報提供なくとも、行政のほうでは十分な調査をしてください。よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。開始時間を2時40分いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時40分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、8款土木費の162ページから183ページまでの質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで8款の土木費の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川徳行君） 次に、9款の182ページから233ページまでの質疑を行います。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 185ページ、就学指導委員会の委員さん24名いらっしゃるのですけれども、どういった人方の構成なのか、それからどういった取り組みをされたのか、その活動。それと中1ギャップ問題の未然防止、これ23年度初めてあれしたのですけれども。

○委員長（長谷川徳行君） 村上委員、1個ずつお願ひします。

学校教育班主幹、答弁。

○学校教育班主幹（及川光一君） 村上委員の御質問にお答えをいたします。

就学指導委員会の委員のメンバーであります、まず各学校の代表する校長、教頭、あと特別支援と

いうことで養護の先生方も入っております。また、事務局として、教育委員会の職員も入った中での構成になっております。

あと、就学指導委員会の開催の中身であります。主にも、これからことしも開催するのですけれども、新入学児童の就学健診とあわせて、そういう特別支援の必要なお子さんの状況を確認しまして、通常一次検査、二次検査という形で行うのですけれども、特別支援の必要なお子様につきましては、二次検査の段階で協議をしまして就学指導、特別支援が必要なかどうかという部分の協議をしているところであります。

済みません、先ほど構成の中で、一部ちょっと漏れていました。各就学する前の幼稚園、保育所の関係する園長、所長さんなども構成の中でのメンバーに入って協議を進めているというような状況であります。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 今、漏れていたからあれなのですけれども、やっぱり保健福祉課、それから保育所、幼稚園、それから小学校、中学校、やっぱり横の連絡体制が一番必要だと思うのですけれども、その人方もメンバーに入っているというので、そういうメンバーで連携をとりながら、これどうでしょう、この連携、教育のあれでいただきました教育の評価表ですか、報告書いただいたのですけれども、この連携ですけれども、うまく本当にとれているかどうか、ちょっとそこのお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹、答弁。

○学校教育班主幹（及川光一君） 村上委員の御質問にお答えをしたいと思います。

その就学指導委員会の中で、各保育所、幼稚園あるいは各学校との連携のお話であります。まず、あとまた追加で申しわけないのですけれども、町で行っている発達支援センターの職員につきましても、指導委員会の中で一緒に協議をしております。その中で、やはり就学前からの取り組みとして、そういういろいろな支援の教室や、そういうセンターの通学者につきましても、発達支援センターあるいは幼稚園、保育所での各先生方の状況につきましても、引継ぎ書といいますか、その辺の子供たちの情報につきましても連携といいますか、情報をもらいながら、いわゆる二次検査、次の小学校に入るときの取り組みにもつながるように連携を図っているというような状況であります。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 何人ぐらいの方が相談を寄せられたのでしょうか。相談の支援体制を充実を図るということですが、どういう状況ですか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹、答弁。

○学校教育班主幹（及川光一君） 村上委員の御質問にお答えをしたいと思います。

昨年、就学指導委員会の中で、新入学児童につきましては、100人前後の方が、ここ数年入ってきているわけなのですが、去年につきましては、そういう特別支援の必要なお子様20名の方につきましては、1件1件状況を各センター、幼稚園、保育所の方と連携をとりながら協議をして、適切な指導に当たれるようなことで協議をしながら進めているところであります。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 211ページで放課後子どもプラン事業で報償費という形で、謝金という扱いになっております。この点、毎回述べておりますが、この間も道のほうに行ってきた、いわゆるこれ謝金ではなくて、きちっとした賃金もしくはそういったものに対して、正当なボランティア的要素が強いので、見直すべきだということで話してきました。結局そこがやっぱり障害になって、なかなかこの賃金等は、全体的に町においても行政改革という形の中で上げない。なおかつ、こういった部分も、部分的には改善された部分もありますけれども、やはりこういった部分、きちっと上に対しても言うべきですし、また、独自においても改善すべきところは改善されてはきておりますが、今後きちっとした対応をすべではないかというふうに考えておりますので、この点、考え方等についてお伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

○社会教育班主幹（鈴木真弓君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

米沢委員の御質問のとおり、北海道のほうから私も上富良野町のほうにも御紹介を賜っているところがございます。放課後クラブ事業につきましては、放課後スクールという教育委員会が所管する文科省から委託を受けている事業でございますが、16時までの事業と、もう一つ、厚生労働省が推進している留守家庭児童を対象とした預かり事業、この

事業を2本あわせまして、ただいま町としては教育委員会が所管として、放課後クラブ事業ということで、放課後クラブ事業としてとり行っているところでございます。

委員の御質問のとおり、放課後におけるスクール事業につきましては、実は補助金の対象が謝金ということでの対象事業というふうになっております。ただし、放課後クラブである預かり事業につきましては、賃金ないし報酬も補助金の対象ということで、補助の内容については確認をさせていただいています。

今現在町では、この二つの事業を統一して上富良野町では実施していることから、これまでは謝金ということで今年度も予算措置し、指導員ということで謝金ということで支払ってきている経過がございます。

今後その運営については、保健福祉課とも十分協議しながら、この体制については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 213ページの自主企画芸術鑑賞事業補助という形で20万円予算化されておりますが、この点について、現状ではどういった団体等というか、事業内容等で、何団体等が利用されているのかお伺いしていきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

○社会教育班主幹（鈴木真弓君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

平成23年度の自主企画事業でございますが、この事業につきましては、4団体から申請をいただきました。しかし、この自主企画事業につきましては、町広報、防災無線を通しまして募集を広く募ったところ、当初教育委員会が定めた申し込み期間に2団体が申し込みを受けたところでございます。

なお、その申し込み以後に2団体が追加で申し込みをしておりますので、実績としましては4団体を受けてございます。

4団体、町の参集範囲におきましては、約600名近い事業に御参加していただいたと報告を受けてございます。

以上でございます。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 近年そういった、その年によっても、この企画事業に参加するという団体等が変動するのは当然だというふうに思えます。

また同時に、お伺いしたいのは、このいろいろな他の当然補助、企画で道の補助をもらうのだとか、そういった場合は該当にならないだとか、いろいろ当然出てくる話であります。やはりこういった自主企画における補助のあり方というのを、現状では1団体どのぐらいになっているのか、その点お伺いしておきたいと思えます。決まりがあれば、お伺いしておきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

○社会教育班主幹（鈴木真弓君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

現在町が進めている自主企画芸術鑑賞の要綱では、補助事業につきましては2分の1の補助というふうに決めてございます。

なお、補助金には上限を定めておりまして、1事業10万円を補助金の上限と定めております。そのため、事業としましては、20万円以上の事業を行った場合に上限10万円、それより満たない場合については、その2分の1というふうに定めております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） その規模によっても5万円だとか、こういった該当、10万円もらう方もいるのだというふうに、団体もあるかというふうに思えます。やはり今こういった自主企画事業という形で、いろいろな団体等が取り組まれていまして、どうも使い勝手がよくないというような一部話も聞こえてきます。全部ではありません。やはりこういうものに対する、これからいろいろな取り組みをされている団体等もありますので、こういった上限の見直しだとか、そういった内容等の精査をして、もう一度使い勝手のいいようなその補助事業にすべきではないかというふうに考えておりますので、この点確認しておきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

○社会教育班主幹（鈴木真弓君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

委員のおっしゃるとおり、各団体のほうからも、町民みずからが進める生涯学習を進めるに当たり、この自主企画芸術鑑賞は町民の方がみずから芸術鑑賞を学ぶ機会だということで、この補助事業については大変、ここ二、三年でございますが、当初予定を上回る申し込みをいただいているところでございます。

昨年度から課題だということで、所管でも考えておりまして、今年度中に、この自主企画芸術鑑賞に

つきましての要綱についても、一部見直しを図りたいと考えております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） その点、実施していただきたいというふうに思います。今いろいろな文化のものがたりの会だとか、いろいろな団体がこういった企画を持って自主的にいろいろな関係されている形の中で、予算もつけたり、あるいはバスの手配をみずからしたりだとかしております。やはりそういった部分でのやはり細やかな支援、当然行政においても限界はあります。限界はありますけれども、やはりこういった積極的な事業をやっている団体であれば、もっと文化をやっぱり上富良野町の中に定着させると。これからこういった自主企画の人たちが、やはり上富良野の中でいろいろな結びつきながら文化だとか、そういったものを育てたいということであれば、やはりそういったものに対する支援を十分聞きながら対応すべきではないかというふうに思いますので、もう一度確認をお願いしたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどから、担当のほうから御説明申し上げており、この事業については実施がされております。その中で、先ほども担当のほうから申し上げましたけれども、非常に改善しなければならないところもあるということをお話しさせていただきました。事業を実施している、うちのほうに申し込んでくる団体さん、熱い思いも当然感じておりますし、それらについては、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 成果報告書の52ページの学社融合事業の件ですけれども、これは昨年もお話したのですけれども、上富良野町は基幹産業農業ですよね。この資料を見ると、西小は田植えとか稲刈り等の作業体験やっていますよね。私が言いたいのは、市街地にある上小にも、ぜひこういったものを行ったほうがいいのではないかと。そうしたら農業に非常に理解のできる子供たちができて、その子供たちが将来大人になっていくわけですね。非常に基幹産業に対する理解が深まると思うのですね。私はこれやったほうが良いと思っています。これは多分強制できないのだろうというふうに思いますけれども、そのお願いするか何か、上小に稲作の体験の学社融合事業をやってもらえるようお願いでき

るのかできないのか、まずそこを教えてくださいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番今村委員の御質問に対しましてお答えいたします。

今、委員お尋ねの稲作体験含めてですが、現状上富良野小学校においては、畑づくりをやっていますし、また、バケツに稲作を植える、そういった部分をやっておりますので、校内であります。そういった事業は取り組んでおりますので、また、委員言われる部分については、もっと校外に出ての稲作農家へという御質問であれば、また、それについてはまだ取り組んでおりませんので、そういった部分については、今の範囲内でやっているということで御理解願います。

○委員長（長谷川德行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） わかりました。昨年聞いたときは、バケツでやって失敗したという話は紹介していただきましたよね。それからちょっと進んでいると、言ったかいがあるなという感じがするのですけれども、昨年の答弁では、こういう意見があったよということをお伝えするということでございました。要するに、これはお伝えしていただいたということで判断してよろしいですか。

○委員長（長谷川德行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番今村委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で、学校内だけということをお答えいたしました。確認をしたら、小学校6年生が東中のほうに出向いて稲作の刈り取り体験を行っているということでございますので、バケツだけではなくということで御理解願います。

○委員長（長谷川德行君） ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 219ページの、前も言ったかと思うのですが、図書館の運営費で臨時筆耕という形で賃金が設定されております。しかし、現状で見ましたら、最低賃金に若干の上乗せという形で、単価750円という形になっております。時間設定も、勤務時間帯も5時間という状況の中で、そういう設定になったのかなというふうに思います。こういった部分についても、やっぱり改善できるものについては、改善が必要ではないかというふうに思いますので、この点についてお伺いいたします。

○委員長（長谷川德行君） 社会教育班主幹、答弁。

○社会教育班主幹（鈴木真弓君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

図書館の臨時職員につきましては、現在3名を常勤とし雇用してございます。1時間単価750円ということで、勤務時間は9時15分から18時までの7時間45分で雇用させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） そこで問題なのですけれども、クイズ出すわけでないのですよ。やっぱりそういった人たちが、やっぱり少しでも意欲を持って働いていただけるようにするためにも、やはり750円というのは、本当に低いのではないかというふうに考えるものですから、この点ちょっともう一度確認しておきたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 4番米沢委員の御質問に対して、750円の部分でございますが、広く他の職種もございまして、それら等含めて、今後検討してまいりたいと思いますので御理解願います。

○委員長（長谷川德行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 213ページ、家庭教育事業のところでございます。それで、これは家庭教育に向けての学習ということでやられたかと思えますけれども、子どもが成長する過程で、やっぱり家庭教育の大切さ、いかに大切かということなのですが、これ動物から学ぶ子育てですとか、子供と絵本ですとか、そういった内容でおやりになったようでございますけれども、私はもう少し、小さいお子さん向けでなくて、全体を通して中学生、今中1ギャップの問題もあれですけれども、ちょっとそういったものに、もう本当に家庭教育大切ですのでね、そういった方向の内容のものにちょっと考えてどうでしょうかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（長谷川德行君） 社会教育班主幹、答弁。

○社会教育班主幹（鈴木真弓君） 3番村上委員の御質問にお答えいたします。

家庭教育事業講師謝金は、この謝金につきましては、実は高田幼稚園の家庭教育学級開設におけます講師の謝金でございますが、今村上委員の御質問のとおり、中学生を対象にした家庭教育、または保護者を対象にした講演会の開催についての御質問ということで、実は上富良野町PTA連合会、町P連という団体がございまして、そちらのほうが主催とした中学生、または保護者の方を対象とした講演会を毎年11月でございまして、計画して実施し

ていただいております。

ことしも11月に教育大の先生を招いて学習をしましょうということで計画を立てているということで聞いておりますので、そういう機会充実については、教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） そういうふうに考えておられるということで、私の考えていることと一致するところありましてあれですけれども、今保護者間の交流がちょっと希薄になっているものもありますので、そういった機会に、ぜひ保護者の交流、それといじめ問題が今のところはないということで、いい状況だなとは思っておりますけれども、そういったことも、こういった保護者間の交流を通じて、こういった家庭教育の大切な何かをお話する中で、そういったものもあれかと思っておりますので、いじめ問題もなるべく見逃していないかどうかなという感じもいたしますけれども、家庭教育のこういった講習ですか、こういう研修の内容充実をよろしく願いたい。

○委員長（長谷川德行君） 答弁は要りますか。

8番谷委員。

○8番（谷 忠君） 今いろいろ御答弁を聞いておりますと、明快な答弁で極めて御立派な方だなというふうに関心させていただきました。

ところで、私のほうからちょっと問題提起をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず219ページ、さきの米沢委員の質問とダブるところも多少あるかなと、こんなふうに思っておりますけれども、図書館の運営の中で、成果表の中にも図書の購入だとか載っております。それで、この中に幼児からの本に接する機会だとか、そういったことは拡充を図っていきたいというようなことで成果表に載っておりますけれども、この23年度の図書館の運営の中で、課題あるいは問題点、そういったものがあつたのかどうか。あつたとしたらどういったところにあつたのか、その点まず最初お尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 社会教育班主幹、答弁。

○社会教育班主幹（鈴木真弓君） 8番谷委員の御質問にお答えいたします。

平成23年度の実績に基づいた課題、問題点について御質問いただいたところなのですが、実は今回の決算特別委員会の資料にもおつけさせていただき、実は図書館のほうの利用の関係では、横ばいではございますが、貸し出し冊数のほうが減少

している状況でございます。

昨年、子供の読書推進計画を策定し、今後上富良野町の子供または中高校生、あと大人に向けても、この図書館を基盤にして、上富良野町の読書推進を普及させていただこうと思ひまして、今年度予算措置をして、図書費のほうの増額をお願いしているところでございます。

今年度もさまざまな取り組みを行ってございますが、23年度のその読書の推進に向けた課題を充実させるために、今年度さまざまな事業を今後取り組んでいくよう、今検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 8番谷委員。

○8番（谷 忠君） これは23年度の決算ですから、24年度に向けてのことについては、なるべく差し控えたいと、こう思っていますけれども、関連があるものですから、24年度のことについては、またの機会をとらえて御質問させていただきたいというふうに思います。

先ほど、米沢委員の中で、臨時職員3名という話ありましたですね。正職の方も言っておられ、含めて4名と。では、これは、昨年度から臨時職として3名配置されているのか。

私の言いたいのは、当然、私昨年8月まで厚生委員でした。その中で問題提起も、あるいは議案にも載ってきませんけれども、8月以降は総務ですから、当然その中にはないのですけれども、実はその中で、当然23年の中で検討されて、そしていろいろな課題もあると。あつたにしてもですよ、ここに道職員の方が配置されてますよね、24年度に。直接その23年度の決算に関係ないのですけれども、当然それは23年度の中で検討されて、配置をされたのだと思うのですよ。その方を配置したことについては、この子供たちにいろいろな問題提起だとか、図書に関する関心だとか、そういったことが検討されて、24年度に向けて配置されたのだと、こんなふうにするのですけれども、この辺はどういうふうにお考えですか。

○委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 8番谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

24年度において派遣を受けている教員が、研修ということで24年4月から派遣を受けております。これの部分、図書館のほうで運営上課題があって受けたということではなく、教員の研修の機会を北海道のほうで設けております。その研修の先として、上富良野町のほうで人を受けますかということが、ことしの2月ぐらいに問い合わせが来しました。

それで、うちのほうは子供の読書推進計画などを立てていますので、研修先として引き受けることは問題がないということで、4月から研修でその教員、教職を持っている人をお受けしている状況にございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 8番谷委員。

○8番（谷 忠君） 優等生答弁で、そう言わざるを得ないのだろうと思いますけれども、なぜこの方が図書館に配置なのか、図書館でやっている仕事の内容はどういうことですか。

○委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 北海道の教員に対する研修については、いろいろな研修があります。その中で図書館の研修、本人がこういう研修を受けたいということを上川教育局のほうに申請しまして、学校長を経由して申請が上がってくるわけですが、その結果、この研修については認めるというようなことで、当初うちの町のほうとしても、男性がいらっしゃるといような話だったのですけれども、結果この人が行きますという状況になって、女性がいらっしゃるといようなことで、うちのほうもびっくりしたのが事実であります。ただ、うちのほうもいろいろな事業の中で、研修という機会を通して教員の質も上げてもらうことも一つですし、うちの図書館としても、そういう部分で子供読書推進計画立てていますから、いろいろな意味で小学校との接点を持ってもらって活躍してもらえたらという意味合いを持ちましてお受けして、現在に至っているところでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 8番谷委員。

○8番（谷 忠君） 私、こういう質問なぜしているかという、ある町民の方からお電話いただきました。あそこに配置されている職員で、道の職員がいらっしゃる。なぜあそこなのでしょうかと。今750円の時間給、こういう説明もありましたよね。これは町として負担行為はないと、こういうふう理解しているのですけれども、だからといって、我々議会にも、それからいわゆる一般公開も、一般公開っておかしいけれども、情報提供もしないで、町民の方わかってませんよ、これ。一定の方はわかっているだけで、あそこに道の職員が配置されているなんていうこと、だれも思っていないですよ。

それで、これは上富良野町でなぜ受けなければならなかったのか、喜んで受けたのか、そんなこと言ったら、当然喜んで受けたなんて言いませんよね。私から言わせると、追つけられたみたいにしかならないですよ。

契約書、私拝見しました。1年間ですよ。これ延長も可能なのですか。場合によっては、1年間限りで区切って契約はしても、次年度に向けて再延長も可能なのですか、これ。これ途中でもお断りできるはずですよ、これ。そういった部分も含めて、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 8番谷委員の御質問にお答えいたします。

今、谷委員が言われていた部分、かなり詳しく御存じなのだなと思っておりますけれども、契約期間は1年間、その間、問題等が絶対にはないわけではありませぬから、そういう場合については、うちのほうからお断りすれば、お帰りになることもありますし、ただ延長というのをごさいます。単に1年間の研修ということでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 8番谷委員。

○8番（谷 忠君） その契約書だか何だか知らないけれども、ちょっときのう拝見させていただきました。その中で、この方の前任地は、旭川の千代ヶ岡小学校、こうなっています。それで当然道の教育からの教育委員長なり、あるいは教育長なりの名前で上富良野の町と契約しているのかなと、こう思って見たら、全然違うのです。千代ヶ岡小学校の教育長です。いわゆる甲の部分で、乙の部分白紙になっているのです。上富良野はだれが受けているのですか、これ。上富良野の教育長ですか、教育委員長ですか、あるいは町長ですか。

○委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

午後 3時16分 休憩

午後 3時17分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩前に引き続き、質疑を行います。

教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 8番谷委員の御質問にお答えしたいと思います。

きのう資料を見ていただいた部分については、案ということで、相手がうちのほうの名称が入ってませぬでしたけれども、原本については契約、教育長名で契約行為、覚書程度のものですけれども、をしているところでございます。

○委員長（長谷川徳行君） 8番谷委員。

○8番（谷 忠君） 何回も質問して申しわけないのですけれども、では相手方が千代ヶ岡小学校の教育委員長になっているのですよ。この点はどうなのですか。私、何かこうすっきり来ないのです。

○委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 8番谷委員の御質問にお答えします。

あくまでもコピーしたものは、相手から送ってきたやつをそのままコピーしているものでして、原本はしっかり、今確認してますけれども、間違いなく契約をしているというふうに記憶しております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 8番谷委員。

○8番（谷 忠君） 原本の相手だれだ。

○委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 済みません。申しわけございません。8番谷委員の御質問にお答えします。

相手先の契約者は、北海道教育委員会委員長若狭洋市となっております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 8番谷委員。

○8番（谷 忠君） 本当なのですよ。そうならなければうそなのだ、それ。私に見せてもらったのは、原本の前の案だと。見せていただけるのであれば、そんなものを見せてほしくないのですよ。そういう原本を見せてほしい、正式なもの、だからこんな質問になってくる。

それで、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、こういったことを、繰り返しになりますけれども、町の負担が発生、当然給与だとか、そういったものについては、道で持ってくれるのでしよう。だから町の負担は発生してないのだから、それは報告しなくてもいいのだと。議会の皆さんだれも知らないのです、こんなこと。これ問題ないのですかね、こういうこと。それは一切問題ないというお考えですか。

○委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 8番谷委員の御質問にお答えします。

非常に配慮を欠いていたなど、今反省しているところでございます。やはり所管委員の皆様、議員の皆様には情報の提供をきちっとしていくべきであったなどということで、言われてから気がついたら遅いのでございますけれども、深く反省をしているところでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 199ページの江幌小学校の学校図書のところですが、この資料をいただきまして、江幌小学校214冊廃棄処分しているのです。それで、ここだけ現在の図書よりも1

56冊減らしているところですが、これについてはどういうふうなお考えで、ここはもう、現在2,331冊あったのが、2,175冊にしているわけですね。あとはそれぞれふえておりますけれども、どういったお考えでこういうふうにしたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 3番村上委員の御質問にお答えいたします。

実は江幌小学校ということで、廃棄数の多いのは資料のとおりでございます、実は平成22年に図書管理検索システムということでコンピューター化を図りまして、そのときに、実は今まできちんとした棚卸等をやって、古い本ですとか使えない本を整理すればよかったです、そのときにできなかったということで、この際コンピューター化した部分において、今年度整理した結果、今までのそういった部分が積み重なった部分で、結果として、このような数字になりました。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） それでは、大体その基準ののっとり棚卸はされて、こういうふうにしたということでわかりました。

それで、これはもう大体100%、ほとんど学校蔵書されましたか、お尋ねします。

○委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹、答弁。

○学校教育班主幹（及川光一君） 村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、100%というのは、各学校の基準における充足率のお話かと思いますが、今町内に6校あるのですが、充足率100%に満たない学校につきましては2校あります。

まず、1校が上富良野小学校、もう一つが江幌小学校ということで、2校の状況にあります。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 3番村上委員のただいまの御質問ですが、充足率上富良野小学校については約97%、100%近いわけですが、江幌については61%ということで、蔵書の部分については、東中小学校と同じ冊数であります。生徒数で割返すと、どうしてもパーセントが下がってくるという部分がございます。ただし、数字の部分で出てきますので、今学校においては移動図書ということで、約400冊それぞれ小学校のほうに巡回しながらやっておりますので、そういったものを勘案するとともに、学校図書の充実の中で、こういった充足

率を高めるようなことを進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

12番岡本委員。

○12番（岡本康裕君） 185ページ、中1ギャップ問題未然防止事業負担というところでありますが、中1ギャップ問題ということでありますが、文字から想像するに、大体の想像はつくのですが、どういった事業なのか、まず教えていただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 12番岡本委員の御質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましては、平成23年度限りということで、道内の第6区ということで、上川管内については、上富良野中学校を拠点にしまして事業を、北海道のほうから委託を受けた事業でございます。事業費は決算のとおりでございますが、目的としましては、やはり小学校から中学校に上がる時、その上がりをスムーズに行うということで、それぞれそういったことに対しまして、小学校の先生、中学校の先生、検討委員会を設けてこの申し送り、それをスムーズにして早く中学校になれてもらう、こんなようなことで、それ以外にも家庭環境調査という様式がございますけれども、小学校5年生から中学校、様式がばらばらだったのを、それを統一化を図って、そういったスムーズに中学校に上がれるようなことですか、あと生活アンケートの実施、それ以外にもいろいろやっております、その結果、費用は14万円ですが、今言ったようなことで中1ギャップというものを解消すると。

あと学習会ということで、道の教育局から来ていただきまして、こういった学習会も行っていると、こんな事業で大体の概要でございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 12番岡本委員。

○12番（岡本康裕君） この事業を通して、それでもなおこういうことをやって、結果スムーズにその中1になられた生徒さんがいるとは思いますが、それによってまた問題等があったという実績、またはその効果というところで、なかなかはかりづらいところだと思うのですが、どういった効果があったのかを教えていただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 12番岡本委員の質問にお答えしますが、正直言って効果という部分については、なかなか測定がしづらい部分です。正

直申し上げまして、中学校に行ってもちょっと休みがちな子供実際の分で、その件数が減っているかという、そうではございません。そんなようなことを含めて、これはやっぱり課題というのはいつまでもあるのかなと思いますが、ただしこの未然防止事業、今年度、23年度限りということもありますから、事業がなくなったからしないではなくて、せつかくの検討委員会もできてますし、そういうことを有効に活用しながら、少しでもそういった方がないように、引き続き努力したいと考えておりますので、今言ったように検討委員会は継続しますので、道の事業がなくなったとしても、そういったソフト部分については継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで9款の教育費の質疑を終了します。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川徳行君） 次に、10款公債費の232ページから13款の災害復旧費239ページまで一括して質疑を行います。

その前に、先ほど11番今村委員の横断歩道の標識の件がありましたので、建設水道課長より答弁いたさせます。

建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 11番今村委員から、先ほどの質問の中で、加藤新聞店の前の横断歩道の件かなと思ひまして、富良野警察署へ問い合わせしたところ、結果といたしまして、歩道の部分の標識については、歩道標識と、または一時停止の停止ライン、いずれかがついていれば、法令上問題がないということで、あの地点については、標識は撤去するという方針を立てたようです。その結果、折れた部分については改修して、その折れ口が子供とか歩行者を傷つけないように、安全のためにセーフティーコーン、三角コーンを今かぶせて保護している。早々に撤去費が必要なのですけれども、現在の予算、ちょっと措置費がすぐできないということで、ちょっとの間コーンで保護して様子を見るということで対応するという話を、回答をいただいております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） 対面のやつは残ってます

よね。それも撤去するということですか。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 標識の根っこの部分が埋まっていますので、それを根っこぎ撤去するという計画です。

○委員長（長谷川徳行君） 11番今村委員。

○11番（今村辰義君） その話は聞きました。ちょっと対面なんて言ってしまったのでわからなかったのですね。反対側にも同じやつがついてますよね。こちらは撤去するという方針が決まったら、向こうはまだ生きていますやつもとってしまうということですか。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 再度御説明いたします。

今立っているものについては、あえて撤去する必要がないので、壊れて折れてしまった部分については、再構築する必要がないということで、そのまま折れた部分については、撤去する方針を決定したということです。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 先ほど、一番初めに建設課が言った一時停止と、その横断歩道の絡み合いだと思ふのですけれども、後からちょっと。とらないでいいというやつだと思ふのですが、違うのですか。建設水道課長、とらないでいいというのは。

横断歩道には、両方あるということなのでしょう。それが片方とって、片方とらないのかと言っているのです。それは一時停止の何かがあるからいいということなのですか。

建設水道課長、もう一度お願いします。

○建設水道課長（北向一博君） 説明がちょっと悪かったようで、もう一度御説明申し上げます。

ゼブラが入った横断歩道につきましては、通行する車両が横断歩道の存在を確認するために、三角形の人が歩いている横断歩道標識を設置するか、あるいは一時停止線を設置すれば、運転者に対する注意喚起が済むということで、どちらかを設置する。両方ともついている部分はあるそうですけれども、壊れたその部分につきましては、4差路でない、T字交差点だという判断をされたようで、壊れた部分については、撤去して差し支えないという判断をしたということでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） それでは、先ほどの10款公債費、13款災害復旧費の質疑に入ります。ございませんか。

5番金子委員。

○5番（金子益三君） 済みません、わからないの

でちょっと教えていただきたいのですけれども、237ページから239ページにかかります災害復旧のところでございます。昨年、23年度は本当に毎月のように非常に大雨の被害があって、甚大な被害を受けた年ではあると理解しております。この間、町債を発行して対応されたりとかしているところでございますが、この239ページの産業振興課のいわゆる農地の災害復旧費の部分に関してちょっとお伺いをいたしますが、7月の14、15集中豪雨でのこの農地の被害、いわゆる農業施設小規模基盤整備のところ、39件ほどあるというところでございますが、これは町債としての対応なのですか、それとも一般財源からの対応なのですか。

○委員長（長谷川德行君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 5番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

農地災害等につきましては、町費、単独費でございます。

○委員長（長谷川德行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） このときに、農地もちろんこれ非常に上富良野の基幹産業の大事なところでございますが、同時に9月の雨だったかなと思うのですけれども、まち中も相当商業施設を持つところも床上の浸水等々の被害があったのですが、それらについての復旧の把握というのはされていらっしまったのでしょうか。

○委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 5番金子委員の御質問ですが、まず前段ありました農業の分野につきましては、農道災害復旧のための50%助成のルールを持っておりまして、その分の費用。

あとそれ以外の、商店街もそうですし、一般の住宅等のいわゆる床下浸水になった部分、床上は今回、昨年についてはありませんでしたので、床下に入っている被害を受けた戸数については被害届という、災害の被害状況報告ということで、上川総合振興局には報告をしているところであります。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） 農道のいわゆる災害復旧の50%ルールというところは、過日総務課長のほうから御説明があったと思うのですけれども、農地もちろん同じような対応だと思うのですけれども、そのまち中のほうからのやつは、申請があったものに関してのみということなのですか。

○委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 金子委員の御質問でございますが、例えば一般住宅に床下浸水があったものについて、被害相当を町が補てんするというルー

ルはございません。ただ、被害状況によっては、いわゆる建物共済等の保険の対象になるようなケースがありますから、私どもで被害を把握して、被災証明書等の証明を出すことについては可能でありませぬ。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川德行君） なければ、これで10款公債費から13款の災害復旧費の質疑を終了いたします。

なければ、以上をもって一般会計の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定について、事務局長から説明をいたします。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） あす5日は本委員会の最終日で、各会計歳入歳出決算認定の特別会計と企業会計決算認定の質疑、分科会ごとに審査意見書案の作成、全体での審査意見書の作成、理事者の所信表明、討論、採決の順で進めていただきます。

出席の際には、各会計歳入歳出決算書、病院事業、水道事業会計決算報告書及び各資料等を御持参願います。

あすの開会は、午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 3時39分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年10月4日

決算特別委員長 長 谷 川 徳 行

平成24年上富良野町決算特別委員会会議録（第3号）

平成24年10月5日（金曜日） 午前9時00分開会

○委員会付託案件

議案第10号 平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第9号 平成23年度上富良野町企業会計決算認定の件

○議事日程

開議宣告

1 議案審査

議案第10号 平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の質疑

- (1) 国民健康保険特別会計
- (2) 後期高齢者医療特別会計
- (3) 介護保険特別会計
- (4) ラベンダーハイツ事業特別会計
- (5) 簡易水道事業特別会計
- (6) 公共下水道事業特別会計

議案第9号 平成23年度上富良野町企業会計決算認定の質疑

- (1) 水道事業会計
- (2) 病院事業会計

- 2 分科会ごとに審査意見書案の作成
- 3 全体審査意見書の作成
- 4 理事者に審査意見書を提出
- 5 審査意見に対する理事者の所信表明
- 6 討論と表決
- 7 決算特別委員会審査報告の件

委員長あいさつ

閉会宣告

○出席委員（12名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	今村 辰義 君
委員	佐川 典子 君	委員	小野 忠 君
委員	村上 和子 君	委員	米沢 義英 君
委員	金子 益三 君	委員	徳武 良弘 君
委員	谷 忠 君	委員	岩崎 治男 君
委員	一色 美秀 君	委員	岡本 康裕 君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

○欠席委員（0名）

○遅参委員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
議選監査委員	中村 有秀 君	会計管理者	中田 繁利 君
総務課長	田中 利幸 君	産業振興課長	前田 満 君
農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君	保健福祉課長	坂 弥 雅彦 君

健康づくり担当課長 岡崎 智子 君
建設水道課長 北向 一博 君
ラベンダーハイツ所長 大石 輝男 君
関係する主幹・担当職員

町民生活課長 北川 和宏 君
教育振興課長 野崎 孝信 君
町立病院事務長 松田 宏二 君

○議会事務局出席職員

局長 藤田 敏明 君
主事 新井 沙季 君

主査 佐藤 雅喜 君

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

○委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達してしておりますので、これより、決算特別委員会3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

○議事事務局長(藤田敏明君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りしました日程を進めていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長(長谷川徳行君) 昨日に引き続き、平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の特別会計より質疑を行います。

最初に、国民健康保険特別会計全般の241ページから279ページまでの質疑を行います。

3番村上委員。

○3番(村上和子君) 261ページの国保保険者ネットワーク負担26万9,516円、こここのところですけれども、今までなかったのですけれども、23年度新しくこういうネットワークができたので、この負担金なのでしょうか。この利便性はどうかといったものがあつたのですか、お尋ねします。

○委員長(長谷川徳行君) 総合窓口班主査、答弁。

○総合窓口班主査(谷口裕二君) 3番村上委員の御質問に対して御回答いたします。

御質問の国保保険者ネットワーク負担のあり方ですけれども、これは23年度より、新たに国保連合会を通じましてできました体制整備でございますが、このネットワークを活用しまして北海道の国保連等の情報等がスムーズに情報提供ができていという関係で、システムの運営が行われているところでございます。

以上です。

○委員長(長谷川徳行君) 3番村上委員。

○3番(村上和子君) 初めてこのネットワークの負担金払っているわけですから、どういうふうを活用されたのかなということをお聞きしているのですけれども、負担金払つたというだけで、どういうことに活用されたのですか。

○委員長(長谷川徳行君) 総合窓口班主査、答弁。

○総合窓口班主査(谷口裕二君) 3番村上委員の

質問にお答え申し上げます。

この保険者ネットワークの部分につきましては、先ほどお答えしましたが、北海道の国保連に加入している保険者間の情報を相互にパソコン、ネットワークのほうを使いまして、それぞれの情報を、密に情報を収集できるというような体制ができておりますので、そういう部分でいきますと、それぞれの国保連等を通じた細かな情報をお互いに相互で利用できるという環境が整つたという形になっておまして、そういうような情報を密にしながら国保運営の状況、もしくは運営のほうに生かしている状況でございます。

以上です。

○委員長(長谷川徳行君) 3番村上委員。

○3番(村上和子君) 新しい情報を使って国保運営に、どういったところを生かされたのかなということで、生かしていきたいということでしょうか。

○委員長(長谷川徳行君) 総合窓口班主査、答弁。

○総合窓口班主査(谷口裕二君) 3番村上委員の質問にお答え申し上げます。

北海道内の各保険者の運営状況、それぞれ財政状況など、もしくはその健診だとかの状況なども国保連などを通じて情報を見れる環境が整つてございますので、そのような実績等の数値を生かしながら、町の国保の運営のほうの健全な運営に今生かすという形で、そういうような細かな数字を運営上の参考として活用していきたいという考えでございます。

○委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番(米沢義英君) 250ページの税の徴収関係についてお伺いいたします。

この意見書の中にも居所不明、生活困窮者という形の中で、不納欠損処理がされております。また、同時に滞納者については、当然のように納入してもらうための体制づくりということで、納入に伺つて納めてもらうという状況も見受けられて大分改善も、努力もされているということで見受けられます。

そこでお伺いしたいのは、近年やはり滞納があつて保険証を交付できない、かわりに短期あるいは資格証明書という形で本人に発行するという状況があるかというふうに思います。現状では、この資格証明書と短期証明書の発行というのは、本人が役場に来てもらうということが原則になっているのか、その現状についてお伺いしておきたいと思つています。

○委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

資格証明書、短期証につきましては、昨年度は新規の資格証明書自体の交付はございませんが、現在7世帯につきまして資格証明書の対象となっております、そのうち6世帯が国保ということで、1世帯は国保有資格者外ということになっておりまして、その部分につきましては、もう既に昨年度以前に交付しているところですが、また、短期証につきましては、窓口に来た折に、やはり納税相談をするということで、窓口での来庁していただいて交付ということで、昨年は前年度より10世帯少ない33世帯ということで、また、そのうち3世帯につきましては、年度内の完納の見込みがある、既に完納したということで解除しているという状況にあります、原則として、やはり窓口での相談を行いたいということで、来庁していただくように努めているところでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） これは短期証明書にしても、サービス制限条例にしても、踏み絵にするのではなくて、あくまでもやっぱり納税を促すということが基本であって、サービス制限条例に結びつけるというようなことはされてないということわかりますが、それが基本だということですね。行政のする側。

ことしの2月12日に、道のほうから広域連合事務局長様という形で、いわゆる国保に関する、各自自治体になるかと思えますけれども、短期証明書あるいは資格証明書において、窓口のとめ置きについてという形の文書通達が自治体に来ているのかわかりませんが、発行されております。これは6303号という形で、24年の2月13日付で、これは広域連合の事務局長様という形になっているという形で文書はあるのですが、そこには近年資格証明書、あるいは短期証明書という形の中で、とめ置きというのがあります。本来保険給付というのは、本人の生活と健康を守る立場から国民健康保険法というのが設定されていて、その立場から、安心してこういう方たちであっても治療に専念ができるようにという形の趣旨の内容だと私は解釈してまして、そういう意味では、窓口でとめ置きするのではなくて、速やかに交付しなさいというような、解釈の違いかもしれませんが、そういう文書なのです、これを見ましたら。そういった文書であれば、とめ置きするのではなくて、きちっと納付して届けると、そしてそこで相談すると。こちらに来たときに相談するというのではなくて、行って相談すると、そういう

ものが基本にあると。こういうことが多くの自治体で見受けられるということで、改善しなさいという文書通達なのですけれども、この点はどういうふう理解されているのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

その通知文書については、ちょっと私のほうでも今確認はできておりませんが、とめ置きしてはだめだよというのは、以前からもそのような話はあったところですが、とりあえず原則窓口で交付、通常の一斉更新も含めまして、更新日には来庁願いますということで実施しているところでありまして、当方としてはとめ置きは、通常の被保険者証の更新のときにも、未更新者に対しては文書を送って更新していただくように通知をしているところでありまして、また、短期証等におきましても、当然こちらから、来られない場合、交付が切れた場合には通知などをしていますので、どうしても来れないと、日中に、役場のほうにですね。その場合はいろいろと対応の仕方はあるかと思えますけれども、現在のところ、原則来ていただいて交付をしているというのが現状でございます。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） この中には、国保税等の滞納があっても、国民の国保の資格を有する限り、これらの被保険者等が漏れなく被保険者に証明が手元に届くような措置を講ずる必要があるということで文章表現がされています。そういうことになれば、そういう人たちは恐らく心めたさが、そういう状況ですから、払えないということで、納められないということであって、なかなか来るのが、やっぱり来ることができないということの話の上に立って、こういう文書通達が出てきたのだと思います。そういうことを考えれば、そういうことも含めて、ただ待つのではなくて、こちらから行って、訪問して手渡すなり何なりかの方策、当然通達して来ていただきたいということは、それはとても親切な行為でありますから、それは私は否定しませんが、ただそれでもなおかつ来れないという人もいるのだろうというふうに思いますので、仮にそういう人たちに対するどうするのかというところで、今回こういう文書の通達が出されたというふうに、私はこの文書を読んで理解しておりますので、この点ぜひ改善する必要があるのだというふうに思いますが、町長この点どういうふうに理解されますか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

今、委員おっしゃるとおり、当然資格のある方については、その部分の保険証を持たなければならないということは大原則でございまして、当然納税の相談で窓口に来られない場合は、当方から納税の部分についての催告もしますし、その折りに、なおかつ来ない場合には、訪問して相談する場合もあります。そのときに、いや実は保険証がないのだよねと。いや、それについては、今相談をしたからすぐ交付できますから、来づらいということが、今おっしゃっていたとおり、その部分でも来ないので、こちらから訪問して納税相談というか、どのような状況になっているかお伺いしたときに、その話はできたと。したら保険証はどうなのだと。いや、もう来たらずぐ渡せるよと、そういう状況にはあるということで説明しておりますので、とめ置くということは、当然しないということでの事務はしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） そうすると、窓口に来て、いわゆる来るまで待つということはないということですね。訪問して、そういった資格証明書や短期証明書においても届けると、そこで納付相談をしながら手渡すということで理解してよろしいですか。

○委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

常にそういうような対応を図るというのではなくて、やむを得ない場合は、そのようなことで対応しなければならないこともあると考えております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 町長、副町長でもいいのですが、ぜひこの文書を入手してもらって、いろいろ表現の違いとか、解釈の違いはあるにしても、そういうことをしなさいということが記述されているので、コピーも渡しますけれども、ぜひこの点を留意して、やはりきちっと対応するということが必要だというふうに思います。来て、来ないから渡さないというのではなくて、あくまでもこちらがやっぱり納付相談に行って、それに対応する。相手がいないければ、これは仕方ありませんけれども、相手が対応できて、なおかつそういう相談ができるということであれば、こういった方法で渡すということが基本だと思いますが、副町長どうですか。

○委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4番米沢委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

とめ置きの問題については、今担当のほうから申

上げましたように、以前からいろいろと問題になっていることでありまして、私も町としましてとめ置きをする、もしくはすべて出向いて渡す、どちらかを選択すると言うよりは、非常にこの保険証も身分を明かす証明書としての社会的に地域の中でも重要な書類でございますので、理想は直接渡すということが極めて重要だというふうに考えているところであります。

一斉更新も含めまして、基本的には皆さんに直接お会いして渡すと。原則は、役所に来ていただいて渡すということをこれからも励行していきたいと思いますが、今後のケースによって、来庁できない方がもしいるとすれば、それは今後のケースに応じて一番どれがいいのか、それは当然選択しながら、今所管のほうからも説明申し上げましたように、ケースによっては、別な方法を講じることも必要だという考え方で、これからも適切に対応していくことが必要だというふうに認識しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 264ページの保険給付費についてお伺いいたします。

今、上富良野町では特定健診を含めたいわゆる保健指導が徹底されておりまして、全国的にも全道的にも受診率も高いという状況にあります。

上川管内では、和寒町が上富良野に次いで高いわけですけども、そこで非常に早期発見だとか、予防に当たっての、やはり今回その成果が出てきているというふうに感じられる部分ということかどうかわかりませんが、保険給付費が前年度から比べて若干下がっているというような状況が見受けられるかというふうに、資料等を見ていましてもうかがえます。そういう意味では、こういった成果と結びついた、この保険給付の支出が削減されているという形になっているのかなというふうに思いますが、この点、この23年度の保健指導等の成果を含めて、別な要因がまだあるのだろうと思いますが、その点どうだったのかなというところをお伺いしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

23年度につきましては、国保の保険給付費自体が前年対比7,000万円か8,000万円ぐらいの低下になっている状況にあります。それで、やはり大きな要因としましては、脳血管疾患、血管系の疾

患による高額医療の方の減少があったというふうに見ています。それ以外にさまざまな、例えば悪性新生物の外来での費用額が上がってきているとか、さまざまな医療費の要因はありますけれども、総体として、早いうちに治療を開始して、そして悪化する脳卒中の方とかや、心疾患におきましても、一気に600万円を使うのではなくて、ある程度、発作起こす前に、既に予想してバイパス手術をしてしまったりということによって費用額が、一気にかかる費用が下がってきている。安い段階で手術が行えるというようなことの積み重ねが、給付費の低下につながっているというふうに考えています。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） もう一つ伺いたいのは、若年層の健診をさらに向上させたいということで、今回等においても16人、前年度から比べてふえているという形の成果の表も出ておりますが、特にこの部分でのいわゆる将来やはり若い個々の世代から治療、予防だとか健康にやはりそういう意識を持ってもらえれば、やはり健康で日常生活が送られるような環境ができるわけですから、非常にこの医療の部分においても、給付費の部分においても、いい状態だと思いますが、こういう意味で、特にこの部分での指導強化された部分、あるいは前年度から見て、若干ではありますが、ふえた部分というのは、相当今までの健診の指導と違ったものがあるのかなというふうに思いますが、この点についても、また伺いたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 健康推進班主任保健師、答弁。

○健康推進班主任保健師（杉原直美君） 4番米沢委員の御質問にお答えします。

委員のおっしゃるとおり、上富良野町の健診の受診率を支えている層は、高齢の方がほとんどです。ただ、中身を分析していきますと、社会的にも若年の方たちの健診結果のデータの悪化が危惧されているところではあります。

当町におきましても、20歳以上の方の若年者、39歳までの方の、特定健診の中で組み込みながら受診を受けていただけるような体制づくりをしているところではあります。

対象の拡大につきましても、各種相談、例えば赤ちゃんの健診でお母さん、健康学習のとき、老人会するときにも息子さん、娘さんにも来ていただけるような地道な活動をしながら若年層の受診率を拡大していきたいという方法をとっております。

いかんせん、なかなか本当に来ていただきたい四、五十代の方たちの受診率がまだまだ低いことも

含めて、若年層の活動も引き続きすることが、将来に大きな影響を及ぼすというふうに思っています。

また、23年度からは、学童のモデル健診という形で、ライフサイクルに合わせた健診データの蓄積によって、上富良野町の健康を管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川德行君） なければ、これで国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計全般の281ページから297ページまでの質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川德行君） なければ、これで後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計全般の299ページから327ページまでの質疑を行います。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 325ページ、基金積立金のところです。6万6,183円、これ基金の運用状況、審査意見書をいただいております。ここにも出ておりますけれども、42、43に出ておりますけれども、一応積み立てはしてはありますが、年度中に使用してゼロということになっているのですけれども、これはどうなのでしょう、残高ゼロでも心配ないものなのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） 3番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

今お話のあった基金につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金ということで、この制度につきましては、実は平成21年の介護保険法の改正によりまして、介護職員の処遇改善ということで、介護報酬が3%程度上がった経過にあります。このようなことから、保険料への負担軽減ということで、このような基金を国のほうからいただきまして、町のほうでも積み立てて介護保険料の軽減を図っているところではあります。

それで、この国からの支消のルールといたしまして、平成21年度全額、22年度2分の1、23年度におきましては、ゼロというようなルールで繰り入れられていることから、今回このような積み立てはゼロという形になったところでございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） 国の方針でそういうふうに変ったということですが、それなものですから、やっぱりこれ支消してゼロというふうにしたのですかね。そうではないのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 高齢者支援班主査、答弁。

○高齢者支援班主査（岩崎昌治君） 3番村上委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、北川主幹のほうから御説明申し上げましたように、この介護従事者処遇改善臨時特例基金は国のほうから、先ほど言った平成21年度の3%上昇分の全額、22年度分の保険料上昇分の2分の1の部分を20年度末に国のほうから交付して、町のほうでは基金に積み立てて運用しなさいということになってまして、その内訳として、直接1号被保険者の保険料上昇を抑えるために充てるお金と、国がそういう措置をしましたよということをして1号被保険者にお知らせしなさいという周知経費、いわゆる介護保険料決定の際に、うちの町は国でこういう措置を講じましたよというパンフレットを購入したり、また、印刷物にすり込んだりということをして、その分の経費、21年度、22年度にかかってまして、その分もしくは国で算出した基礎額よりも、町として使わなければ、国に返しなさいというルールに当初からなっております。

23年度で、この町で積んだ基金は、23年度末をもって解散するというので、この残高6万6,183円を一度基金をゼロにして、解散しまして、その分を特別会計に繰り入れまして、この分を実は24年度へ6万6,183円を繰り越しています。24年度中に、国の求めに応じて返すようなことになってございます。それで、この基金の残高はゼロということになってございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 318ページです。施設介護の給付費等についてお伺いいたします。

この意見書等を見ますと、在宅介護等においては、前年度から見て件数等が減っているという状況になっています。予防給付においても、若干前年度から見て減っていると。逆に、施設サービス費がふえるという状況になっているかというふうに思いますが、この在宅サービスの介護給付費の一番マイナス要因、件数等が減ったというのは、どういう状況の中でこういう状況になっているのか、この点お伺いしておきたいと思っております。

○委員長（長谷川徳行君） 高齢者支援班主査、答弁。

○高齢者支援班主査（岩崎昌治君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

介護認定者数等々は、介護予防事業等の効果もありまして、認定者数自体は、ここ近年伸びていないのが現状でございます。その中で、施設サービス費については、伸びている部分については、施設に入所されている方の若干の介護度の重度化があるのかなというふうに考えてございまして、ほかの在宅サービスや介護予防サービスの観点でいきますと、介護予防以前の皆さんの健康意識の高まり等々から、皆さんの健康の努力もされていることもありまして、介護認定をもしか受けられても、サービスも満度に使うのではなくて、その方に合った必要な適正な介護サービスを受けられた結果だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） あわせてお伺いしたいのは、この介護度の認定状況を見ますと、いわゆる要介護3から要介護4、要介護5という形の中で、これは重度化というか、重症化する方というのはふえているのでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 高齢者支援班主査、答弁。

○高齢者支援班主査（岩崎昌治君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

いわゆる要介護3から5の認定者数は、うちの町で言うと、ほぼ横ばいの状況にはなってございますが、施設と在宅のサービス給付費という内訳の中で見ると、その年によって変動はありますけれども、施設の中で重度化のほうへ向っていく傾向があったりとか、当然亡くなられたり転出されて、また新たな要介護認定者が出るといったところから、変動はございますけれども、ここ2年ぐらいは横ばいの状況になってございます。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） その上に立ってお伺いしたいのですが、今後その施設サービスという形で施設に入所される方も多いという形で、上富良野は今後小規模の多機能型の施設の建設の話も、設置の話もあります。痴呆症だとか、デイサービス等で日常的に生活してもらうということの介護計画にのっとった計画だと思いますが、今後上富良野町で高齢化率が高くなるという状況の中で、必要最小限の充実しなければならないサービス等が課題になってくるのかなと思いますので、私自身そこら辺ちょっとまだよく勉強不足でわかりませんので、担当者の方で、

やはりこの点は必要最小限、今後そういうものに対応する上で必要だというのが見えている部分があれば、お話しいただければというふうに思います。

○委員長（長谷川徳行君） 高齢者支援班主査、答弁。

○高齢者支援班主査（岩崎昌治君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

今年度から始まりました第5期介護保険事業計画書の中にも書かせていただいたように、うちの町においても、在宅にいて、それからすぐ施設にはなくて、地域密着型サービスとして、地元へ根差した在宅と変わらない生活、あるいは在宅からそういった介護サービスを利用しながら、なるべく住みなれた地域、自宅で過ごしてもらい、住んでいただくというような観点から、小規模多機能事業所とグループホームのワンユニットの必要性を感じて、5期計画の中に載せていただいているところですので、介護サービスの充実という点では、その充実と、あと今既存の在宅サービスを今の制度の中でさらに拡充といいますか、充実させる部分があるのかどうかを検証しながら、在宅サービスを中心に、その地域密着型サービスも充実させていきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） グループホーム等については、近年美瑛だとか近隣に、上富良野にはワンユニットありますけれども、そこはなかなか指導も入るという状況の中で、将来的に、このグループホーム等の設置等については、介護計画等にも載っています。早急な対策という形で充実される必要があるというふうに思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

今、担当のほうからも申し上げましたように、第5期計画の中でグループホームの整備だとかについても位置づけさせてもらってございます。必要性といった部分では、必要だということでの認識で計画に位置づけさせてもらっているところですが、従来からも申し上げてますように、民の力をかりた形で整備を町としては考えてございます。ただ、民には託すと言いつつも、その民が利用者にかちっとしたケアがされる場所なのかどうかといった見きわめも必要でございます。そういったことの見きわめも判断した中で、そういったものの整備をしなければならぬというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで介護保険特別会計の質疑を終了します。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計全般の329ページから351ページまでの質疑を行います。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 345ページ、デイサービス、近年利用者もふえているという形の中で、現場を見ましたら一定の使用人数という形で、相当狭い状況が見受けられます。非常に窮屈で、なかなか一定の20人だとか入るとぎりぎりという形になって、そう簡単には整備できないにしても、利用者が安心して日常生活を送れるような、1日過ごせるような、そういったものの考え方等についてはどうなのかなというふうにも見ているところなのですが、いわゆる現状、これからも利用者が多くふえる可能性があります。実績見ますと若干減っている部分もあるかというふうに思いますが、今後も含めた今後の対応等について伺います。

○委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

デイサービスセンターにつきましては、現在定員25名ということで決めておまして、実際利用人数につきましては、過去も見た中では、18.5人が最高の数字になっておまして、現在、平成24年度におきましても20人前後ということで、毎日の平均としては、5名ほど少ない状況になってございます。

今後土日の利用とか、日曜日はないのですが、土曜日の利用とかふえた場合においては27名とか、そういうことも考えられますが、実際には入院とか、私用とか、体調が悪いとかで20名という数字になっておりますので、その状況を踏まえながら、必要が生じた場合におきましては検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 今後の特養の考え方なのですが、町では方針として、将来的には、これも譲渡、民間委託という形の話があります。実際今後、今回の介護計画には載ってないのですが、特別養護老人ホームの増床の件について伺いたいのですが、在宅を今後重視して、なるべく施設に結びつかないようにという形で、予防にも健康という形で対処されて、そういった対象づくりという点では、一

定前進している部分があるのですが、実際にやはり施設に入所しなければならない、あるいは高齢化の中で、本人もみるのがやっとなという形の方がふえつつあるのかなというふうに私自身判断しております。

そういう意味では、現在の50床等において、それを現状のまま続けていくとなると、これで十分足り得るのかどうか、十分なかというところで、いつも私自身ちょっと迷っているところなのですが、現場サイドとして、こういった問題についてはどういうふうにとらえられているのか、お伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

現在ラベンダーハイツの特養につきましては、50床ということになってございますが、過去におきましても50床を超えて、平均という数字にはなってございません。現在も4月から8月の平均で46名ということで、4名入院している形もありまして、平均的には、50名に達していない状況がございます。

また、在宅の待機者につきましても、現在7名の方がいらっしゃいますが、その中でも緊急で特養のほうに入らなければならない方が現在いませんので、そういう方が出てくれば、利用すること考えられるのですが、今のところそういう切羽詰まったような状況までは至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 将来的には、そういった形で推移するという事ではないですね。これは将来ですからわからないのですが、現状で言えば、そういった形ではあるけれども、将来的には不透明な部分というのはありますよね。その点お伺いします。

○委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 確かに不透明な部分はあります。その辺につきましては、今後の推移を見きわめながら、保健福祉課のほうとも協議しながら状況を見きわめて、その介護の計画の中で、また考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 全般的なことで、賃金等の話なのですが、毎回しておりますけれども、何回も

言います、私懲りずに。やっぱり生活を守るという意味で、本当に臨時等の方が、きょう調べたら残業してようやっとなと20万円とか、そんな感じなのです。残業しなければ、もう本当に15万とか10万とかという形の中で、本当に生活せざるを得ないというような状況が、この上富良野でも生まれております。

町は行政改革という形の中で、本当に低賃金で抑えようということではやっておりますが、逆にそれがアウトソーシングだとかという形で賃金が抑えられて、働く人にしわ寄せが行っているという状況になります。こういう人たちが本当に20年、30年働いても、ようやっとなと200万か、その届くかどうかというような状況なのかなというふうに思いますが、今後まだそういった意味では十分臨時で、あるいは賃金で働いている方の処遇の改善というのは、当然必要だと私考えているのですが、この点お伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢委員の賃金体系についての御質問に、私のほうからお答えをさせていただきますしたいと思います。

実は総務課において、それぞれの職種に応じた賃金体系を総括的に担ってございますので、私のほうから回答させていただきたいと思っておりますが、いわゆる社会問題になっておりました、介護職場を中心とした職に応じた賃金体系になっていないというようなことが、この3年ほど前からあります。先ほどの国においての介護職場のいわゆる処遇改善資金等も、その制度になったところでもあります。

本町におきましては、特に介護職場のいわゆる介護士さんを中心に賃金体系を昨年度から大幅に改善をさせていただきました。中には、いわゆる扶養の範囲で勤めたいという方もおられますし、また、この職を中心に生活を担いたいというような方もおりますので、それらの状況も加味しながら、いわゆるスーパー介護士というふうに呼んでいますが、それらの処遇改善を大幅にとったところであります。

もちろん、十分ではないという御指摘も参考にさせていただきますと思いますが、いずれにいたしましても、そのような改善を図りながら、介護職の一定の定着化を今図っているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 米沢委員よろしいですか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 343ページ、ラベンダーハイツの一般管理費ですけれども、このところは

454万3,033円ふえております、昨年と比べまして。その前に、この決算の資料をいただいておりまして、資料17、これをちょっと見ていただきたいと思ひます。ここで、今給与の話が出ておりましたけれども、逆に一般管理費のほうは454万円ぐらいふえているのですけれども、給与のほうは、逆に昨年と比べまして37万円ぐらい下がっているのです。これいただきました資料を見ますと、49人ぐらいの方が、職員が勤務されている状態のうち、臨時職員の方が35名ほど、このいただきましたこの資料17を見ていただきましたらわかるかと思ひますけれども、デイサービスのほうは別として、デイサービスが13人でございますけれども、それで今正職員が14名で、35人が臨時職だということで、これで昨年処遇改善をした後、給与は少し見直しをしたのだとおっしゃいますけれども、やっぱり臨時の方というのは、10カ月働かまして2カ月お休みをします。そして、また新しい人になるんじゃないかと、同じ人がまた採用されて、ずっと勤続して働いていくわけなのです。そうすると、だんだん仕事もなれて経験も積んでまいります。そうすると、かえって正職の方よりも、この臨時職の方のほうができるという、そういう方もいらっしゃるわけなのです。それにかかわらず、なおかつ給料が、今米沢同僚委員もおっしゃっていましたが、20万にも残業してもならないと。それで常時職員が欠員の状況で、防災無線でいつも公募しておりますけれども、一生懸命働いて臨時職の方、こんな35名、全体49名で、こういう構成の中で、このこういった臨時職の方を多く採用して構成しているというのは、やっぱりいづれ時期を見て、ラベンダーハイツは民営化ということで進んできたのは、町長も職員の方も御存じだとは、知っていらっしゃると思ひますけれども、こういう状態を続けていくなれば常時職員が欠員して、この臨時職の方の給与、こういったもの、決してだから幾ら一生懸命働いても正職員に上がっていけないと、じゃあやめると。大変いい人がいらっしゃるにしても、そういうふうによめていくわけなのです。こういう人方は、専門学校を出まして資格持っているのです。にもかかわらず、今正職で入れてませんのでね、全部臨時職で入れてますから、だからこういう中途半端な状況になっていて、大変この構成を見ると、やっぱり時期を見て、私は法人化の民営化に持っていくべきでないかと思うのですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（長谷川德行君） 副町長、答弁。
○副町長（田浦孝道君） 3番村上委員の御質問にお答えします。

民営化方針がコンクリート状態になっているということでございませぬので、誤解のないように、ひとつ御理解賜りたいと思ひますが、経営形態をどういう形が一番いいのかについては、これは幅広く、民営化も排除せず議論をしなければならないという、そういう認識でいますので、と言いながら、こういう地域の中で、特に都会へ行きますと、ほとんどが法人経営というのが、多くが実態でございませぬので、そういう中で、公設公営で今後ともやっていけるのかどうかについては、これはまた経営の観点からも見なければならぬと。

それで一番大事なのは、施設を御利用いただいている入所者、もしくは通所で御利用いただいている方々へのそういう本来のサービスが経営形態によって変わるといふことであれば、これは大変大きな問題でございませぬので、そういうことにも問題なく経営形態を移行できるかどうか、公営としてこれからも続けられるのかどうかについては、これは幅広く検討しなければならないという課題でございませぬので、そういう観点で、行政としては、今現施設を将来どういうふうにすることが永続的に維持できるのかということも議論してまいりますので、あくまでも、繰り返しになりますけれども、民営化方針を決定しているということでございませぬことをひとつ御理解賜りたいと思ひます。

今るいろいろ説明ありましたように、私どもも今申し上げましたような観点で、職員を採用することでもいいのか、定数外職員として採用するかについては、きのうも御説明申し上げましたように、いろいろな観点から責任を果たせる状態を維持するための決断を、またさらにしていきたいと思ひますので、御理解賜りたいと思ひます。

○委員長（長谷川德行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） ラベンダーハイツ、特養の方向性も今考える時期に来ていると思ひますので、よろしくお願ひしたいと。

○委員長（長谷川德行君） 答弁は要らないですか。

ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川德行君） なければ、これでラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了します。

ここで、説明員が交代しますので少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川德行君） 次に、簡易水道事業特別会計全般の353ページから367ページまでの質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、公共下水道事業特別会計全般の369ページから387ページまでの質疑を行います。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 385ページの建設事業費で、浄化センター等の改築等の更新、実施設計等、建設施設業務の委託業務という形で、施設整備のためのという形だと思いますが、この意見書を見ましたら、将来的に人口が減るということは私望みませんけれども、向こう10年間たどりましたら、処理区域内の人口だとか、水洗戸数というのはどういふふうになるのかというところで押さえられているのか、まずこの点お伺いしておきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

下水道事業につきましては、当初計画が四つの沈殿処理池を設ける計画としてスタートしておりますけれども、途中で見直しまして、現在三つの池で当面しのげるだろうということで事業の見直しを行っております。

この人口規模につきましては、総合計画に基づきまして、たしか1万5000人の人数で、減少ということを前提として計画を見直ししております。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） そうすると、この三つの槽でも十分間に合うということの話かと思えます。現状見てましたら、今町でも定住移住対策の中で、人口をなるべく減らさないでふやすという方向があります。そういう意味では、今この無駄なものではなくて、人口に合わないような建てて、富良野なんか1回新聞なんか出ましたから、上富良野町においても、やはりきちっとした推計のもとで、こういったものは整備される必要があるかというふうに思いません。

もう一つお伺いしたいのは、今後、この計画では浄化センター等そのものが老朽化してきているというのがありますので、こういったものも含めた施設整備、あるいは今後の計画等というのはどういうふうになっておられるのか、お伺いいたします。

○委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢委員の今後の維持管理、更新の部分の御質問かなと思えますけれども、現在国のほうの制度といたしまして、いわゆる道路とか橋とかいろいろな施設含めて、公共財につきましては、できるだけ長寿命化を図って財政負担の平準化といえますか、そういう方向で進んで

ございます。

下水道もそういう制度がありまして、現在中長期の更新計画につきまして、部分的に補修を加えることによって施設の寿命を延ばし、なおかつ更新時期、国全体としての更新時期が余り重ならないようにという施策のもとに、町も同調して実施してございます。

現在、平成22年度から順次先に稼働した、平成4年度に稼働した部分の更新時期が来てございますので、その部分につきまして、長寿命化を前提とした更新事業を現在実施中でございます。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

以上をもって、各会計歳入歳出決算認定についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開時間を10時25分といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時25分 再開

○委員長（長谷川徳行君） 続いて、平成23年度上富良野町企業会計決算認定について質疑に入ります。

最初に、水道事業会計全般の質疑を行います。

4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 13ページの水道事業費の中で、漏水調査費という形で毎年予算が計上されているかというふうに思います。現状では調査をしながら、すぐそういう原因がわかれば手立てを打って対策を講じていたかと思いますが、この23年度においては、調査して漏水箇所等を何件実際対処、発見されたのか、わかればお伺いしたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

○上下水道班主幹（北越克彦君） 平成23年度の漏水関係の修理の件数は、18件であります。

○委員長（長谷川徳行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 埋設してあります水道管、配水管等そのものが、もう地域によっては古くなったりだとかという現状があるかというふうに思います。それに基づいていろいろ行政のほうでは、担当課としては計画も立てられて、それに基づいた補充、埋設等も行い、また、道路の改修と合わせて現状では整備を行っている状況かというふうに思いま

す。

今後この埋設する老朽化している、もう既に古いという配水管等がかなり実態としてはあるかというふうに思いますが、大体何年ぐらいで、追っかけてまた古くなれば、また直さなければならないというふうになるかというふうに思いますが、大体大まかなめどとして、そういった配水管の古い箇所等については、めどとして大体どのぐらいでおおむねこの修繕がなされようとしているのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

○上下水道班主幹（北越克彦君） 4番米沢委員の御質問にお答えいたします。

今、上富良野町の水道管、全体で約95キロほどございまして、そのうちの昭和47年から昭和50年の間に布設された水道管が約38キロございまして、水道管の耐用年数が40年でありますので、ちょうど今40年を迎えている時期にあるところであります。そのうち、既に水道管の布設がえをしたところが約6キロございまして、残り今現在で、平成23年度の段階で老朽管として残っているものが、約32キロほど残っているところであります。

直した数字については、15%直しているという状況でありますけれども、まだ約30キロほどの老朽管があるという状況であります。これを毎年今後も修繕を、布設がえをしていかなければならないのですけれども、今現在、道路部局の舗装の工事とあわせて水道管の補修を実施させていただいておりますので、上の舗装をめくる費用ですとか、そちらのほうが水道の立場で言うと、大変安くさせていただいているという状況があります。そんなことも含めまして、水道のほうでは、毎年2,000万円程度の布設がえの計画を立てて実施しているところでありますけれども、いかにせんこの約30キロの水道管を直していくとしましても、年数的には、まだ20年ぐらいの年数がかかるということになっているところです。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） なければ、これで水道事業会計の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（長谷川徳行君） 次に、病院事業会計全般の質疑を行います。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 7ページ、ここのところの介護療養型老人保健施設のところですけれども、ここが人数で6.5%減、収益で3.3%、前年対比で453万1,666円だということですが、ここの部分が減少というのは、ちょっとどういう要因なのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） 3番村上委員のただいまの御質問にお答えしたいと思います。

老人保健施設の収益の関係でございます。これにつきましては、基本的には、私どもまず結論から申しますと、満床で稼働しているというふうに認識しております。ただ差違が出ますのは、やはり入所するに当たりまして、いつとき病気になられて、老健のほうから一般に移るケースとか、また、そして戻ってくるとかあります。それと、その中で次の方がお入りになる場合、一定程度症状に合わせた中で、いつタイミングよくお入りいただくかとか、そういう見きわめが非常に必要になってきます。したがって、そういうような見きわめの長短というのが、どうしても入所者の状況によって出てきますので、そういう中で差違が出てくるということでありまして、必要以上に極力現場としては速やかに入所させる手続、院内には入所の検討委員会も設けてございまして、その中で速やかに医師、あと現場の師長等と、あと私どもも入りますけれども、そういう中で速やかな入所をする体制は、考え方持って日々進めておりますが、先ほどのような状況で差違が出るということで御理解いただければと思えます。

○委員長（長谷川徳行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） その検討委員さんというのは、どういうメンバーで構成されているのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） ただいまの質問にお答えします。

まず、常勤医師3名が、まず入ります。それとあと師長と老健の責任者と、あと私ども事務方が入って検討をするという内容になっております。

○委員長（長谷川徳行君） 村上委員よろしいですか。

5番金子委員。

○5番（金子益三君） 13ページにかかわるところのかなと思うのですが、今年度も昨年度から比べますと非常に病院の事業費のほうを抑えて、かなりの努力が見られるなどというふうに思えます。その中で、給与費の中が下がっておりますが、

これは恐らく常勤医の交代に関するところかなというふうに思われます。今後において、継続可能に引き続き旭川医科大学との関係を良好にしていながら、常勤医の確保並びに出張医の確保というものがどのようなことになっているのかちょっとお聞かせください。

○委員長（長谷川徳行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） 5番金子委員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、基本的に給与費の関係でございます。その減となった理由につきましては、手当の関係でいきますと、人事院勧告の減とか一般的なものです。あと、加えまして退職手当組合の負担金の精算年でなかったというようなことが、まずルー的なものでございます。

それと、あと報酬の関係では、常勤医が昨年、23年4月から着任いただいたという中で、出張医が必然的に減となってくる状況でありました。

それと、あわせて出張医師の確保につながりますが、全国的に研修医の制度が変わった中で、なかなか大学の医局にとどまっていただけの、集まっていた先生方が、全国的に減少傾向にある中で、何とか支援をいただいて、特に日中の業務もそうですけれども、特に一番大事な宿直業務をきちっと担っていただくことで、常勤の医師の要するに負担を軽減するというようなことの観点で要請しておりますが、先ほどの医局自体の医局員が減少しているということも事実でございますので、そういった中で、一定程度我が病院としての過重がちょっとかかる部分と、あとあわせて3内のほうから、第1外科もございますけれども、そういう中で何とかその可能な範囲で支援をいただくように努めているのが現状であります。

そういう中で、なかなか出張医師がどうしても減になってくる部分が、今あるのも実態ですので、そこら辺につきましては、引き続き町長を初めとするいつも要請行動も行っておりますし、また、日ごろの医局との連携、あと直接来られている先生方とのやはり密接な関係を大事にしながら、少しでも来やすい、出張しやすい環境づくりに現場としては努めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上であります。

○委員長（長谷川徳行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） ただいま答弁ありましたように、本当に日ごろの職員間、また、医師間のその意思疎通というか、気持ちのやりとりが非常にいいということも評判を聞いておりますし、現に私も出張医の先生とお会いしたときには、非常に環境が整っているということも伺っておりますので、引き

続きこの件につきましては、本当に職員一同、一丸となって御努力していきながら、旭川医科大学とのさらなる連携を深めていただきたいと思います。

あわせてお聞きしたいのですが、看護師及びP T Eなど、そういった医師以外の医療従事者にかかわるところで、これから5年10年とたっていくと、当然今いらっしゃる臨床検査士ですとか医学療法士ですか、その方たちも更新の時期になってくると思うのですけれども、その方たちの経過年度についての補充等々についての部分というのは、どのように今考えていらっしゃるのですか。

○委員長（長谷川徳行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

基本的には、まず看護師等の関係では、日々働きやすい環境、それに既に御案内のとおり院内保育ですとか、そういう部分も含めて受け皿の部分で、まず受けやすい、勤めやすい環境づくりに基本的に努めたいと思います。

あと、あわせて御質問の中にありました検査技士ですとか、そういう方々が大半退職に近づいてきているというような部分では、当然途中、検査技士も途中3名体制にしたりもしてましますけれども、そういう計画性を持っていかないと、なかなか確保できる人材ではないと思っておりますので、特にあえて言いますと、薬局あたりですと1人職場というようなこともございますので、そこら辺については、区切りよくぼんぼんと入れかわれるという現場の性格でもございませぬので、そこら辺は必要な手立てとして、場合によっては、要するに確保対策をさらに前倒すなり、人材の要するに確保に向けては、より神経を使いながら退職に向けた新たな確保に向けて努力していかなければならないというふうに考えておりますので、そういうような考え方で、現場のほうとしてもアクションを起こしていくような体制を整えていくような形で進めたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（長谷川徳行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） ありがとうございます。今ちょうど聞こうと思ったところ、答弁の中に入っていたのですけれども、看護師の確保と定着のために、院内保育を今充実させておりますが、今現在院内保育に通っていらっしゃる人数と、その保育士の数を教えていただきたいと思います。

○委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長、答弁。

○町立病院事務次長（山川 護君） 5番金子委員の御質問にお答えいたします。

今現在町立病院の院内保育所に通っている保育児

は6人です。先生につきましては、保育士が7人、全員有資格で対応しております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 5番金子委員。

○5番（金子益三君） その保育士7人ということで回しております、たしか前年度からですか、国のきちとした補助が受けられるということになります。このことにより、やっぱり一つ大きな看護師確保の成果何かあらわれたようなことというのは、具体的にあれば教えてください。

○委員長（長谷川德行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） 5番金子委員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、次長のほうから人数等御報告申し上げましたが、その子供さんの内訳を見ますと、正看護師が2名ですか、それと臨時が2人、臨時のほうは職種含めると3人になりますね。そういう中で子供さんを預かっているということで、基本的には正職員もそうですが、臨時の方々も、その臨時という勤務体系の中で、子供さんを預けることで職場に復帰できているというような現状がございますので、それがまさしく人材確保の受け皿としてやっている院内保育が効果を発揮している点だというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 医業収益の点について、12ページお伺いいたします。

前年度から見ても、落ち込んでいるという形になっています。入院についても、客数についても変動があるということです。これは医師数とのかかわりの中でも大きく要因している要素も、全部ではないと思いますが、患者さんですから、相手次第のこともありますので、そういった部分についてどうでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（長谷川德行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） 4番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

特に、今回医業収益のほうで、入院を中心とする落ち込みがあったということでもあります。御存じのとおり、数年前までは常勤医師も4名という中で、1名が減って以来、3名体制を継続することに何とか力を注いでおまして、一方では、その3名というのは病院を、あの施設を運営する上で、もう最低限の人数でもあります。そういった中で、既に御案内のとおり、内科医を中心として変動、退職されたりとかいろいろあった中で、なかなか常勤が定着するまでの間の、要するに病院としての診る力とございますか、そういう部分が非常に不安定な状況で

ありました。そういう中で、結果として外来、数値を見れば、外来のほうはそんな大きな落ち込みではないと思いますが、入院を中心として、そういう診る部分での不安定要素があって、結果的には入院の減につながっていったものというふうに大きな要素としては考えております。

それ以外、どこの病院も比較的、聞きますと最近患者数が減っている傾向にあるということも聞いていますので、それがまた別な意味で、どういう要因かということまでの分析はなかなかできづらい部分もありますが、そういう前段お話しした部分が大きな要素かなというふうに思っております。

あと、いずれにせよ私も最低限の3名について、先ほどの御質問とも関連するのかもしれませんが、極力常勤医師の負担軽減を図りたいというふうに頑張っている中で、必ずしもそうならない状況も、先ほどちょっと御説明しましたが、何とか事務方としては、そこら辺をスムーズに働きを強めることで、何とか確保していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 現状について、おおむねわかりました。

それで、次にお伺いしたいのは、交付税との関係で、いわゆる病院の再編計画等があったときに、病院のベッド数、交付税等が減額されるということで、5年間限度でという形になって、ことしあたりなのでしょうかね、もう期限が切れるという形になっているのかなというふうに思いますが、その後のこれ対応等について、大きくやっぱり経営にもかかわる話でありますので、その後のどういうふうに現状でなっているのか、その点お伺いしておきたいと思えます。

○委員長（長谷川德行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） 4番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

特に、多分交付税の関係ですと、老健に転換した部分の交付税の措置だと思いますが、それにつきましては、普通交付税の中で、36床を28に転換したわけですから、その分が44に、今は一般病床ですけれども、それを転換後の経過措置としては、20年に転換しましたので、21年から25年までの5カ年ということで、80床について経過措置で引き続き見ていただけている期間であります。

それで老健につきましては、転換のときに補助もいただきながら施設の改修整備も行ったわけですが、それが幸い安定稼働というようなことですので、それ以降については、引き続き老健としての

収益をきちっと確保していくということが病院に求められていることかなというふうに思っております。交付税の措置上は、そういうような状況になっております。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 5年限度という形の中で、特例という形で交付されているかと思いますが、聞きましたら、引き続き町のほうでは、この限定的な交付税をまた引き続き交付してほしいという要望も出されているということの話も聞きました。そこはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（長谷川德行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ただいまの質問につきましては、不採算地区病院としての外れた部分に対することかと思いますが、その点で答弁させていただきますと、そちらのほうも基本的には要綱が改正になりまして、結果的には、くしくも21年から影響を受けるというようなことになりました。それにつきましても同様に経過措置ということで、国のほうで見ていただけたのが21から25年までの5カ年の対応でございます。

それ以降につきましては、経過措置のさらなる何らかの対応を求めていきたいというふうに考えておりますが、少なくとも新しい、経過措置5年ですから、そのままですとなくなってしまう。ただ、新しい切り口とか、そういう観点の中で地方の公立病院が、要するに頑張っていくためには引き続き、それと仮に別でも、引き続き支援というのはただかなければならないということを考えておりますので、今北海道と調整もしながら、新しい切り口の中で要件として認めていただけるものがないかというふうに今模索しておりますので、ただいまそういうようなことを事務方の作業としてすり合わせをしながら進めようとしているところであります。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 非常に大事な部分で、経営にも本当にかかわる話ですから、それはよく自治体としても、そういったいわゆる広域病院のそのあり方という問題でも矛盾点がたくさんあるわけで、当初担当者等にお聞きしましたし、そういうものも含めて食欲にやはり、この病院がなくなったら本当に上富良野大変な状況で、富良野まで行けといったって、行ける人はいけるかもしれない。多くはやっぱり高齢化になればバスの確保、交通手段の確保という点でも困難になりますし、近間であって、なおかつベッドがあるということは、本当に非常にいい環

境の中でのいるわけですから、こういった点も含めた中で、ぜひ要望を引き続きぜひお願いしたいと思っております。

次にお伺いしたいのは、いわゆる老人保健施設がいわゆる転換されたときの手段として、収益性が上がるということで、経営にもプラスとなるということで設置されました。そこで、毎回聞くのですけれども、いわゆる老健で働いている、介護されている方の身分の問題ではありますが、やはりこれだけ定着しているわけですから、きちっとやっぱり採用する枠を設けると。現行の定数枠でいけば、全然該当にも何もならないわけで、あくまでも賃金職員という形の中で働かざるを得ないという状況になっているわけです。そういうことを考えたときに、将来的にもこれを維持して看護、老健をやっぱり支えるということであれば、やはりラベンダーハイツと同じように職員も入れかわったりだとか低賃金で、改善されたといえ、まだまだ低い状況で、やはり一定枠、正職員として採用する枠を設けて、やはり定数のあり方そのものにもかかわってくる話ではありますが、当然それは必要な話ですから、そういった体制というのは、とる必要があると思っておりますが、この点お伺いいたします。

○委員長（長谷川德行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） 4番米沢委員のただいまの御質問にお答えしたいと思います。

既に本当に御案内のとおり、病院が老健を転換して、経営に資する形の中で大きく改善・改革をしたという中でベースが、特に老健のほうに入っている、入所されている方も医療に依存の高い非常に病院併設の、逆に言いますとメリットを生かすような形での併設ということでやって、移行した経過にありますので、基本的には、今の施設形態が十分発揮できるような運営をしていきたいというふうに考えております。

そういった中で、転換に当たりまして、特に介護職員につきましては、病院というベースの中で、職員も当然おったわけですが、そういう中でやはり介護職のお世話いただく職員として、非常に貴重な戦力になっております。ただ、それはもう重々ですが、全体の定数のあり方も含めて考えていった中でいきますと、なかなか今のお話のとおりにはいかないのが実態であります。

それで、私どもも町のほうと連携しまして、共通課題として、ラベンダーハイツも含めて、その三つの町全体の水準としての介護職員に対する処遇の改善ということにも重きを置いて取り組んできた経過にもございますので、また、処遇の今後の改善につきましても、そういう十分連携しながら、そこら辺

の議論を進めていかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（長谷川德行君） 4番米沢委員。

○4番（米沢義英君） 町長にお伺いいたしますけれども、今雇用形態等の中で、契約の中で、そういう身分で雇用されているという状況で、有期雇用になっています。これだけ一生懸命働いて、なかなかやっぱり出入りも多いという状況になっております。やはり老健を支えるという意味でも、一定の枠を設けて、やっぱり正職員としての採用枠、当初から若い世代を入れるだとか、そういう形のやっぱり枠を一定部分設ける必要があるというふうに思いますが、十分現行の中でも稼働していると言えば稼働しています。しかし現状を見たら、30になっても40になっても、そのわずかに200万円で働かなければならないだとか、そんな状況です。やはり雇用の一定部分の確保という点でも、人材を確保するという点でも、やっぱり病院においても枠を見直す必要あると思いますが、その点はどうかね。

○委員長（長谷川德行君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4番米沢委員の御質問に、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

この問題については、たびたび御意見いただきますので、繰り返しの答弁になるかと思いますが、今委員から言われているように、こういう機能を地域で将来に向けて長く持ち合わせるということは、多くの地域の方の願いでもございますので、そういう観点で機能が低下しないように、また、将来に向けて後継者、担い手をしっかり確保するという観点では、次の次代を担う若い方を確保するということも大事でございまして、そういうことも含めて、今までも申し上げているように、すべて職員ですべてを賄うということについては、なかなかいろいろな諸課題がございますので、その辺はしっかりした判断を加えながら、将来にこういう機能が持続できるような体制を維持してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○委員長（長谷川德行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番村上委員。

○3番（村上和子君） 12ページ、決算書いただいております。ここの臨床検査業務のところをちょっとお伺いしたいと思います。

大体資料いただきました。資料3ですね。これによりますと、総件数で大体1万件ぐらい少なかった。22年度と比べましてだと思っておりますけれども、

も、ここのところ、1日平均42.9人、42人ぐらい減ってますので、それに比べてかとは思いますが、すけれども、この外部委託で札幌臨床検査センター、それと第一岸本臨床検査センターですか、この岸本臨床検査というところは札幌にあるのでしょうか、どこにあるのでしょうか。

それと、旭川医療センターというところでは、血液その他となっていますけれども、こういったものしか委託できない状況なのか、臨床検査センターというのは、何か所もあるのでしょうか。札幌、どれぐらいあるのでしょうかね、ちょっとその点お聞きしたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 病院事務次長、答弁。

○町立病院事務次長（山川 護君） 3番村上委員の御質問にお答えします。

まず、件数につきましては、患者数によりまして減少していくということをまず御理解願いたいと思えます。

あと、検査の関係でございますけれども、今御質問にありました、うちのほうでは札幌臨床、それから第一岸本等につきましては、これ旭川の支店、道北支店がありますので、そちらとの契約になっております。

また、今旭川の医療センターにつきましては、道北病院の検査部門が外注の委託を発注を受けるということになりましたので、そちらのほうに発注している状況でございます。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） 3番村上委員。

○3番（村上和子君） これは、いつからここにされたのでしょうか。やっぱりいろいろ今まで外部委託、当然外部委託しなければいけない状況はわかるのですが、それはどういうふうにしてこの2社を選ばれたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷川德行君） 病院事務次長、答弁。

○町立病院事務次長（山川 護君） 内容につきましては、発注先につきましては、毎年うちの病院に来ております業者からの見積もり合わせによって、一番単価の安いところと契約をしておりますので、この4社が全部発注を受けているということではございません。検査検査によって、安いところと契約をしているというのが実態でございます。

以上です。

○委員長（長谷川德行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川德行君） なければ、これで病院事業会計の質疑を終了いたします。

以上で企業会計決算認定についての質疑を終了いたします。

説明員は退席願います。

なお、説明員は町長の所信表明から議場にお入りください。

(説明員退席)

○委員長(長谷川徳行君) これより分科会ごとに審査意見書案の作成を行います。

分科会ごとに審査意見書案が作成されましたら委員長まで提出願います。

会場については、事務局長より説明をいたさせます。

○議会議務局長(藤田敏明君) 分科会の会場は、第1分科会は第2会議室、第2分科会は議員控室とします。分科会で審査意見書案の作成が終了しましたら、議長室で正副委員長と分科長により成案を作成します。成案がまとまりましたら、議事堂で成案の報告、審議を行います。

それでは、会場に移動をお願いいたします。

なお、審査意見のとりまとめの時間は、おおむね12時といたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長(長谷川徳行君) 会場に移動をお願いいたします。

午前 11時04分 休憩

午後 2時00分 再開

○委員長(長谷川徳行君) 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

審査意見書案の整理を行いましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 平成23年度決算特別委員会審査意見書案を朗読いたします。

一般会計。

歳入。

1、町税等の収納について。

税の収納状況については、収納率の向上が見られているが、今後も引き続き収納率の向上に努めるように。

歳出。

1、富良野広域連合について。

富良野広域連合については、運営の効率化が図られるよう努めるように。

2、定住移住促進について。

定住移住対策については、十分な成果が上がるよう、より具体的に取り組みを進めるように。

3、防災対策について。

十勝岳総合防災訓練における図上訓練の成果を生かし、今後の訓練の充実を図るように。

4、在宅福祉について。

在宅福祉については、支援制度の検討をするともに、さらなる充実に努めるように。

5、一般廃棄物について。

一般廃棄物処理施設地区連絡協議会負担金については見直しを図るように。

6、環境対策について。

環境対策推進については、省エネルギー型住宅フォーム補助は、より多くの住民がさらに利用しやすくなるよう制度の改正をするように。

国民健康保険特別会計。

1、短期資格証明書について、

短期資格証明書の交付については、今後もとめ置きが発生しないよう努めるように。

2、特定健診について。

非常に努力されているが、今後も医療費抑制を図るため、特定健診・特定保健指導等の充実を図るように。

以上でございます。

○委員長(長谷川徳行君) これより、審査意見書案の審議を行います。

ただいま朗読した審査意見書案について、御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(長谷川徳行君) お諮りいたします。

審議が終わりましたので、審査意見書はこのとおり決定することに御異議ありませんかか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(長谷川徳行君) 異議なしと認めます。

よって、審査意見書は、ただいまの審議のとおり決定いたしました。

以上で審査意見書の審議を終わります。

これより、理事者に意見書を提出しますので、この間暫時休憩といたします。

再会時間を2時20分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時20分 再開

○委員長(長谷川徳行君) 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

理事者より所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) 平成23年度の決算に伴います決算特別委員会の御審議を賜りました事柄に対

しまして、まず3日間大変熱心に御審議をいただきましたことにお礼と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

このたび特別委員会から審査意見書をちょうだいいたしましたので、その内容について、私どもも御説明いただいたところでございます。それぞれ各項目につきましては、私ども日ごろ行政執行を行う上において、すべてその項目にわたりまして課題というふうに認識している事項ばかりでございます。とりわけ、どの項目をとりましても、すべて住民の生活に直結する、そういう重要な課題であることを私どもも全く意をともにしているところでございます。

皆様方から賜りました審査意見を十分に体して、これからの町政推進に反映させていけるように最大限の努力をするとともに、また、次年度以降に向けても、十分にその意を配していけるように、意を用いてまいりたいというふうに考えております。

議長さんが常に私どもに対しましてもお言葉をいただいておりますように、議会と私ども車の両輪であるというふうにいつも言っていてくださるとおり、私も皆さん方とともに、まちづくりのために、この決算特別委員会を通じて賜りました御意見を十分に反映させていただきますよう所信を申し述べ、御認定いただきますよう心からお願い申し上げまして、所信とさせていただきますと思います。

大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

○委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

ただいまの理事者の所信表明により、今後の町政執行において十分その意見を尊重し、最善の努力をしたいとの確信が得られましたので、討論を省略し、議案第10号平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第9号平成23年度上富良野町企業会計決算認定の件を採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、議案第10号平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第9号平成23年度上富良野町企業会計決算認定の件を起立により採決します。

最初に、議案第10号平成23年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、意見を付し原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（長谷川徳行君） 起立多数であります。

よって、本件は意見を付し原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第9号平成23年度上富良野町企業会

計決算認定の件は、意見を付し原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（長谷川徳行君） 起立多数によって、本件は意見を付し原案のとおり認定することに認定することに決しました。

お諮りいたします。

本委員会の審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の決算審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は、全部終了いたしました。

終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げます。

決算特別委員会が委員各位並びに理事者の皆様方の御協力を得まして、スムーズに委員会を終了することができました。まことにありがとうございます。

本委員会は、議会の権能を十分に生かした質疑、また、質問がありまして、住民の立場に立った本場にすばらしい委員会だと思っております。

執行部におかれましては、委員会の意見を十分に踏まえて、次年度の予算編成に向けて十分住民の福祉の向上に寄与できるような予算編成を担っていただきたいと思っております。

3日間にわたりまして、皆様方の協力を得まして、スムーズではなかったかもしれませんが、運営させていただきましたことに感謝を申し上げまして、退任の言葉といたします。どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

これもって、決算特別委員会を閉会いたします。まことに御苦労さまでした。

午後 2時26分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年10月5日

決算特別委員長 長 谷 川 徳 行